



パートナーシップで創る
快適な都市環境と自然が調和したまち

— 第 4 次 —
名古屋市
環境
基本計画



2021(令和3)年9月

名古屋市

「パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち」の実現に向けて

このたび「第4次名古屋市環境基本計画」を策定しました。

2015年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するには、あらゆる主体の参画により、環境・経済・社会が調和した持続可能な社会の実現に向けた取り組みをすすめていくことが求められています。

名古屋市は、2019年SDGs未来都市に選定されました。SDGsは、世界の共通目標であると同時に、日々の生活や事業活動の中で目指す目標でもあります。私たち一人ひとりがSDGsの理念を踏まえ、環境問題を自分ごととし何ができるかを考え実践するとともに、環境問題の解決に向け、行政だけではなく市民や事業者の皆さまと力を合わせ、共に取り組むきっかけとなることを願って本計画を策定しています。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大は、ライフスタイルや価値観の変化など社会を大きく変化させ、身近な自然に目を向け人の活動と自然の関係について改めて考えるきっかけとなりました。

また、異常気象が世界各地で発生するなど、気候変動問題は世界共通の喫緊の課題となっています。

環境問題は、一人ひとりのライフスタイルや経済・社会システムと深く関わっており、環境問題の解決にはあらゆる観点からの社会変革が求められています。計画の推進を通じ、大気や水などが良好に保たれた快適な生活環境を保全するとともに、生物多様性の保全や気候変動問題、循環型社会の実現といった環境問題の解決に向け、経済や社会との統合的向上を図る取り組みに果敢にチャレンジしてまいります。

本市は「ごみ非常事態宣言」を乗り越えたパートナーシップを基盤にし、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催などをステップにしながら、様々な分野でのパートナーシップの取り組みをすすめてまいりました。市民や事業者の皆さまとのパートナーシップを一層発展させることで“快適な都市環境と自然が調和したまち”の実現に向け、共に取り組んでいきましょう。

令和3年9月

名古屋市長 河村 たかし

目次 Contents

第1章	計画策定にあたって	1
1-1	環境基本計画とは.....	2
1-2	第4次環境基本計画の基本的事項.....	2
1-3	持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて.....	3
1-4	計画書の構成.....	5
第2章	本市の環境を取り巻く状況と課題	9
2-1	環境・経済・社会の状況と課題.....	10
2-2	市民の環境に対する意識.....	28
2-3	第3次環境基本計画の振り返り.....	31
第3章	みんなで目指す2030年のまちの姿	37
3-1	みんなで目指す2030年のまちの姿.....	38
3-2	みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動.....	42
第4章	目指すまちの姿の実現に向けた施策の展開	49
4-1	施策の体系.....	50
4-2	みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み.....	52
4-3	施策の方向性.....	56
第5章	計画の推進に向けて	79
5-1	パートナーシップによる計画の推進.....	80
5-2	進捗管理の考え方.....	81
5-3	指標・状況把握項目一覧.....	82
参考資料	89
資-1	みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動と施策.....	90
資-2	用語解説.....	93
資-3	名古屋市環境審議会委員名簿.....	99
資-4	名古屋市環境審議会 第4次名古屋市環境基本計画部会委員名簿.....	99
資-5	第4次名古屋市環境基本計画の審議等経過.....	100

第 1 章

計画策定にあたって

1-1 環境基本計画とは

1-2 第4次環境基本計画の基本的事項

1-3 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえて

1-4 計画書の構成

1-1 環境基本計画とは

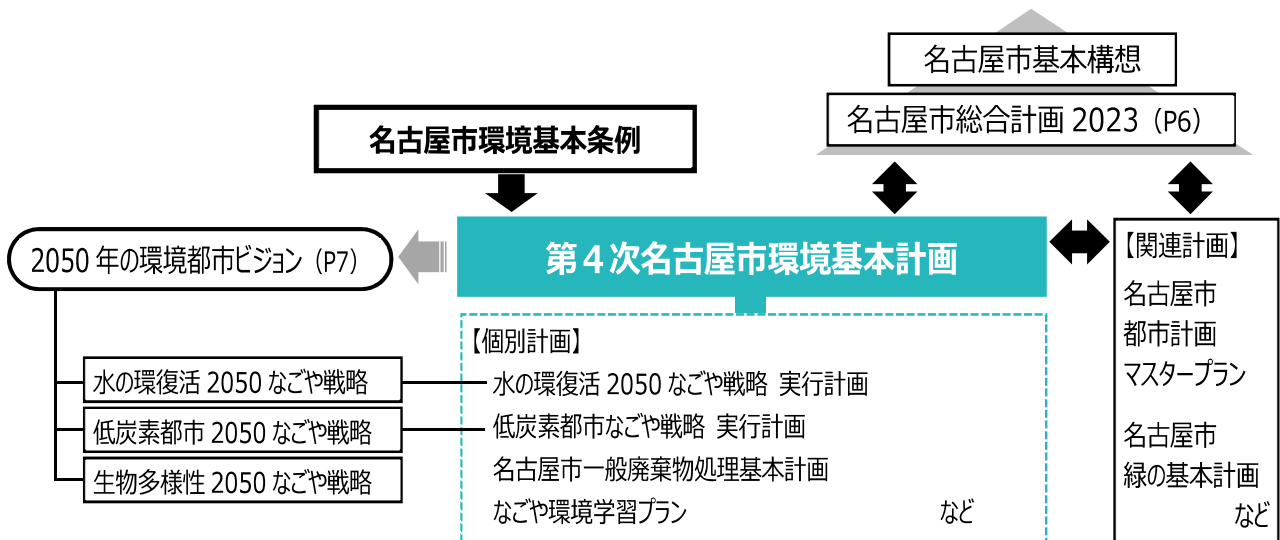
環境基本計画は、「名古屋市環境基本条例」の前文に掲げられた「すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」という理念の実現に向け、名古屋市（以下、「本市」といいます。）の環境の保全に関する施策を総合的・計画的にすすめるための計画です。

1-2 第4次環境基本計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

第4次名古屋市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、2019年9月に策定された本市のまちづくりの基本となる「名古屋市総合計画 2023」（P6 参照）に沿ったものであり、「名古屋市都市計画マスタープラン」や「名古屋市緑の基本計画」など関連計画との整合をはかります。

また、本計画では、第3次環境基本計画において描いた「2050年の環境都市ビジョン」（P7 参照）を見据えるとともに、環境を取り巻く社会の状況の変化にも対応し、市民・事業者・行政などの各主体が環境保全に取り組むための共通認識として「みんなで目指す 2030年のまちの姿」（以下、「みんなで目指すまちの姿」といいます。）を示し、施策の大綱（施策の体系と方向性）を定めます。



2 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域を基本とします。なお、個別の取り組みなどにおいては、必要に応じ、近隣自治体などとの連携・交流を積極的にすすめます。

1-3 持続可能な開発目標 (SDGs) の理念を踏まえて

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターウェブサイト

2015年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下、「SDGs」といいます。)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsでは、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など、環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。2030年までの目標の達成に向けて、先進国も開発途上国も協力して、環境・経済・社会の調和をはかりながら、誰一人取り残さない、持続可能な社会の実現に向けた取り組みをすすめていくことが求められています。SDGsは、国際社会全体の普遍的な目標であるとともに、地域の持続的な発展にとっても重要な目標です。

本市は、2019年7月にSDGs達成に向けた取り組みを先導的にすすめていく「SDGs未来都市」に選定されました。SDGsの理念を踏まえて本計画を策定し、計画の推進を通してSDGsの達成に貢献していきます。

■ SDGsの5つの特徴

- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」
- 参画型** すべてのステークホルダーが役割を
- 統合性** 社会・経済・環境に統合的に取り組む
- 透明性** 定期的にフォローアップ

外務省資料より本市作成

本計画における、SDGsの理念を踏まえた計画策定の考え方を以下のとおり示します。

包摂性・参画型

多様性と包摂性のある持続可能な社会の構築が求められています。あらゆる課題への取り組みにおいて、「誰一人取り残さない」という理念を踏まえる必要があります。また、あらゆる主体の参画で取り組むことが重要であるとともに、誰もがそれぞれの持つ力を発揮し、持続可能な社会の構築に参加できるようにすることが必要です。

本計画では、持続可能な社会の構築に向けた共通認識として、みんなで目指すまちの姿を掲げ、具体的な行動を文字情報だけでなく、イラストで分かりやすく示すことで、あらゆる主体の参加と行動を促進するとともに、パートナーシップでの展開を推進します。また、計画の進捗管理においても、市民・事業者との対話を重視するなど、参画型の計画とします。

統合性

環境・経済・社会は、相互に影響し合っていることから、課題の同時解決や統合的な向上をもたらす取り組みが求められています。

本計画では、環境面のみならず、経済・社会面も考慮した、みんなで目指すまちの姿を示し、その実現に向けた取り組みを推進することで、環境・経済・社会の統合的な向上をはかっていきます。

透明性

事業の進捗や成果を測り、取り組みの透明性を高めることが求められます。

本計画では、指標を設定し、その進捗状況や施策の実施状況を毎年度、把握し、公表するとともに、中間年度においては、それまでの進捗状況と課題をまとめ、必要に応じて見直しをはかるなど、効果的に施策を推進していきます。

1-4 計画書の構成

本計画は、本章を含む、全5章と参考資料で構成されています。第2章では、本市の環境を取り巻く状況をまとめるとともに、課題を整理します。第3章では、SDGsの理念を踏まえ、各主体が環境保全に取り組むための共通認識として、みんなで目指すまちの姿を示すとともに、実現に向けた行動や取り組みを描きます。第4章では、本市がすすめる施策の体系と方向性をとりまとめるとともに、みんなで目指すまちの姿の実現に向けて、重点的に展開する4つの取り組みを示します。第5章では、パートナーシップによる計画の推進や進捗管理の考え方を示します。

■ 計画書の構成

第1章 計画策定にあたって (P1~)

- ・ 計画の位置づけ
- ・ SDGsの理念を踏まえた計画策定
包摂性・参画型、統合性、透明性

第2章 本市の環境を取り巻く状況と課題 (P9~)

- ・ 環境・経済・社会の状況と課題
- ・ 市民の環境に対する意識
- ・ 第3次環境基本計画の振り返り

第3章 みんなで目指す2030年のまちの姿 (P37~)

包摂性・参画型・統合性

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち

パートナーシップがまちを支えている

環境にやさしく豊かなライフスタイルが定着している

人にも生きものにも住み心地のよいまちが形成されている

グリーンな経済が循環している

みんなで目指すまちの姿の
実現に向けた行動

- ▶ 身近な生活空間で…
- ▶ 商業・業務地で…
- ▶ 郊外などで…

第4章 目指すまちの姿の実現に向けた施策の展開 (P49~)

【重点取り組み】(P52~)

<重点取り組み1>

SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大

<重点取り組み2>

環境にもやさしく災害にも強い、快適で安心な暮らしの実現

<重点取り組み3>

自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり

<重点取り組み4>

環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

【施策の方向性】(P56~)

【施策Ⅰ】(P57~)

全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する

【施策Ⅱ】(P62~)

健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる

【施策Ⅲ】(P66~)

廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する

【施策Ⅳ】(P70~)

生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる

【施策Ⅴ】(P74~)

気候変動に対する緩和策と適応策を推進する

第5章 計画の推進に向けて (P79~)

参画型・透明性

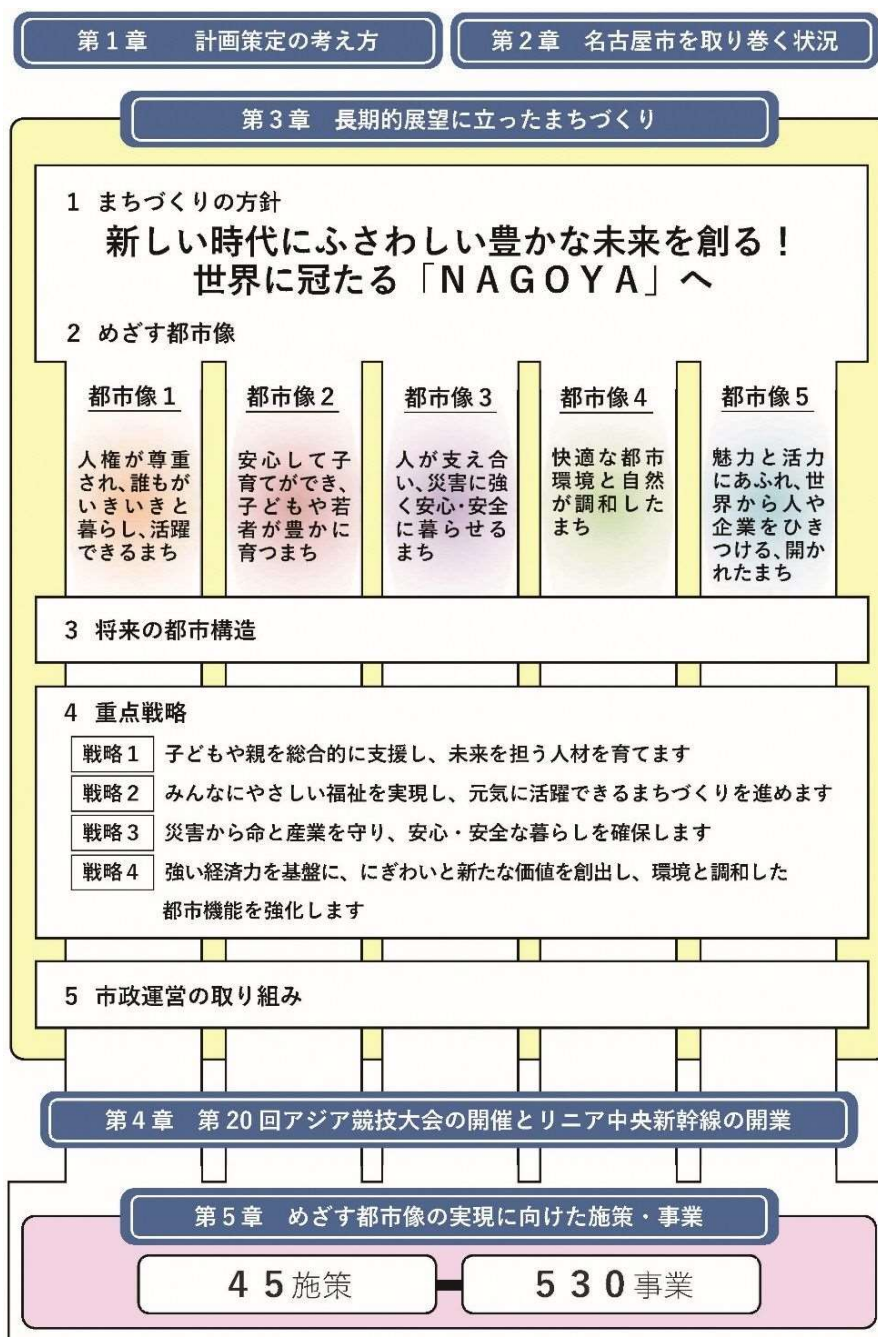
- ・ パートナーシップによる計画の推進
- ・ 進捗管理の考え方
- ・ 指標・状況把握項目一覧

名古屋市総合計画 2023

本市では、2019年9月に「名古屋市総合計画 2023—世界に冠たる「NAGOYA」へ—」を策定しました。この計画は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、2030年頃を見据え、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、2019年度から2023年度の5年間における「めざす都市像」の実現のために必要な施策・事業を総合的・体系的に取りまとめています。

環境に関する施策については、めざす都市像4「快適な都市環境と自然が調和したまち」に主に位置づけられており、「快適な都市環境の中で暮らせるまち」「自然が身近に感じられる潤いのあるまち」「環境にやさしい低炭素で循環型のまち」を将来のまちの姿として示しています。

■名古屋市総合計画 2023 の構成



出典：名古屋市総合計画 2023

2050年の環境都市ビジョン

2011年12月に策定した第3次環境基本計画において、「水の復活 2050 なごや戦略」「低炭素都市 2050 なごや戦略」「生物多様性 2050 なごや戦略」を踏まえて、「2050年の環境都市ビジョン」を描き、2050年のめざすべき4つの環境都市像を、「健康安全都市」「循環型都市」「自然共生都市」「低炭素都市」としました。

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち

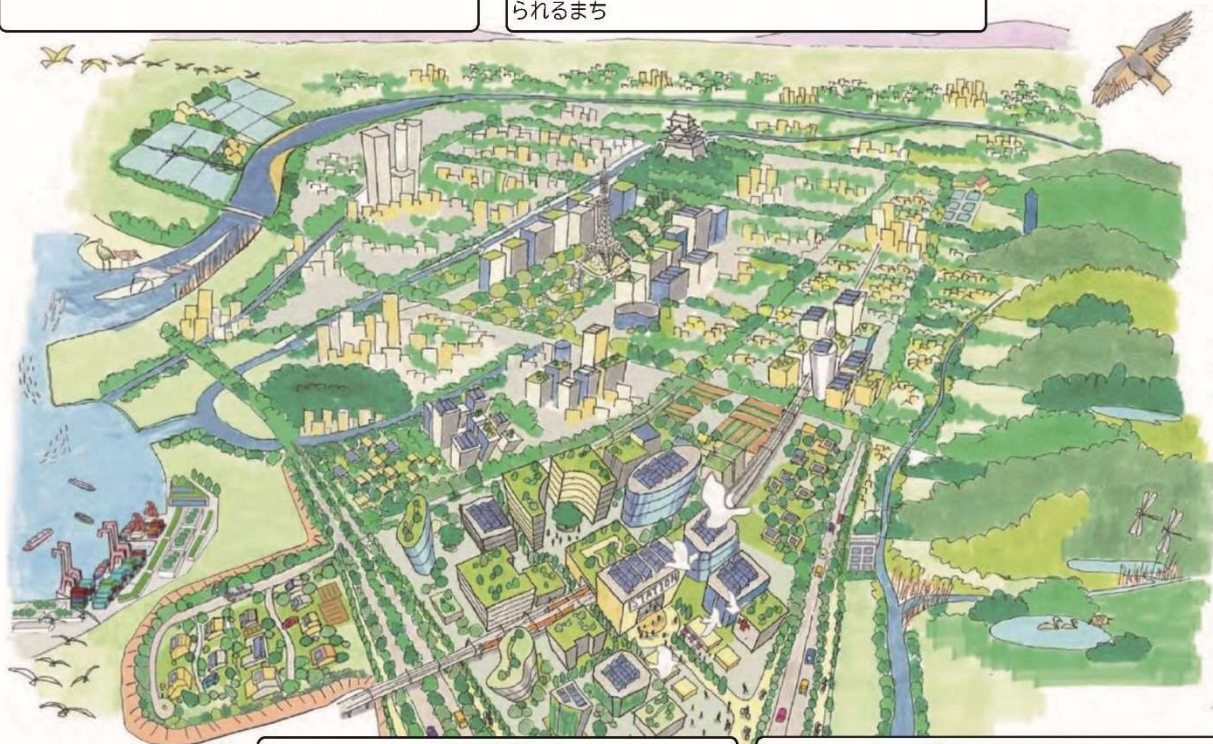
2050年に向けて、なごやの自然、地形、気候、歴史が織りなす風土を活かし、すべての人が協働することによって、土・水・緑・風が復活して、人も生きものもあらゆる生命が輝くまち、日本のトップランナーとして地球環境保全に貢献するまち（環境首都なごや）をめざします。

【健康安全都市】

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち

【自然共生都市】

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち



【循環型都市】

廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち

【低炭素都市】

自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

出典：第3次名古屋市環境基本計画

第 2 章

本市の環境を取り巻く状況と課題

2-1 環境・経済・社会の状況と課題

2-2 市民の環境に対する意識

2-3 第3次環境基本計画の振り返り

2-1 環境・経済・社会の状況と課題

私たちの暮らしや事業活動は、食べ物や水、木材、石油など、地球上の様々な資源を利用し、ごみや温室効果ガスを排出するなど、環境に負荷や影響を与え、成り立っています。また、経済活動がグローバル化する中、身近な環境だけでなく、遠く離れた国や地域の環境にも影響を及ぼしています。

加えて、環境や経済・社会の持続性への懸念が強まるなか、SDGsの採択をはじめとした国際協調を求める動きも高まっています。

計画を策定するにあたり、本市の環境・経済・社会の状況や国際的な環境に関する動向をまとめるとともに、課題を整理します。

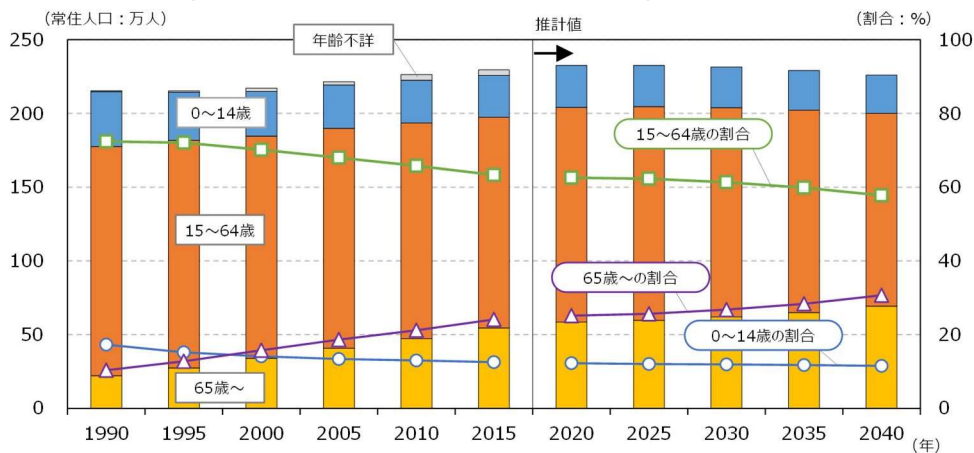
1 少子化・高齢化などに伴う人口構造の変化

本市の人口は、2023年頃から減少に転じる見込みで、長期的な少子化による親となる世代の人口の減少や平均寿命の延伸などを背景に、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口（65歳～）は一層増加すると推計しています。

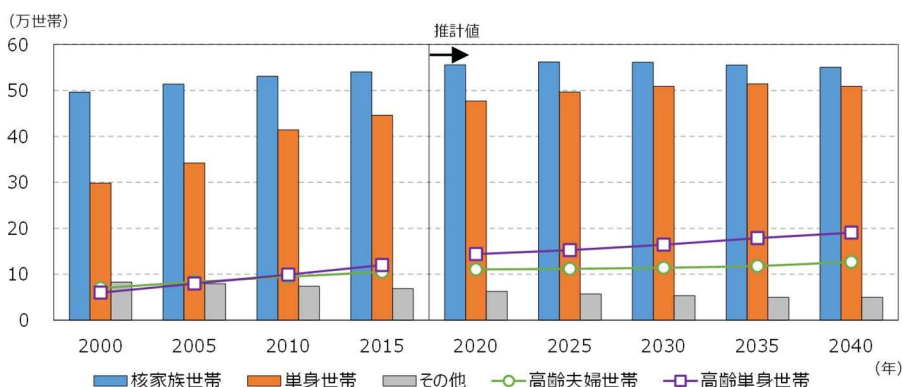
本市における世帯数の増加傾向は、単身世帯の増加などにより今後も続き、特に高齢化の進行により65歳以上の高齢単身世帯が増加すると推計しています。

このような人口や人口構造の変化により、支援を必要とする高齢者の増加や生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下などが懸念され、ごみ・資源の排出弱者の増加など、こうした状況により生じる環境課題の変化に対応していくことが求められています。

■本市の年齢3階級別人口（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の推移



■本市の世帯の家族類型別一般世帯数



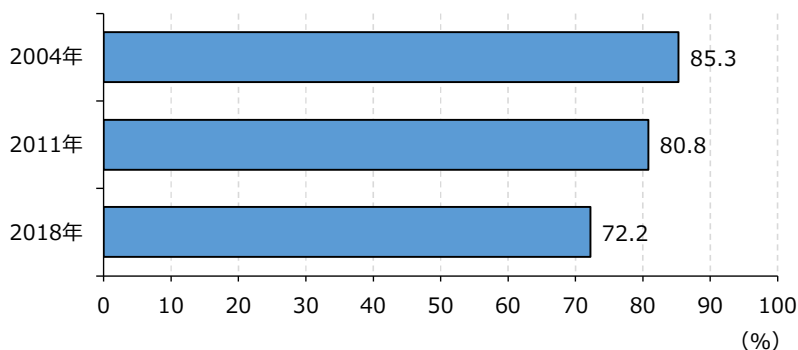
出典：名古屋市総合計画 2023
実績値 統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値 名古屋市推計（2018年10月1日時点）

2 地域コミュニティの変化

価値観やライフスタイルが多様化する中で、人と人とのつながりが変化しています。本市においても、町内会加入率が低下するなど、地域におけるコミュニティの機能が低下しています。さらに、近年、外国人住民が大幅に増加するなど、国籍や民族をはじめ多様なバックグラウンドを持つ市民が増加しています。

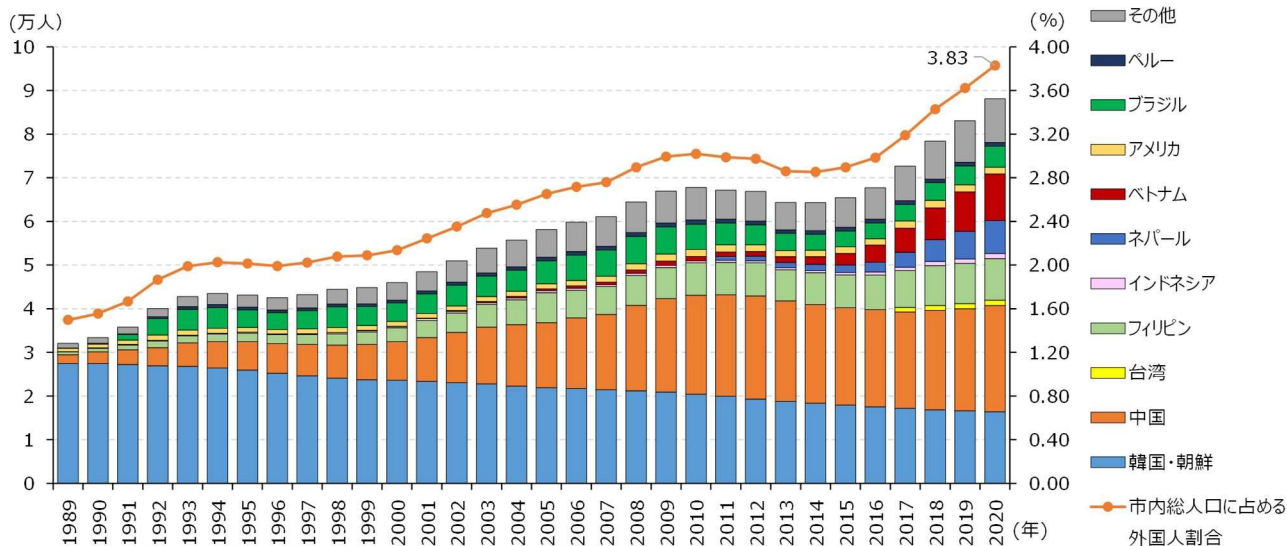
地域の環境をよりよいものにしていくため、地域コミュニティによる取り組みや新たなパートナーシップによる取り組みを活発化させていく必要があります。また、一人ひとりが環境をよりよいものにしていくための行動をとることができるよう、誰もが環境情報にアクセスでき、気軽に学びや活動の場に参加できるようにする必要があります。

■本市における町内会推計加入率の推移



出典：名古屋市総合計画 2023

■本市の外国人住民数の推移、国籍別内訳



(注) 数値は各年の1月1日現在

「中国」については、2016年以前は「台湾」を含めた数値で記載している。

2010年以前の「ネパール」及び1990年以前の「ベトナム」については、「その他」に含めて記載している。

出典：統計なごや web 版公簿人口、名古屋市統計年鑑より作成

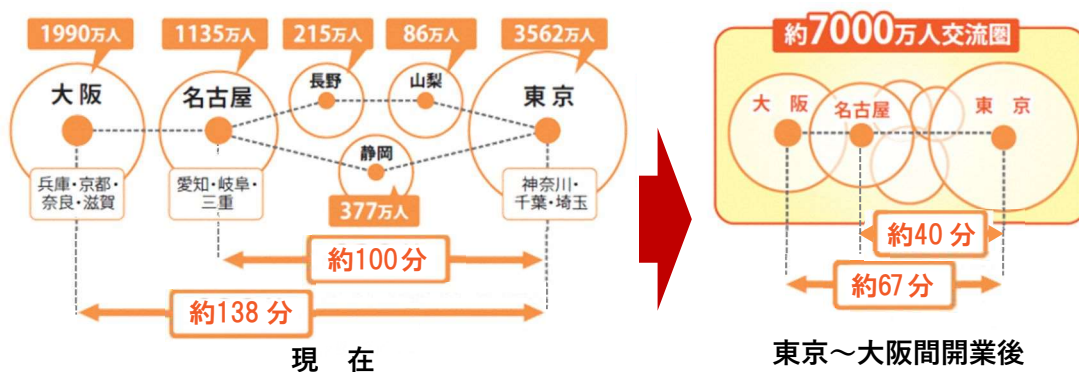
3 リニア中央新幹線の開業やアジア競技大会の開催による交流人口の増加

リニア中央新幹線全線開業が想定される 2040 年頃には、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏であるスーパー・メガリージョンの誕生が見込まれています。また、2026 年にアジア最大のスポーツの祭典である「第 20 回アジア競技大会」が愛知・名古屋で開催されます。

こうした機会は、名古屋の魅力を国内外に発信し、交流を拡大・活性化させる絶好の機会となるため、本市の環境面からの魅力を積極的に発信していく必要があります。

また、将来にわたり本市が発展し続けていくために、交流人口の増加や経済の活性化をはかるとともに、環境負荷を抑制した持続可能なまちづくりをすすめていく必要もあります。

■リニア中央新幹線開業（東京～大阪間）による交流圏の変化



出典：名古屋市総合計画 2023

4 地球環境の持続性に対する懸念

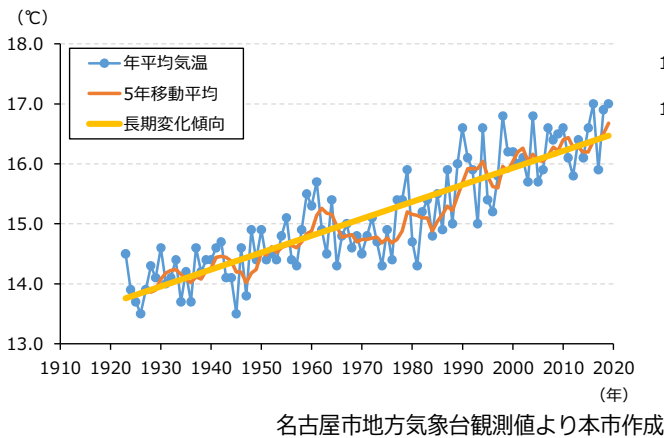
(1) 気候変動問題

【気候変動による影響】

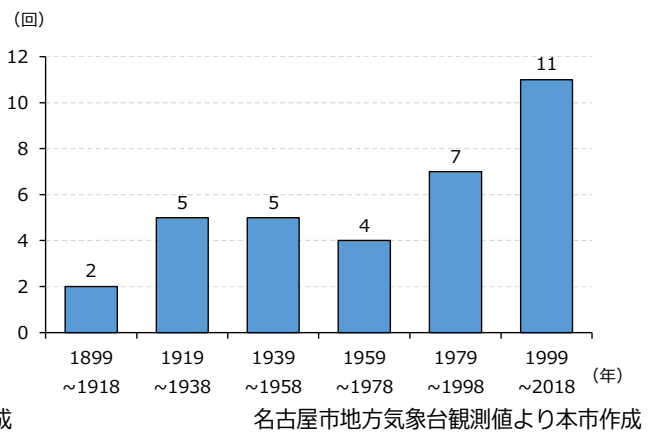
近年、世界各地で記録的な高温や多雨など異常気象が発生しており、地球温暖化による気候変動の影響が気象災害のリスクを増大させるものとして懸念されています。世界、日本の年平均気温は変動を繰り返しながら上昇しています。今後もこうした傾向が続くと言われており、熱中症の増加や農林水産業への影響なども懸念されています。本市においても平均気温は長期的に見ると上昇傾向で、年間猛暑日も増加傾向にあります。

また、全国的に大雨の発生頻度や、一度の降水量は増加傾向にあり、各地において水害や土砂災害などが発生し、多大な被害が生じています。本市においても、1時間に50mmを超える集中豪雨の発生回数が増加傾向にあります。

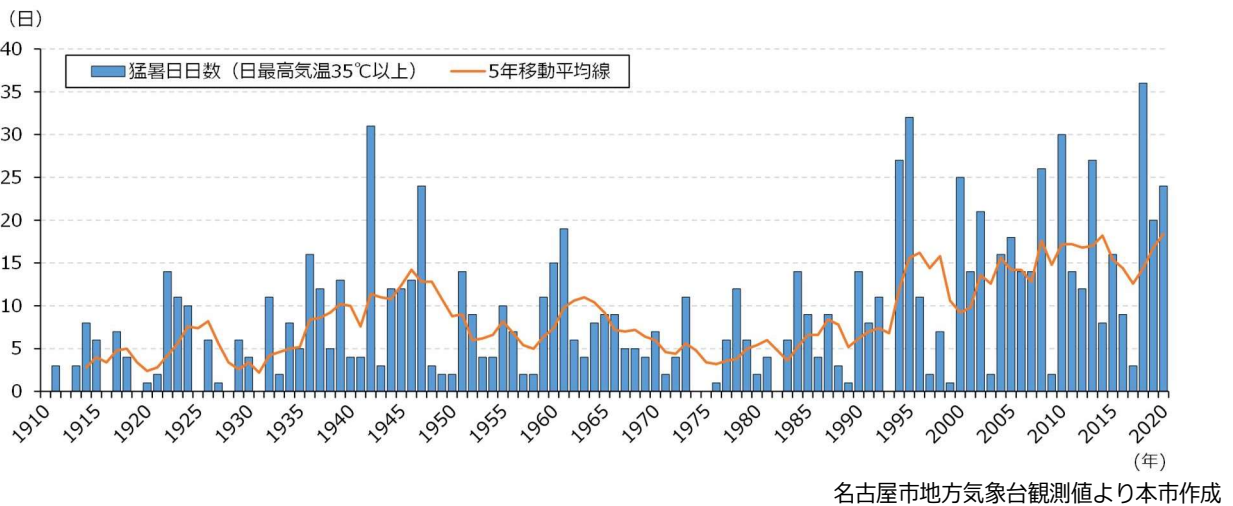
■本市における年平均気温の推移



■本市における20年ごとの1時間降水量50mm以上の発生回数



■本市における年間猛暑日日数



Column 国内外の異常気象、気象災害

近年、世界各地で異常気象や気象災害が発生しています。日本においても、令和元年東日本台風などの気象災害に見舞われました。

個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害などのさらなる頻発化・激甚化などが予測されており、国の「令和2年版環境白書」では、こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類やすべての生きものにとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」として捉えられています。

【令和元年東日本台風（台風第19号）】

令和元年東日本台風（台風第19号）は、10月12日に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、関東甲信地方や東北地方などを中心に広い範囲で記録的な大雨をもたらしました。神奈川県箱根町では10日から13日までの総雨量が1,000mmに達し、東日本を中心に17地点で500mmを超えました。

この台風により、長野県長野市などを流れる千曲川をはじめ東日本を中心に約140か所の堤防が決壊するなど、各地で甚大な人的・物的被害が発生しました。

【東海豪雨】

2020年で、2000年9月に発生した東海豪雨から20年が経ちました。東海豪雨では、日最大1時間降水量97.0mm、最大24時間降水量534.5mmという、名古屋地方気象台の観測史上最も高い値を記録しました。広範囲にわたる内水氾濫（水路や下水道が溢れておこる浸水）だけではなく、新川が破堤した他、庄内川や天白川でも越水が生じるなど、外水氾濫（河川の破堤や越水による氾濫）も発生し、市域の約4割の地域が浸水する甚大な被害を受けました。

■東海豪雨による被害の様子 （西区あし原町の新川決壊箇所）



出典：本市公式ウェブサイト

【気候変動問題に関する国内外の動向】

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑え、1.5℃に抑える努力をすることを目的とした「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界全体の温室効果ガスの排出量をできる限り早期に減少に向かわせ、今世紀後半に実質的にゼロにすることを掲げています。

また、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標（SBT）の設定・開示や使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを目指す国際的なイニシアティブ（RE100）への参加など、事業活動における温室効果ガス排出量削減に向けた動きが進展しています。

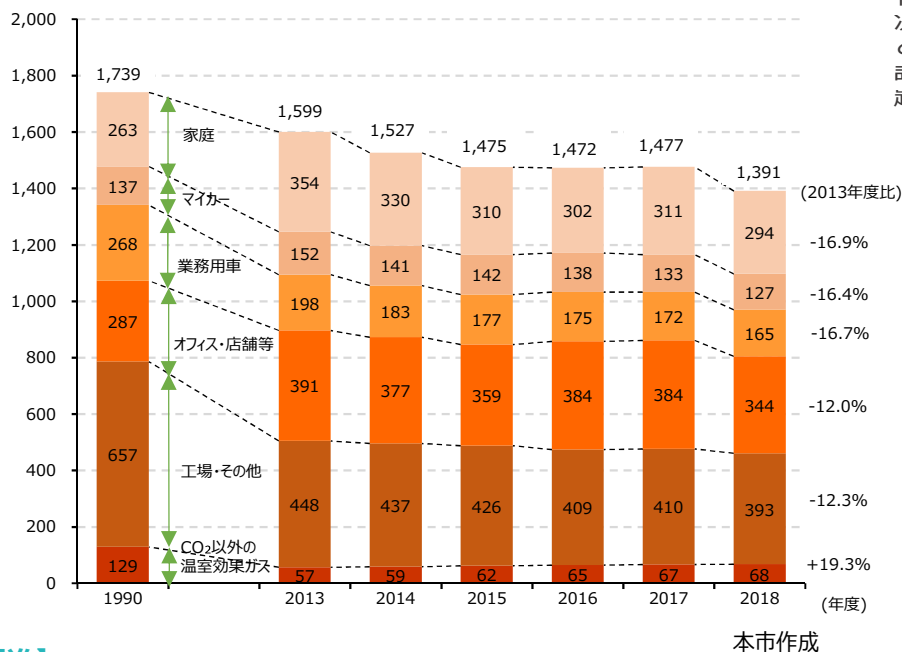
日本においては、2020年10月、菅内閣総理大臣が、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置付けられました。今後、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの加速化が期待されます。

【本市の温暖化対策の状況】

本市は、温室効果ガス排出量（万t-CO₂）を1990年度比で2050年度までに8割削減を長期目標とする「低炭素都市2050なごや戦略」を2009年に策定するとともに、2018年には、社会情勢などの変化を踏まえ、2013年度比で2030年度までに27%削減を中期目標とする「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画」を策定し、温暖化対策に取り組んでいます。

国が、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを加速化させていることから、本市においてもさらなる削減に取り組んでいく必要があります。

■市域からの温室効果ガス排出量の推移



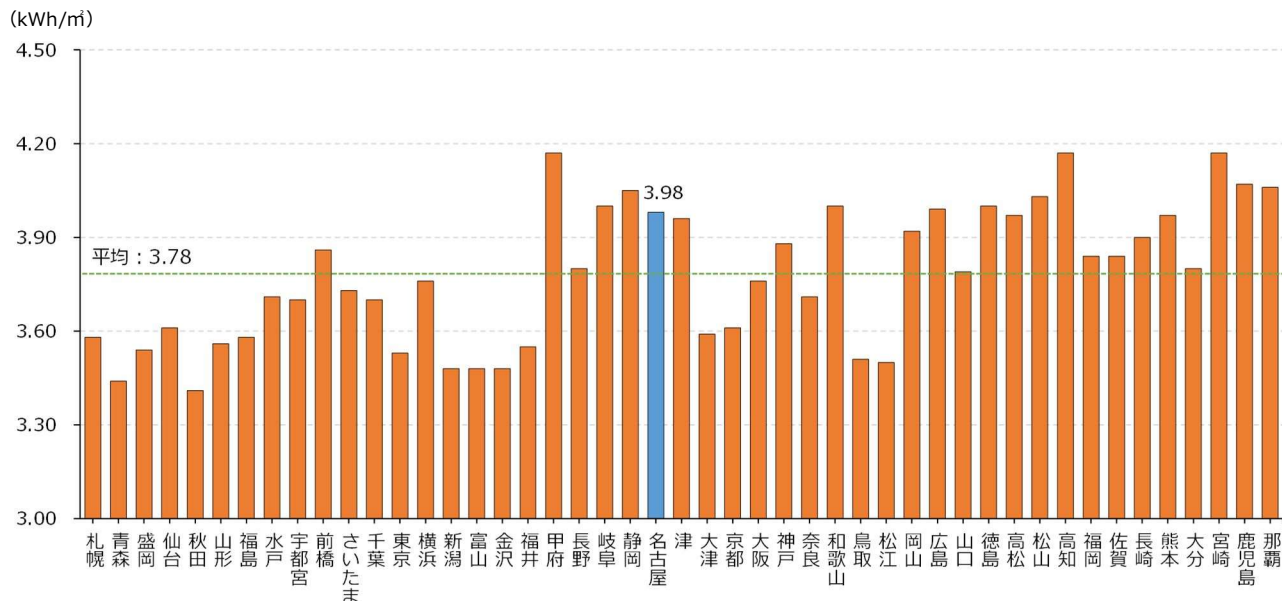
【再生可能エネルギーなどの導入促進】

国内の温室効果ガス排出量の8割以上をエネルギー起源の二酸化炭素が占めており、その削減には再生可能エネルギーの導入拡大が必要不可欠です。国内の発電電力量の構成に占める再生可能エネルギーの比率は約18%（2019年度確報値）となっており、脱炭素社会に向け、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大と早期の主力電源化が必要とされています。

本市は、日射条件が良く、住宅用等太陽光発電の導入ポテンシャルが大きいことから、さらにその導入をすすめていくことが必要です。

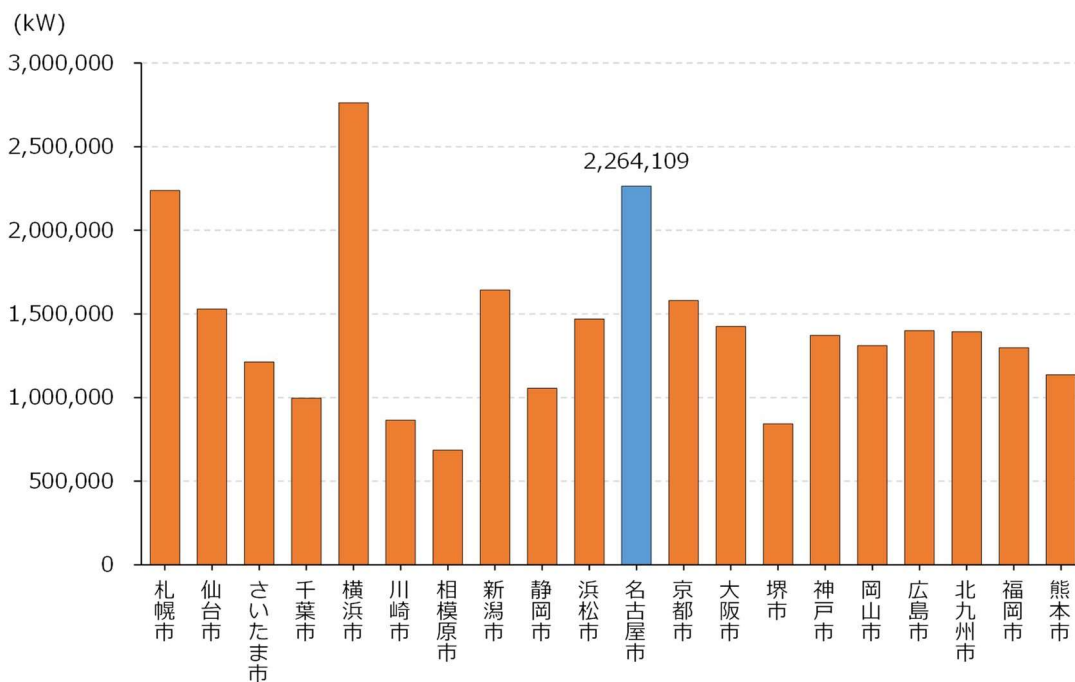
また、水素は、様々な資源からつくることができ、利用段階において二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策をすすめる上で重要なエネルギーとして注目されています。水素社会の実現に向け、日常生活や産業分野での水素の利活用をすすめていく必要があります。

■ 都道府県庁所在地の年平均日射量



令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書（環境省）より本市作成

■ 住宅用等太陽光発電導入ポテンシャル推計

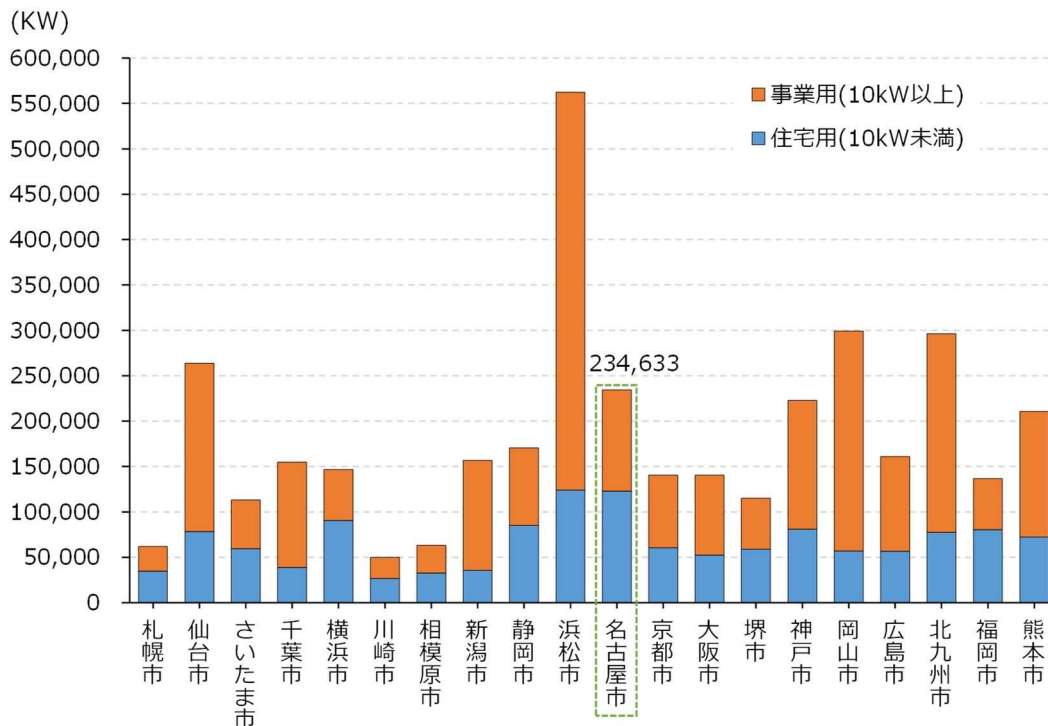


(注)

- ・住宅用等は、住宅系建築物（戸建、共同住宅、オフィスビル）、商業系建築物（商業、宿泊施設）を対象としている。
- ・導入ポテンシャルは、設置可能面積などから理論的に算出することができるエネルギー資源量のうち、エネルギーの採取・利用に関する制約要因による設置可否を考慮して推計されたもの。

環境省再生可能エネルギー情報供給システムデータより本市作成

■太陽光発電設備の導入容量（2019年度末）



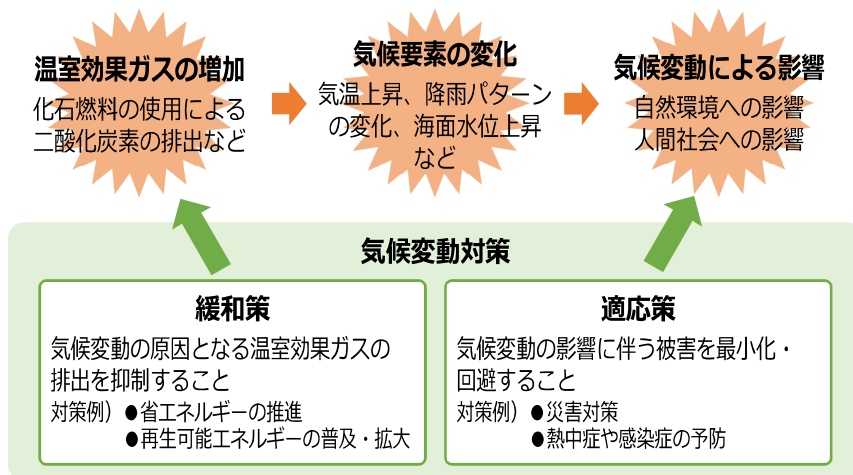
資源エネルギー庁公表データより本市作成

【気候変動の影響への適応】

地球温暖化が急速に進行し、気候変動の影響が日本を含む世界の様々な地域、分野で現れるなか、温室効果ガスの排出量を抑制する気候変動への緩和策だけでなく、気温の上昇や降雨パターンの変化といった気候要素の変化をもたらす、水害や土砂災害、動植物の分布域の変化、農作物の収量の変化や品質の低下など自然環境や人間社会への影響を回避・軽減する、気候変動への適応策も不可欠なものとなってきています。

2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、適応策が初めて法的に位置付けられました。「緩和」と「適応」の両輪による気候変動対策に取り組んでいく必要があります。

■気候変動に対する緩和策と適応策の関係



環境省資料より本市作成

(2) 生物多様性の損失

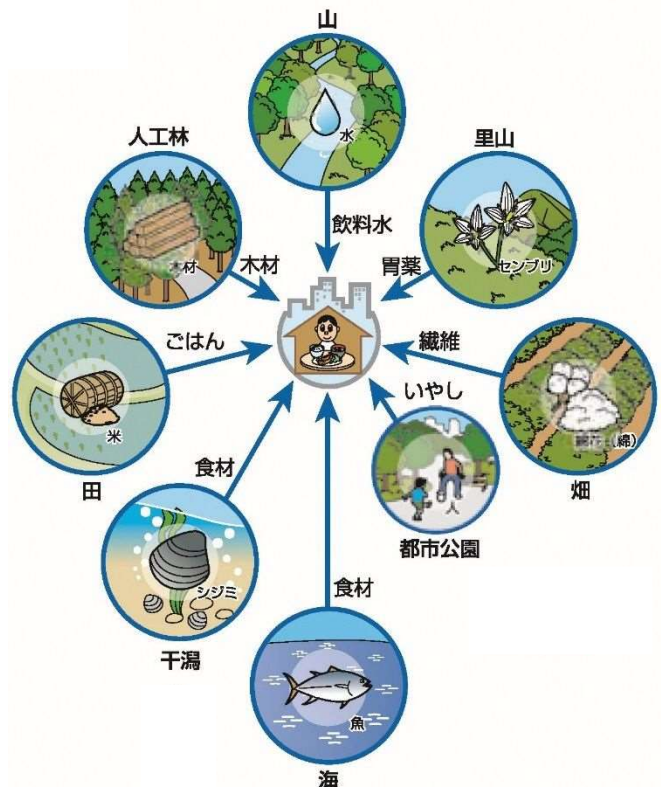
【生物多様性に関する国際的な動向】

地球上には様々な自然の中に、それぞれの環境に適応して進化した多様な生きものが存在し、相互につながり、支えあって生きています。私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって支えられています。

2010年、本市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2050年に「自然と共生する世界」を実現するための2020年を目標とした具体的な行動目標として、「愛知目標」が採択され、日本でも目標の達成に向け様々な取り組みが行われてきました。

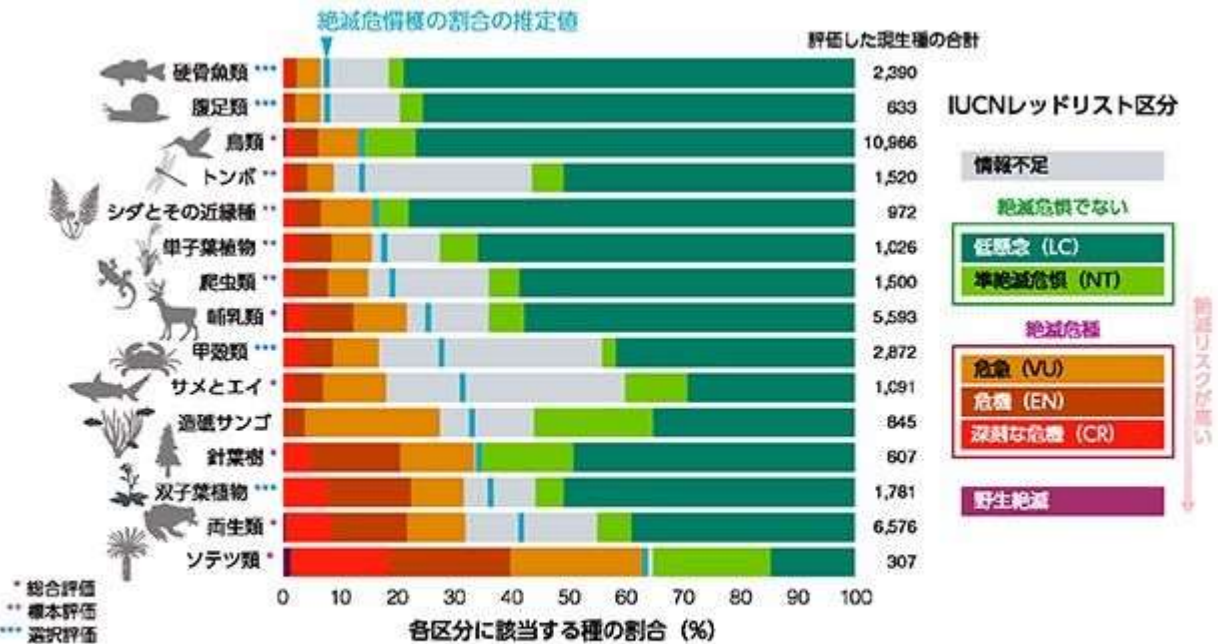
しかし、2020年に国連の生物多様性条約事務局が公表した報告書によると、愛知目標は「20の個別目標の内、14の目標は未達成で、6つの目標のみが部分的に達成した」と評価され、次期目標の達成に向けては、生物多様性の保全や再生の強化、気候変動アクション、環境の汚染や外来種等への対処、持続可能な生産や消費についての取り組みや、社会変革の重要性が示されています。

■暮らしにあふれる自然の恵み（生態系サービス）



出典：生物多様性 2050 なごや戦略

■異なる生物種群の現在の世界的な絶滅リスク



注：国際自然保護連合（IUCN）作成の絶滅のおそれのある種のレッドリストによる絶滅危惧種が各分類群の中で占める割合。総合評価、標本（サンプル）評価、一部の選択的な評価の3通りのいずれかで評価した結果。

出典：令和2年度 環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書
IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約

2021年に開催予定のCOP15においては、愛知目標に代わる目標として、「ポスト2020生物多様性枠組み」の採択が見込まれており、その草案には新たに「自然を基盤とした解決策（グリーンインフラ、Eco-DRRなど）」により、気候変動の緩和と適応、防災・減災や健康に貢献することが掲げられ、本市においても自然の持つ多様な機能を活用し、生物の多様性の保全をはかりながら、他の分野の課題の解決にも貢献していく必要があります。

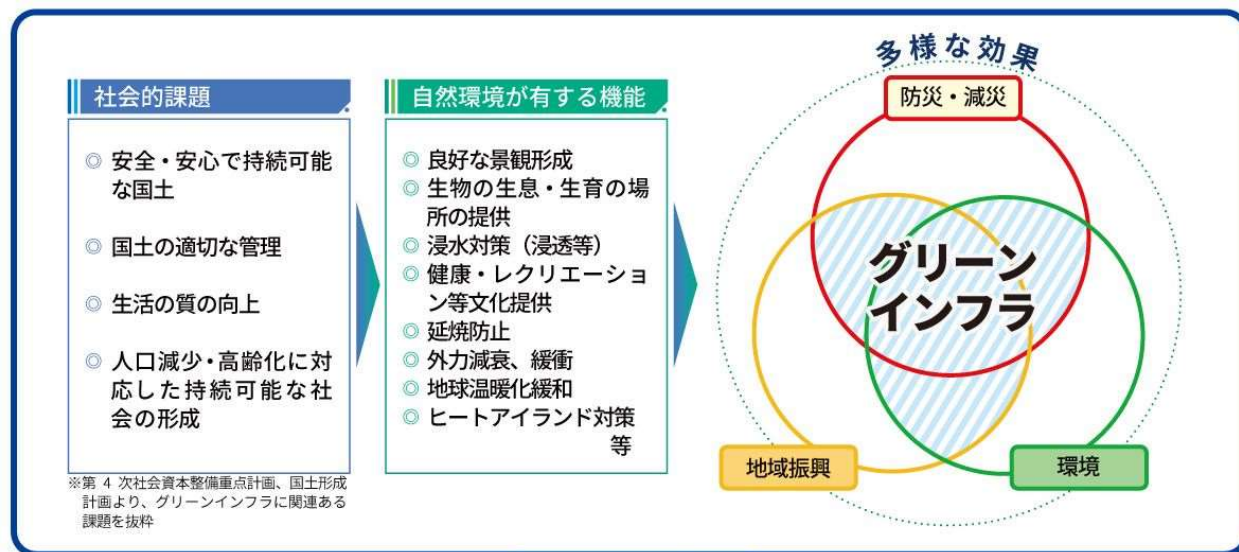
Column 自然環境が持つ多様な機能の活用

社会インフラの整備や土地利用などハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりをすすめるグリーンインフラの取り組みや自然の力を防災・減災に活用するEco-DRRの取り組みが注目されています。

自然環境（植物・水・土など）は、生きものの生息・生育の場の提供や良好な景観形成、雨水の貯留・浸透、子どもたちの遊びや学びの場の提供など様々な機能を持っています。グリーンインフラやEco-DRRは、こうした自然環境がもつ機能を積極的に活用し、多様な効果を生み出すことで、生物多様性の保全だけでなく、ヒートアイランド現象や都市型水害など、様々な地域の課題解決にも貢献するものです。

また、グリーンインフラやEco-DRRの取り組みは、行政だけでなく、市民や地域、事業者など多様な主体の参画と連携によりすすめていくことが重要です。

■グリーンインフラの考え方



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省ウェブサイト

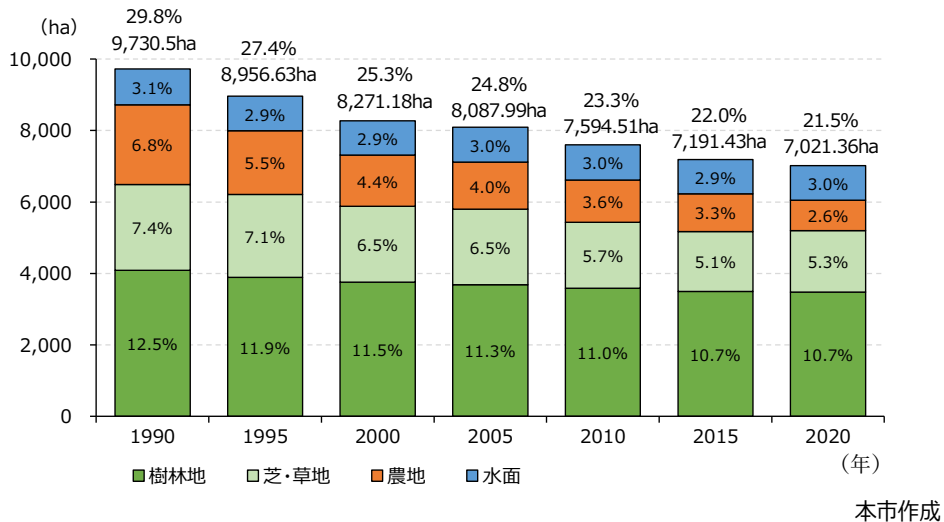
【本市の生物多様性の状況】

本市は、西部の沖積平野、中央部の洪積台地、東部の丘陵地の主に3つの地形からなり、それぞれの地形の特性に応じた生態系が形成されてきました。しかし、都市化の進行により、市内の緑被地は減少しており、生きものの住みかが失われています。

「名古屋市版レッドリスト 2020」によると、市内には6,697種の生きものが確認されていますが、そのうち、哺乳類・両生類の5割以上、は虫類・魚類・貝類の3割程度、生きもの全体では413種が、市内から絶滅するおそれがあります。このため、樹林地や農地など残された貴重な生きものの生息地を保全するとともに、市域の大部分を占める都市部において生態系の回復をはかっていく必要があります。

また、私たちの暮らしは世界中の生物多様性の恵みに支えられて成り立っている一方で、生物多様性に配慮した行動をしている市民は2020年度のアンケート調査において56.4%となっています。私たちが今後も生物多様性の恵みを受け続けるためには、あらゆる人が生物多様性の大切さを認識し、市民の日常生活や事業者や行政などの経済社会活動の中に、生物多様性への配慮を組み込んでいく「生物多様性の主流化」を一層すすめていく必要があります。

■ 緑被率の推移



■ なごやの希少な生きものたち



(3) プラスチック問題

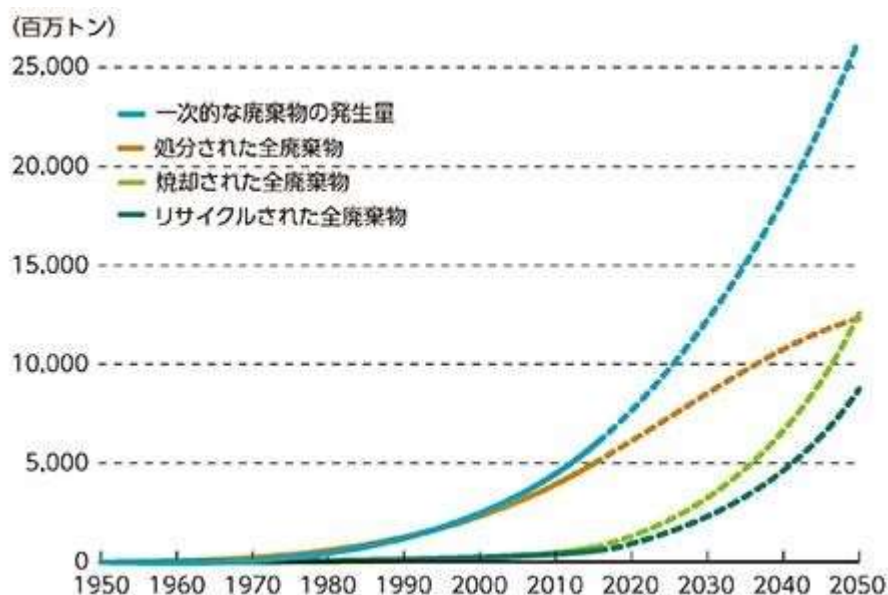
プラスチックの生産量は世界的に増大し、生産量の増大に伴い廃棄量も増えていると言われており、現状のペースでは、2050年までに250億トンのプラスチック廃棄物が発生し、120億トン以上のプラスチックが埋立・自然投棄されると予測されており、地球規模での環境汚染や限りある天然資源の浪費などが問題となっています。

毎年500万から1,300万トンものプラスチックが海洋に流出していると推計されており、2050年までに海洋中に存在するプラスチックごみの重量が魚の重量を超過するとの試算も報告されています。自然環境中で細かく砕かれることなどにより、5mm以下となったプラスチックはマイクロプラスチックと呼ばれ、有害物質を吸着し、魚や鳥などが体内に取り込むことによる影響が懸念されています。また、これまで主に先進国から途上国へ、プラスチック廃棄物が輸出されてきましたが、2021年から、バーゼル条約により、プラスチック廃棄物の輸出が規制されることになり、国内で適正な資源循環を行う必要性が高まっています。

2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。日本においては、サミットに先駆け、「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、2021年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

プラスチックの問題は、このような生物多様性や資源循環の問題だけでなく、焼却されることにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出するなど、様々な環境問題につながっているため、総合的な視点のもとでの取り組みが必要です。

■プラスチック廃棄物発生量の推計



出典：令和2年度 環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書
Geyer, R., Jambeck, J. R., & Law, K. L. (2017). Production, use, and fate of all plastics ever made. *Science advances*, 3(7), e1700782.

5 暮らしの基盤となる生活環境

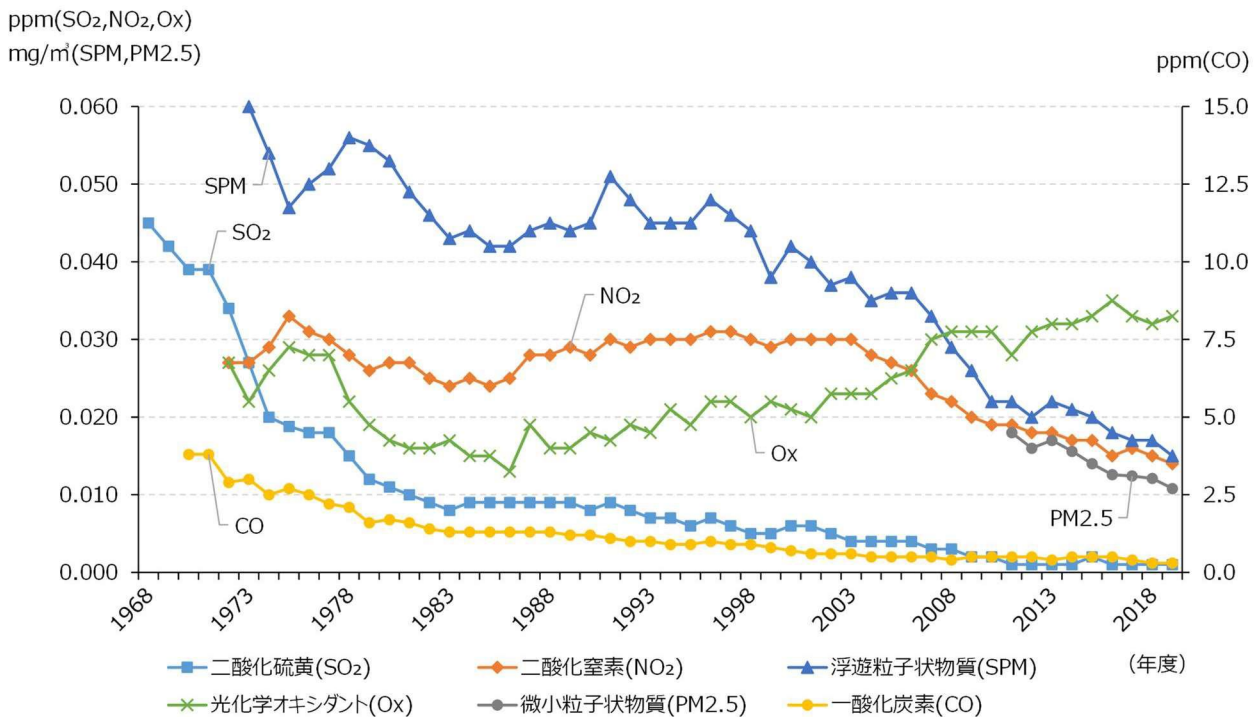
私たち人間の活動は、大気や水、土壌といった自然環境に負荷を与えるとともに、騒音・振動などを引き起こし、生活環境に悪影響を及ぼします。

高度成長期には、公害が大きな社会問題となっていました。法律や条例などに基づく規制や環境基準の設定、工場や事業所への監視や指導などにより、生活環境は大幅に改善されました。しかし、光化学オキシダント(Ox)や建築物中のアスベストなどの課題が依然として存在しており、産業発展に伴う様々な化学物質の管理も含め、生活環境の保全は、私たちの健康や暮らしを守るうえで引き続き重要な課題となっています。

(1) 大気環境の状況

本市では、市内18か所の測定局において、大気汚染の常時監視を行っています。大気汚染は全体的には改善傾向にありますが、光化学オキシダントについては増加傾向にあります。今後も各主体が大気汚染の原因となる物質への対策を講じるとともに、大気環境の向上をはかるための効果的な対策が求められています。

■本市の大気汚染の推移



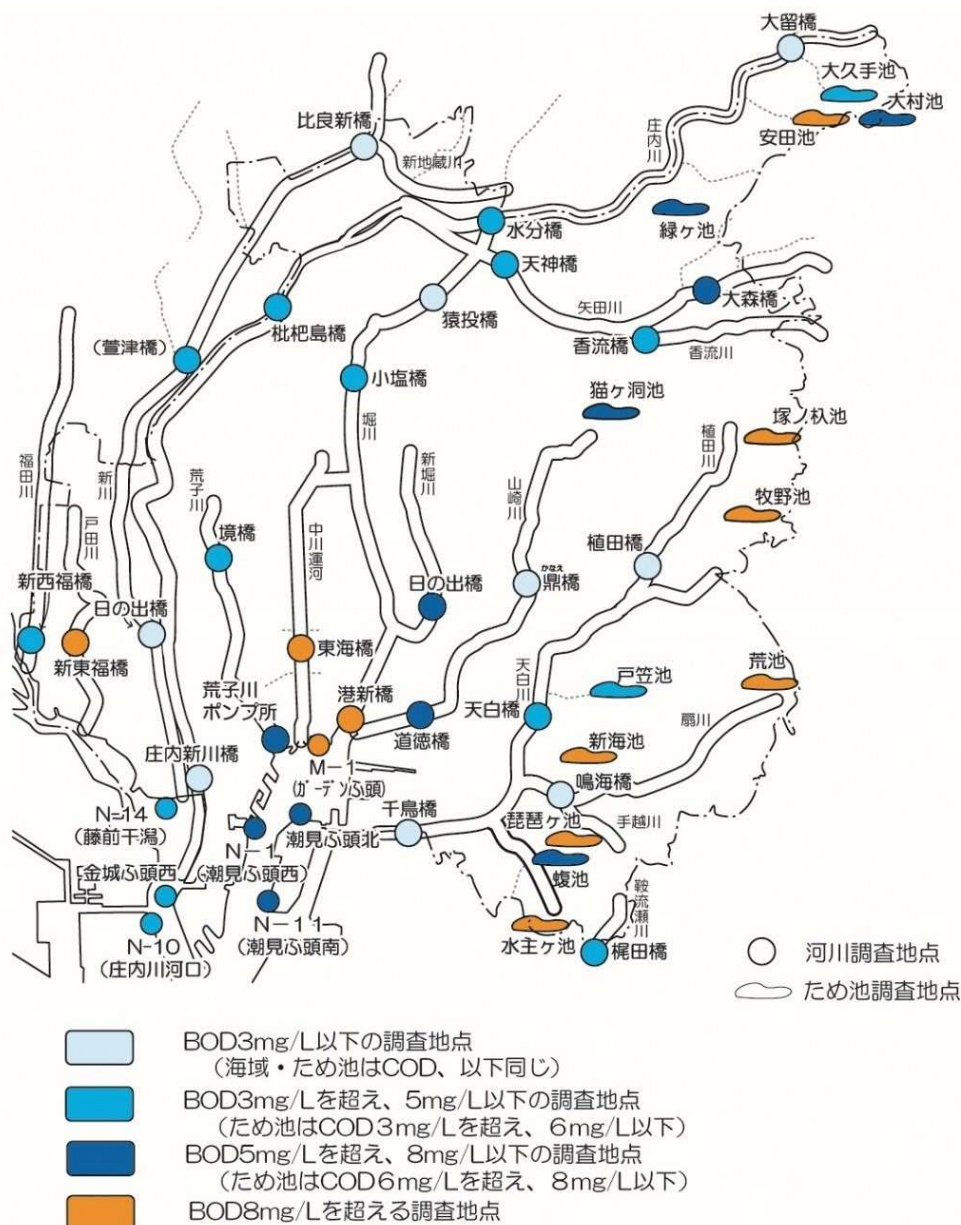
本市作成

(2) 水環境の状況

本市における河川のBODなどの水質は全体的には改善傾向にあります。一方で、都市化の進行により、かつて森林や田畑だった土地が宅地や道路などになり、降った雨が土壌にしみ込みにくくなるなど、健全な水循環は損なわれつつあります。雨水の流出抑制や緑地の保全などにより水循環機能を回復させることは、水辺や草木からの蒸発散量の増加によるヒートアイランド対策や、湧き水の増加による河川などの水量の確保などにつながります。

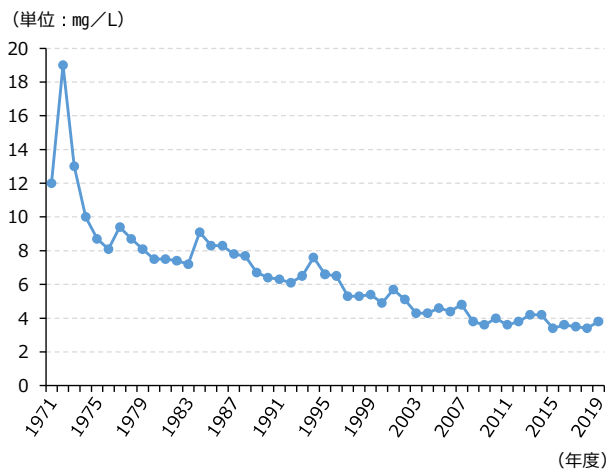
水質の改善や水循環機能の回復をはかるため、水辺空間の利活用により、水環境への関心を高め、魅力的な水辺空間の形成をはかっていく必要もあります。

■水質の状況（2019年度）



(注) 75%水質値

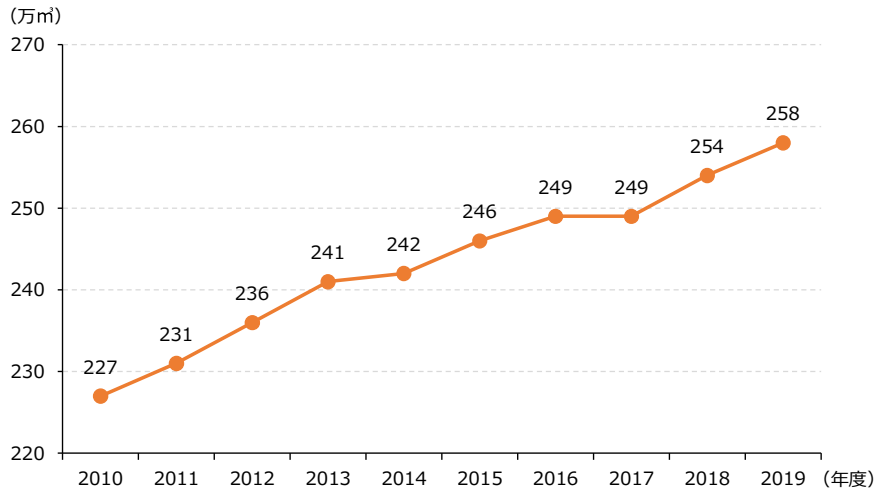
■市内河川におけるBOD（年平均値）の推移



本市作成

本市作成

■本市施設における雨水貯留浸透量



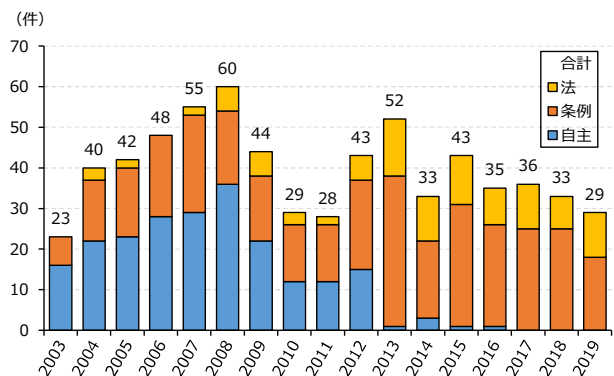
本市作成

(3) 化学物質の状況

本市において、毎年、数多くの土壌・地下水汚染が判明しています。また、アスベストは、耐火性に優れ、工場や住宅などで広く使われていましたが、今後老朽化した建築物の解体工事が増加していく中で、アスベスト飛散防止対策の推進・強化が求められています。

大気や水、土壌などの汚染・汚濁を防止するとともに、有害化学物質については適正な管理をはかり、私たちの健康や環境を守っていく必要があります。

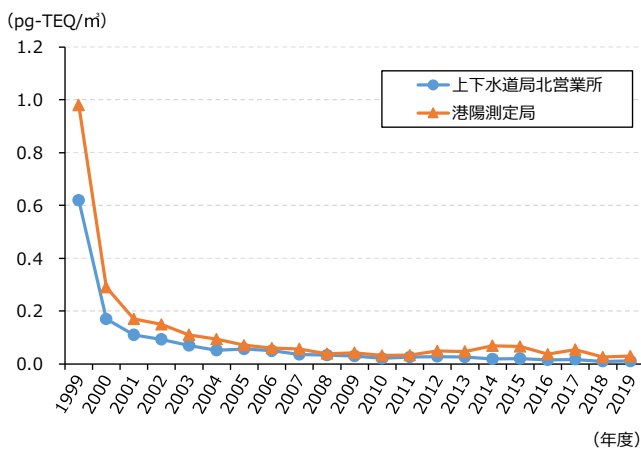
■市内の土壌・地下水汚染の判明件数



(注) 法：土壌汚染対策法に基づく報告により汚染が判明した件数
 条例：市環境保全条例に基づく報告により汚染が判明した件数
 自主：自主的な報告（法、条例に基づかないもの）により汚染が判明した件数

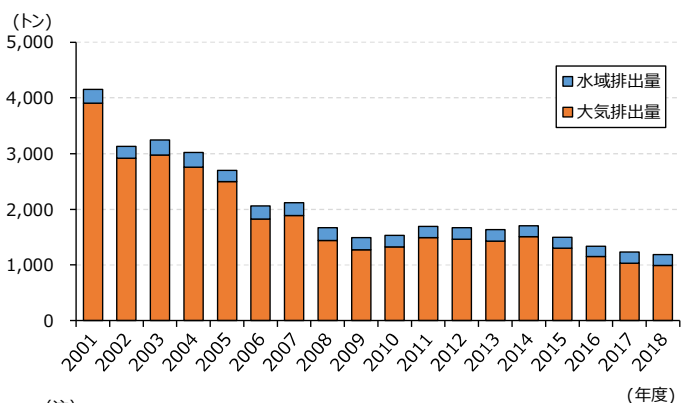
本市作成

■ダイオキシン類大気環境調査結果



本市作成

■化学物質の排出量の推移（全市合計）



(注)
 ・2003年度から届出要件が拡大されています。（取扱量5トン以上→1トン以上の化学物質）
 ・2010年度から届出の対象となる化学物質と業種が変更されています。（354物質→462物質、23業種→24業種）

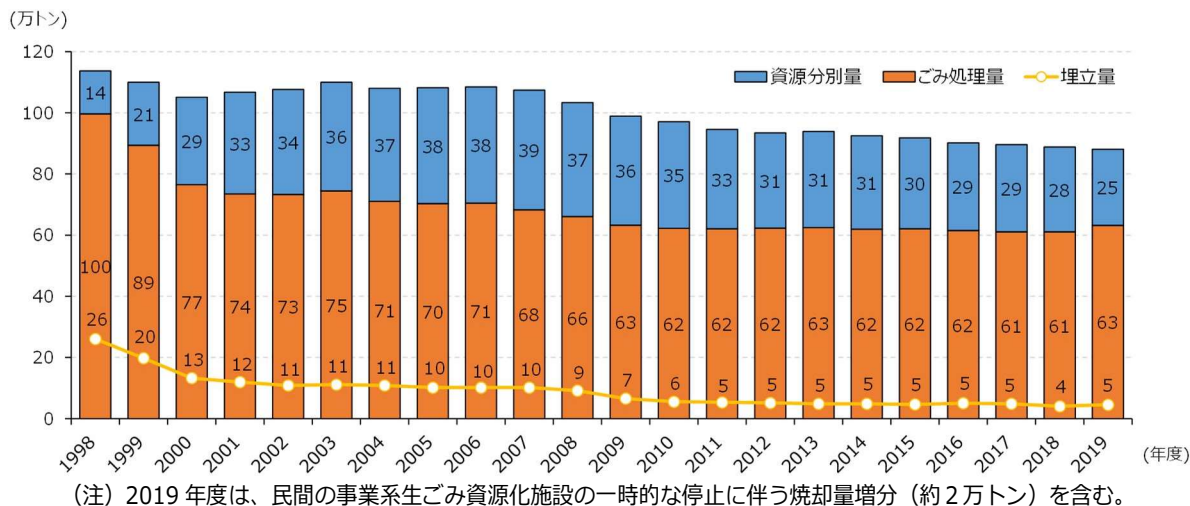
本市作成

(4) ごみ処理量などの状況

本市のごみ処理量は、1998年度まで増え続けていましたが、1999年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により分別・リサイクルの取り組みをすすめた結果、現在では1998年度と比べてごみ処理量は約6割となり、埋立量は約2割となりました。新聞・雑誌の発行部数の減少やペーパーレス化の進展に伴う古紙類の減少により、資源分別量とごみ処理量を合わせた総排出量は減少していますが、ごみ処理量は横ばいとなっています。本市の人口は増加しているため、一人当たりのごみ処理量は減少傾向にありますが、資源分別率は低下が続いている状況です。また、今後のごみ処理量については、再開発や交流人口の増加などの増加要因がある一方で、新型コロナウイルス感染症による長期的な経済への影響など、見通しが不透明な要素もあります。

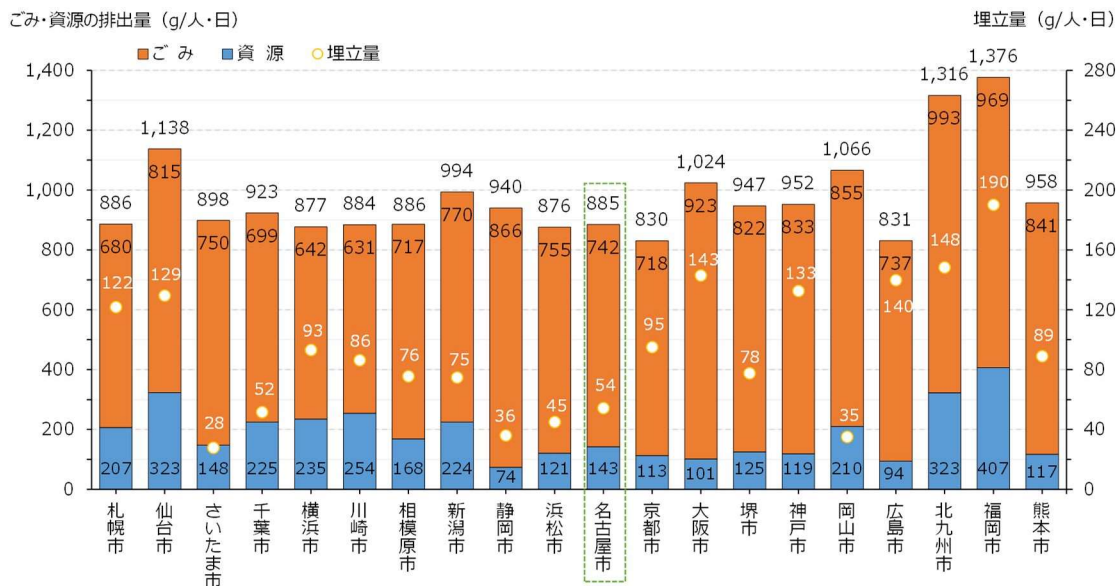
ごみの減量の取り組みである3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、ごみ・資源の排出そのものを減らす2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先的にすすめるとともに、排出される廃棄物については、資源とごみの分別を徹底させ、限りある資源の有効活用を推進し、ごみ処理量を削減する必要があります。

■本市におけるごみ処理量などの推移



本市作成

■1人・1日あたり「ごみ・資源の排出量、埋立量」(2019年度)



本市独自調査結果より本市作成

6 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響

2020年の世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大は、人々の生活と行動や価値観を一変させました。この変化は、一過性の事象にとどまらず、収束後も、暮らしや働き方、コミュニケーション、生産・消費活動、移動など様々な面において大きな変化をもたらすと考えられ、今後の産業構造やまちの姿にも影響を与えると考えられます。

国連環境計画（UNEP）によると、人の感染症全体の60%、新しく発生している感染症の75%は人獣共通感染症であると言われています。感染症の発現は、資源や農地の開発、気候変動の影響による生態系の損失など、人の活動に伴う自然環境の変化が関わっていると考えられ、私たち一人ひとりの消費生活やそれを支えるグローバルな経済活動とも深く関わる問題です。

新型コロナウイルス感染症拡大は、都市の持続性に対して、感染症リスクの低減という新たな課題を突き付けました。今後は、感染症リスクの視点を踏まえながら、気候変動や生物多様性の保全といった環境の課題に対応していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい経済状況からの回復にあたっては、欧州連合（EU）を中心に、温室効果ガス排出抑制など環境対策への投資を増やし、環境課題の解決と経済の復興とを両立させるという「グリーン・リカバリー」の考え方が注目されています。持続可能な社会の構築に向け、環境と経済の好循環を生み出す取り組みをすすめていく必要があります。

7 あらゆる観点からの社会変革

近年、IoTやAIなどのICT技術の進展により、省人力化・省エネルギー化が期待される自動運転やロボット技術だけでなく、モノや空間、サービスなどを共有し、利用するシェアリングエコノミーや、家電や住宅設備を制御し省エネルギー化をはかるスマートハウスなど、新しい形態でのサービスや製品などが生まれています。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の必要性が再認識され、事業者や行政、学校など社会全体でデジタル化が加速していくと考えられます。

さらに、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化するサーキュラーエコノミーや、国が成長戦略実行計画において、脱炭素社会の実現のための重点分野として位置付けている「電化+電力のグリーン化、水素、二酸化炭素固定・再利用」の研究開発や普及がすすめられています。

加えて、ESG投資など、投資家が事業者の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きや、クラウドファンディングなど、インターネットを通じて社会課題の解決に向けた取り組みを応援する新しい資金調達の仕組みも活発化しているほか、エシカル消費の拡大や、商品の所有に価値を見出す「モノ消費」から体験に価値を見出す「コト消費」への消費傾向の変化などがすすんでいます。

こうした技術やサービス、経済社会システムなどにおけるイノベーションの創出をはかるとともに、事業者などの環境に配慮した取り組みへの後押しや、持続可能な消費の選択など、私たち一人ひとりの価値観や行動も変えていくことにより、あらゆる観点から、環境にやさしい社会へと変革していく必要があります。

8 パートナーシップのさらなる展開

名古屋の環境におけるパートナーシップの大きな流れは、1999年2月の「ごみ非常事態宣言」に始まり、1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続けており、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。本市は藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画をすすめていましたが、渡り鳥の重要な飛来地である藤前干潟の埋立に反対の声が高まっており、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」、悩み抜いた末、本市は、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として、藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかける「ごみ非常事態宣言」を発表しました。そこから、市民・事業者・行政が同じテーブルでともに悩み、試行錯誤を繰り返しながら一つひとつ解決していくという名古屋のパートナーシップの形が生まれたのです。

このパートナーシップは、2005年に開催された愛・地球博（愛知万博）やなごや環境大学にも引き継がれました。愛・地球博は、「自然の叡智」をテーマとし、多くの市民や市民団体（NPO/NGO）の参加のもとに行われました。また、なごや環境大学は、愛・地球博と同年に開学し、市民、市民団体（NPO/NGO）、事業者、教育機関、行政が立場や分野をこえて協働で運営し、知識や経験、問題意識を持ち寄って学び合うネットワークとして、まちじゅうをキャンパスに、子どもから大人まで誰もが参加できる学びの場となっています。

さらに、2010年に本市において開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」や2014年に開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」は、本市における生物多様性やESDのパートナーシップによる活動を活性化させ、大きな財産となっています。

SDGsでは、パートナーシップの取り組みが非常に大切な考え方とされています。名古屋に根付く様々な分野でのパートナーシップを一層発展させて、今日の多様化・複雑化する環境課題に取り組んでいく必要があります。

また、国の第5次環境基本計画では、各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた様々な資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。本市も、近隣自治体などとの広域的なパートナーシップのもとで、地域の活力を最大限に発揮し、地域全体で持続可能な社会の実現を目指していく必要があります。

2-2 市民の環境に対する意識

本計画の策定にあたり、本市の環境の現況や今後の環境づくりのすすめ方に対する市民の皆さまのご意見や行動実態などを把握することを目的として、2019 年度第 1 回市政アンケートにおいて、「名古屋の環境について」のアンケート調査を実施しました。

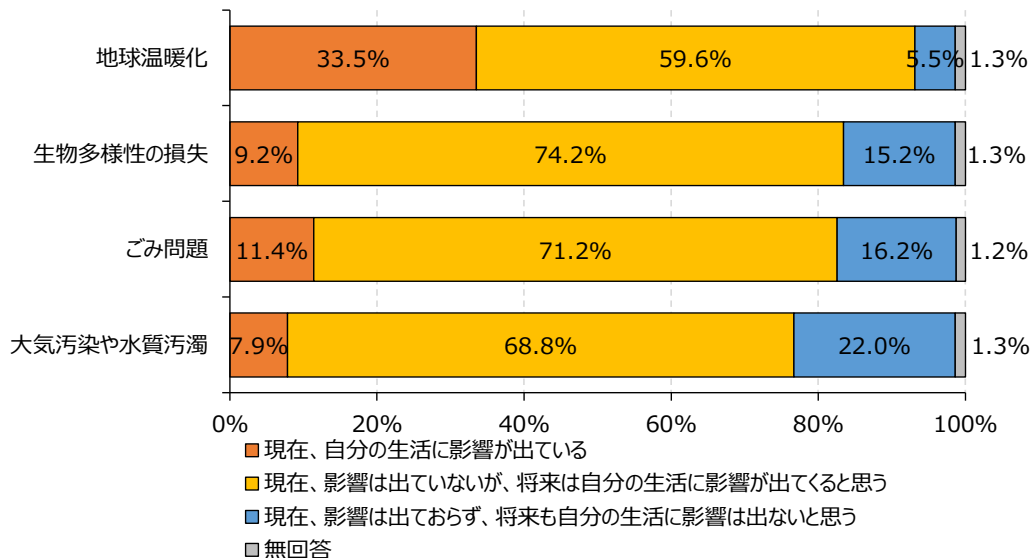
1 環境問題による生活への影響の有無

環境問題による生活への影響の有無をみると、地球温暖化では「現在、自分の生活に影響が出ている」が 33.5%であり、その他の環境問題と比べて高い割合となっています。「現在、影響は出ていないが、将来は自分の生活に影響が出てくると思う」も含めると 93.1%となり、地球温暖化による生活への影響が懸念されていることが分かります。

また、大気汚染や水質汚濁、ごみ問題、生物多様性の損失についても、約 8 割が「現在、自分の生活に影響が出ている」あるいは「現在、影響は出ていないが、将来は自分の生活に影響が出てくると思う」と回答していることから、環境問題に対する市民の意識は全体的に高いことが読み取れます。

特に地球温暖化は、猛暑日や熱帯夜、豪雨の増加などにより、直接的に影響が感じられることが、高い結果につながっている要因の一つと考えられることから、他の環境問題においても、自分ごととしてより身近に感じてもらえるように働きかけることで、環境問題へのさらなる理解と意識向上をはかり、環境問題の解決に向けた行動に結び付ける必要があります。

現在、あなたの生活に「」による影響が出ていますか。(○は1つだけ) N=815
 (注)「」内には、「大気汚染や水質汚濁」「ごみ問題」「生物多様性の損失」「地球温暖化」が入ります。



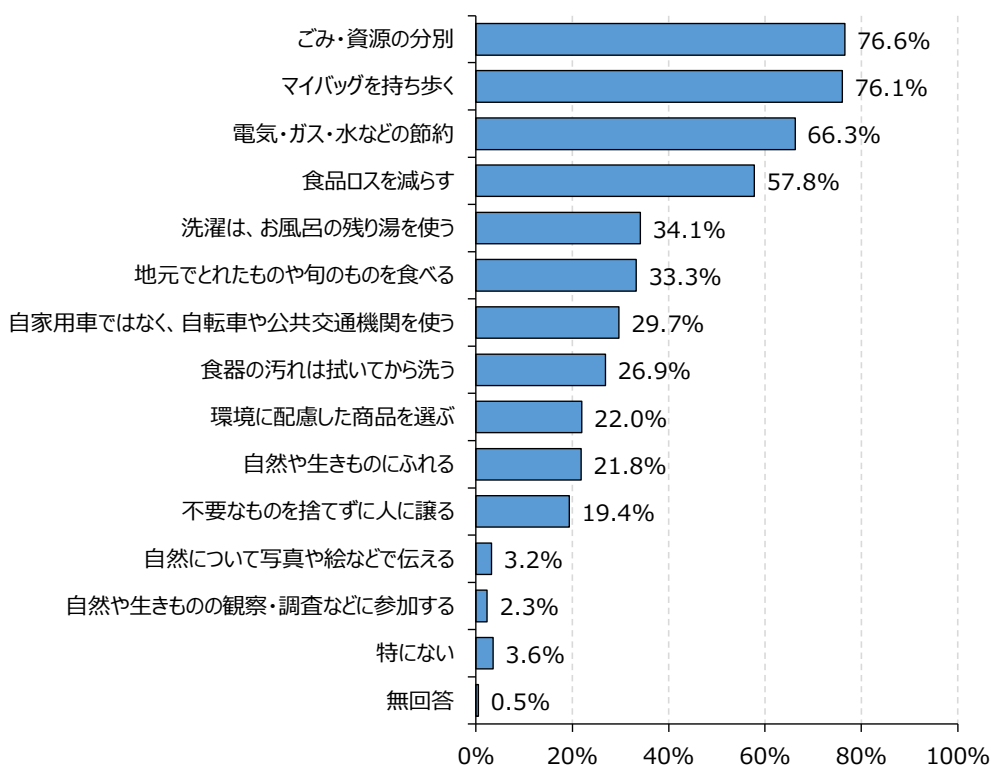
2 普段心がけていること

普段心がけていることをみると、「ごみ・資源の分別」や「マイバッグを持ち歩く」、「食品ロスを減らす」という行動は、他の項目と比べ、心がけている市民の割合が高く、ごみ問題対策となる行動は市民のライフスタイルに浸透していると考えられます。

一方、ごみ問題以外の項目は、心がけている市民の割合が全体的に低く、ライフスタイルへの浸透をはかる必要があります。「自然や生きものにふれる」や「自然について写真や絵などで伝える」、「自然や生きものの観察・調査などに参加する」などの生物多様性の損失対策となる行動を心がけている市民の割合は特に低いため、市民の主体的な行動をより促進していく必要があります。

あなたが、普段心がけていることはどれですか。(〇はいくつでも)

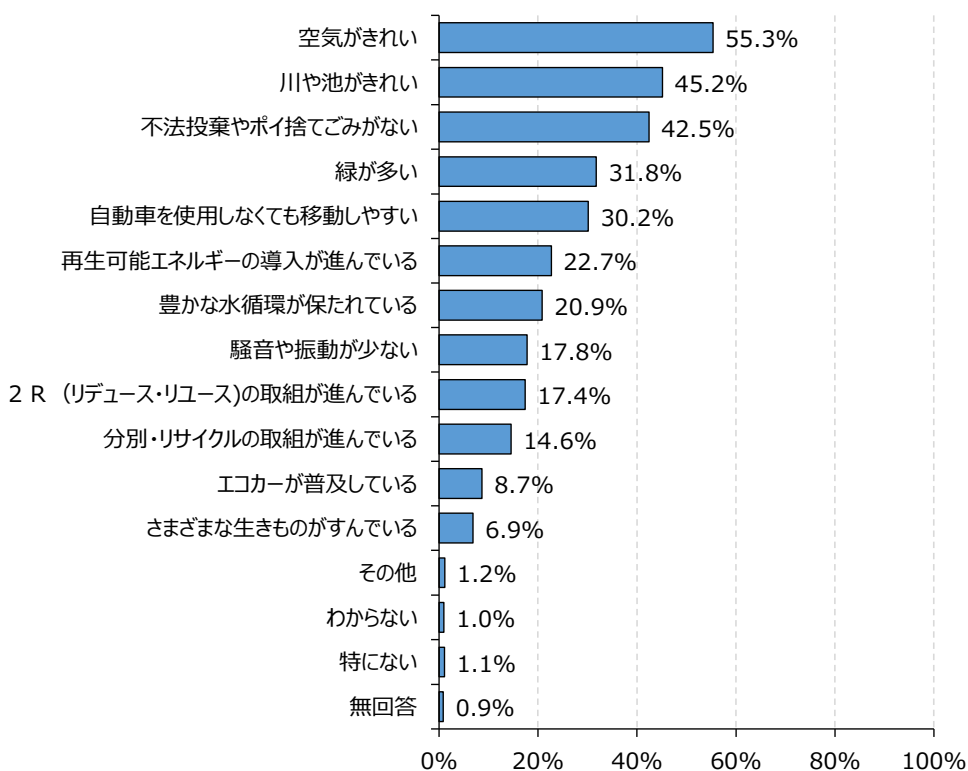
N=815



3 2030年のなごやの環境都市像

2030年のなごやの環境都市像としてのぞむ姿をみると、「空気がきれい」が55.3%と最も高く、次いで「川や池がきれい」が45.2%、「不法投棄やポイ捨てごみがない」が42.5%、「緑が多い」が31.8%、「自動車を使用しなくても移動しやすい」が30.2%となっており、快適で緑豊かな都市環境が、よりのぞまれていることがうかがえます。

2030年のなごやの環境都市像として、あなたが特にのぞむすがたはどれですか。(〇は3つまで) N=815



2-3 第3次環境基本計画の振り返り

2011年12月に策定した「第3次名古屋市環境基本計画」における4つの環境都市像とその共通基盤についての課題を整理します。

4つの環境都市像の共通基盤

◎・・・各取組方針において実施した主な取り組み

■・・・各取組方針における課題

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針1「参加・協働を促進します」			
なごや環境大学の活動参加者数	20,901人	13,308人	30,000人
環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合	54.1%	51.2%	60%
環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合	6.9%	4.9%	20%
取組方針2「環境と経済・社会の好循環を推進します」			
エコ事業所認定数	1,284件	2,434件	2,800件
省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合	37.0% (2011年度)	36.1% (2020年度)	50%
商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合	30.8%	38.1%	40%
取組方針3「広域連携を推進します」			
伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を少し高くても優先して選ぶ市民の割合	16.1%	18.2%	30%

- ◎環境学習センター（エコパルなごや）において、リニューアルなどにより環境学習プログラムやテーマ別展示による解説を充実させたほか、なごや環境大学における市民・事業者などの協働による様々な形での講座や、森づくり活動、藤前干潟での保全活動などの機会を通じ、環境教育・環境学習を推進しました。また、環境デーなごやなどのイベントで市民・事業者の環境活動の成果を発信するなど、市民・事業者の環境保全活動を促進したほか、ウェブサイトやSNSなど多様な媒体を活用し、情報の発信や環境情報の共有化をはかりました。
- なごや環境大学の参加者数が伸び悩んでいることに加え、環境問題の解決には市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合などが低迷していることから、身近な場所での学びや環境以外の分野を通じた学びの推進、市民や事業者の参加の機会のさらなる創出、発信する内容や対象に応じた手段による情報発信などにより、環境問題を自分ごととして捉え、行動する人づくりをすすめていく必要があります。
- ◎環境・エネルギー産業の企業立地を支援するなど、環境産業の育成を行ったほか、中小企業に対する環境保全・省エネルギー設備資金融資制度による支援や環境への負荷の少ない事業活動を促進・支援するエコ事業所認定制度の強化など、環境に配慮した事業活動を推進しました。また、市民による環境に配慮した消費行動を推進するためグリーン購入の推進やフェアトレードの理念の普及啓発などを行いました。
- エコ事業所の認定数が伸び悩んでいるとともに、環境に配慮した事業活動に取り組んだ中小企業の割合も低迷しており、事業者に対する働きかけに力を入れていく必要があります。また、消費者に対し、環境ラベルの認知度向上をはかるなど、環境に配慮した製品・サービスの率先購入を促進し、環境に配慮した製品・サービスの市場拡大をはかることで、環境と経済の好循環を推進していく必要もあります。
- ◎木曽三川を中心とした流域圏内の交流を促進するため、水源地での間伐作業などの保全活動の実施や木曽三川流域自治体サミットを開催したほか、伊勢湾の再生のため関係省庁や地方自治体で構成される「伊勢湾再生推進会議」に参加し、伊勢湾流域圏の連携・交流を推進しました。
- 環境問題は本市だけで解決できるものではなく、また、地域循環共生圏の考え方も重要であることから、引き続き、伊勢湾流域圏や国内外の自治体などとの連携をすすめ、広域的な環境に関する取り組みを推進していく必要があります。

健康安全都市

- ◎・・・各取組方針において実施した主な取り組み
 ■・・・各取組方針における課題

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針4「健康で安全な生活環境を確保します」			
大気汚染に係る環境目標値の達成率（二酸化窒素）	77.8%	94.4%	100%
水質汚濁に係る環境目標値の達成率（BOD）	72.0%	80.0%	100%
自動車騒音の環境基準達成率（幹線道路全体）	91%（昼夜間） （2009年度）	96.9% （昼夜間）	95% （昼夜間）
1cm以上の地盤沈下域面積	0km ²	0km ²	0km ²
名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合	22.5%	37.9%	30%
名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合	41.7%	50.2%	50%
名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	23.9%	29.0%	40%
取組方針5「有害化学物質等の環境リスクを低減します」			
化管法*に基づく化学物質の届出排出量の合計	1,500トン/年間 （2009年度）	1,200トン/年間 （2018年度）	1,500トン/年間未満

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

◎PM2.5の常時監視や有害大気汚染物質のモニタリング場所を増やすなど、大気汚染についての調査を充実するとともに、工場や事業場への立ち入りや規制指導などを行い大気環境の保全につとめました。また、河川や地下水などの水質については、常時監視を行うとともに、工場や事業場への立ち入りや規制指導などを行ったほか、堀川のヘド口の除去や下水道整備の推進などを行い、水質環境の保全につとめました。

■健康で安全な生活環境の基盤となる大気環境や水環境は改善傾向にあるものの、目標値までの改善には至っていません。引き続き大気や水環境、騒音、地盤環境などの保全に向け取り組みをすすめていく必要があります。

■水質汚濁については、環境目標値の達成が不十分なだけでなく、河川の水がきれいだと思う市民の割合も低いことから、水環境の改善に向けた新たな取り組みを検討・実施していく必要があります。

◎ダイオキシン類の常時監視を行うとともに、工場や事業場への立ち入りや、規制指導などを行ったほか、化学物質の適正な管理を促進するため、市内の排出量の集計・公表を実施するなど適正管理及び情報共有を行いました。

■有害化学物質等による環境リスクを低減するため、引き続き、情報共有をはかるとともに、適正管理を促進していく必要があります。

循環型都市

◎…各取組方針において実施した主な取り組み
 ■…各取組方針における課題

第2章

本市の環境を取り巻く状況と課題

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針6「ごみ減量・リサイクルを推進します」			
ごみと資源の総排出量	97万トン	88.1万トン	現状値以下
ごみ処理量	62万トン	63.2万トン	54万トン
資源分別率	35.9%	28.2%	48%
日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	80.5%	82.8%	90%
産業廃棄物排出量	358万トン (2007年度)	197万トン (2014年度)	351万トン
産業廃棄物の再生利用・減量化率	94.7% (2007年度)	93.9% (2014年度)	95.2%
産業廃棄物の最終処分量	19万トン (2007年度)	12万トン (2014年度)	17万トン
取組方針7「ごみを安全・適正に処理します」			
ごみの埋立量	5.6万トン	4.6万トン	2万トン

◎ごみ減量を推進するため、市民・事業者との協働により協定方式のレジ袋の有料化やマイボトルの利用促進など、容器包装の削減をすすめるとともに、フードドライブの拠点を設け食品ロスの削減に取り組むなど、ごみ・資源の発生抑制に取り組みました。また、資源の分別収集や拠点回収を実施し、集団資源回収などの市民の自主的な資源化活動への支援を行うとともに、小型家電を総合スーパーなどで回収し、有用金属などのリサイクルを行うなど、分別・リサイクルをすすめました。事業者においては、事業用大規模建築などに提出を義務づけている廃棄物減量計画書をもとに、立ち入り指導などを行うとともに、処理業者へは適正処理の指導を行いました。

■日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合が伸び悩んでいるとともに、家庭から排出される容器包装類の資源分別率が低迷しており、これまでの啓発主体の取り組みだけでなく、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化に対応したごみの減量をすすめていく必要があります。また、事業者においては、古紙類の資源化が十分にすすんでいないため、より一層、分別徹底の指導をはかる必要があります。

◎五条川工場、鳴海工場における溶融処理のほか、民間施設を活用した焼却灰の資源化により、埋立量の削減をすすめて、埋立処分場の長期利用をはかりました。また、市内に第二処分場を開設するとともに広域処分場である衣浦3号地廃棄物最終処分場を活用することにより、長期的・安定的な埋立処分体制の確保につとめてきました。

■埋立量は減少傾向にあるものの、十分な削減には至っていないことから、ごみの発生抑制や分別・リサイクルにより、埋立量のさらなる削減につとめ、埋立処分場の長期利用をはかる必要があります。

■また、計画的な現有処分場の長寿命化と適正な管理・運営につとめるとともに、新規処分場についても検討を行う必要があります。さらに、老朽化がすすむ焼却工場について計画的な施設整備を行うことにより、安定的な処理体制を確保する必要があります。

自然共生都市

◎・・・各取組方針において実施した主な取り組み
 ■・・・各取組方針における課題

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針 8「土・水・緑の保全と創出を推進します」			
緑被率（市全域）	23.3%	22.0% (2015年度)	27%
市民 1 人当たりの都市公園等の面積	9.4m ²	9.6m ²	10m ²
身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	38.3%	41.3%	50%
自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	5.3%	3.9% (2018年度)	15%
取組方針 9「健全な水循環の保全と再生を推進します」			
雨水の浸透・貯留率	14% (2011年)	15.5% (2012年)	18%
雨水の蒸発散率	24% (2011年)	23.3% (2012年)	25%
雨水の直接流出率	62% (2011年)	61.2% (2012年)	57%

- ◎緑のパートナーなどの市民活動団体と行政の協働による樹林地・湿地の保全活動の推進や、東山の森づくりや西の森づくりを行うなど緑の保全・創出をはかってきました。加えて、農用地区域や生産緑地地区の指定や市民農園の開設支援など都市農地の保全や市民の農とのふれあいの機会や場所の提供を行いました。
- ◎COP10 開催で活発になった市民活動の拠点として、なごや生物多様性センターを設立し、市民との協働による池干しなどの調査・保全活動をすすめたほか、藤前干潟の体験会など幅広い市民が身近な自然観察・保全活動に参加する機会を提供してきました。また、環境デーなごや、なごや環境大学など、様々なイベント・講座を継続的に実施し、市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促してきました。
- 宅地開発や農地の宅地転用等のため、緑被率は減少しています。樹林地の保全や民有地緑化など、緑の保全と創出の取り組みを市民や事業者とのパートナーシップですすすめるとともに、緑が持つ多様な機能を最大限引き出していくことが必要です。加えて、農地においては、生産緑地法などの法改正にも対応し、都市農地の保全・活用に向けたさらなる取り組みを推進していく必要があります。
- 自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合が低迷していることや活動参加者の固定化がすすんでいることから、新たな担い手の創出をすすめる必要があります。また、都心部においても生態系の回復をはかり、生態系ネットワークの形成に繋げていく必要があります。
- ◎雨水浸透貯留施設の設置による浸水被害の軽減などの雨水流出抑制の推進や雨水利用の促進、緑地の保全や下水処理水の有効利用など、水循環機能の回復をはかってきました。
- 健全な水循環の保全と再生にあたっては、引き続き、緑の保全・創出や雨水の貯留・浸透機能の確保、水資源の有効活用に取り組む必要があります。水資源の有効活用をすすめるにあたっては、湧水などの地下水の活用に向けた取り組みについてもすすめていく必要があります。

低炭素都市

◎…各取組方針において実施した主な取り組み
 ■…各取組方針における課題

第2章

本市の環境を取り巻く状況と課題

指標項目	2010年度 当初値	2019年度 実績値	2020年度 目標値
取組方針10「低炭素な生活を促進します」			
温室効果ガス排出量削減率（1990年比）	11.0%削減 (2008年度)	14.9%削減 (2017年度)	25%削減
（注）上段は京都メカニズムクレジット反映後、下段は反映前	8.1%削減 (2008年度)	15.1%削減 (2017年度)	
自然エネルギーによる発電設備容量	約1.45万kW (2008年度)	23.46万kW	37万kW
住宅用太陽光発電設備の設置件数	3,172件 (2008年度)	28,199件	64,000件
日々の省エネに常に取り組み世帯の割合	43.2%	41.7%	90%以上
自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	68.1%	61.9% (2018年度)	80%
取組方針11「低炭素なまちづくりを推進します」			
市内の鉄軌道及び市バスの1日当たり乗車人員合計	227万人 (2009年度)	263万人 (2018年度)	239万人 (2019年度)
市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	147万台 (2009年)	136万台 (2018年)	127万台 (2019年)
駅そば生活圏人口比率	67%	67% (2015年度)	70%

◎太陽光発電設備やZEH、蓄電システムへの補助の実施やごみ焼却工場や下水処理場で発生する熱エネルギーを有効活用するなど、省エネ住宅・建築物の普及や自然エネルギーなどの有効利用を促進しました。また、低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルを促進するため、環境行動促進アプリを作成し、エコライフの実践を働きかけるとともに、国がすすめる国民運動（COOL CHOICE）と連携した普及啓発事業を行いました。加えて、水素エネルギーの利活用の推進のため、家庭用燃料電池システムの設置補助を実施するとともに、各区役所に燃料電池自動車を率先導入しました。

■温室効果ガス排出量削減率、自然エネルギーによる発電設備容量、住宅用太陽光発電設備の設置件数は、進捗してはいるものの目標を達成できていないことから、自然エネルギーなどのさらなる導入拡大をはかっていくことが必要です。また、日々の省エネに常に取り組み世帯の割合や自家用車に頼らないで日常生活を営もうとする市民の割合は低迷しており、背景として時代の潮流による生活環境の変化などが考えられるため、効果的な啓発方法だけでなく状況に応じた取り組みなどを検討していく必要があります。

◎自転車通行空間の整備など安全で快適な自転車利用環境の確保やパーク&ライド駐車場の整備・確保をすすめるとともに、新たな路面公共交通システム(SRT)の導入や歩行者空間の拡大等の検討をすすめるなど環境にやさしい交通体系の形成につとめました。また、駅そば生活圏の形成をはかるため、低炭素モデル地区事業として認定した「みなとアクルス開発事業」において多様な都市機能の集約がはかられたほか、地区に応じた技術情報の提供や協働事業を行いました。加えて、湧水を活用したヒートアイランド現象緩和の実証実験などによりヒートアイランド対策の推進に向けた取り組みをすすめました。

■鉄軌道および市バスの乗車人員が増加するとともに自動車交通量は減少しており、低炭素な移動を一層促進するため、自転車通行空間の整備や公共交通機関の利便性の向上などにより、徒歩や自転車、公共交通を中心に快適に移動できるまちづくりをすすめていく必要があります。また、次世代自動車の普及促進や交通流の円滑化などにより、自動車の温室効果ガスの削減をすすめる必要もあります。加えて、暑熱の影響が増大するなか、都市部の緑化や建築物等の省エネルギー化を促進し、ヒートアイランド現象の緩和に取り組むとともに、熱中症予防などの啓発にも取り組む必要があります。

第 3 章

みんなで目指す 2030 年のまちの姿

3-1 みんなで目指す 2030 年のまちの姿

3-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動

3-1 みんなで目指す 2030 年のまちの姿

第2章で整理した本市の環境を取り巻く状況と課題を踏まえ、「パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち」をみんなで目指すまちの姿として掲げます。この目指すまちの姿には、SDGs の理念である「包摂性」「参画型」「統合性」（P4 参照）を反映しています。

「包摂性」「参画型」という理念を踏まえると、誰もがそれぞれの持つ力を発揮できる社会において、私たち一人ひとり、各主体が、環境に配慮した行動をとり、その行動がつながるとともに、それぞれの役割を担いながら連携して取り組む、パートナーシップによりまちを支えていくことが必要です。

また、「統合性」という理念を踏まえると、環境・経済・社会を調和させながら、分野横断的に取り組みをすすめることが重要であることから、まちを織りなす分野横断的な側面（ライフスタイル・まちづくり・経済）からの総合的な視点でまちの姿を示します。



【みんなで目指す 2030 年のまちの姿】

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち



パートナーシップがまちを支えている

様々な環境に関する情報が発信され、誰もが簡単に情報入手できるとともに、気軽に参加できる学びの場が創出され、すべての主体が環境のことを自分ごととして捉え、行動しています。また、様々な主体が立場や分野を超え、多様な資源を持ち寄りながら環境の課題に協力、連携して取り組んでいます。こうしたパートナーシップが、新たな環境価値や社会の変革をもたらしています。

<まちの姿のイメージ>

- ▶環境の取り組みが積極的に発信されています。
- ▶様々な情報媒体や講座、イベントなど、多様な手段により情報が発信され、誰もが簡単に情報入手できています。
- ▶様々な主体が環境に関する学びの場を提供し、誰でも気軽に学びの場に参加できています。
- ▶誰もが環境のことを自分ごととして捉え、行動しています。
- ▶様々な主体が連携して、多様化・複雑化する環境課題に取り組んでいます。

環境にやさしく豊かなライフスタイルが定着している

省エネ・省資源化をはかる技術などを活用し、快適、便利で安心な暮らしを営んでいます。また、省エネ・省資源で、自然と共生したライフスタイルにより、健康的で、心豊かな暮らしを営んでいます。

<まちの姿のイメージ>

- ▶IoTなど先進技術を活用した家電や建築設備などにより、省エネかつ便利に暮らしています。
- ▶テレワークやウェブ会議などの導入により、移動に伴うエネルギー使用量の削減がすすむとともに、ワーク・ライフ・バランスが向上し、生活にゆとりをもたらしています。
- ▶再生可能エネルギーや蓄電システムなどの導入により、温室効果ガスの排出を削減しながら、災害時の電源も確保しています。
- ▶徒歩や自転車といった手段で通勤や通学などを行うことにより、省エネかつ健康的に暮らしています。
- ▶エシカル消費や3Rの取り組みなど、地球環境や地域社会などに配慮した生活を心がけることで、心豊かに暮らしています。
- ▶自宅や職場といった身近な空間に緑を取り入れることにより、暑さを和らげるとともに、生活に潤いや安らぎをもたらしています。

人にも生きものにも住み心地のよいまちが形成されている

自然環境が持つ多面的な機能を活用し、暑熱が緩和され、災害に強く、自然が身近にある魅力あふれる都市空間が形成されています。また、ごみや資源が適正に処理され、空気や水などが良好に保たれた衛生的で暮らしやすい生活環境が確保されるとともに、低炭素でエネルギー効率の高い建築物の立地や環境にやさしい交通体系の形成などにより、環境負荷の少ないまちが実現しています。

<まちの姿のイメージ>

- ▶グリーンインフラの導入がすすむことで、暑さが和らぎ、健全な水循環や生物多様性が回復するとともに、雨水の流出が抑制された災害に強いまちになっています。また、身近に自然が感じられるとともに、良好な景観が形成されることで、ゆとりと潤いのある魅力あふれるまちになっています。
- ▶水辺空間の利活用や水質改善がすすむことにより、水辺空間の魅力が向上し、快適でにぎわいのあるまちが形成されています。
- ▶ルールを守ったごみ・資源の排出や清掃活動などにより、衛生的なまちが保たれています。
- ▶工場などでの適切な環境対策の実施や次世代自動車の普及などにより、良好な空気や水環境などが保全され、暮らしやすい生活環境が確保されています。
- ▶再生可能エネルギーや自立・分散型エネルギーなどの導入がすすむことで、温室効果ガスの排出を削減しながら、災害時に電源が確保される災害にも強いまちになっています。
- ▶歩行者や自転車が安全・快適に移動できる歩行・走行空間の形成や公共交通機関を中心に移動できる交通体系の形成などにより、環境にやさしく、安全・快適に移動できるまちになっています。
- ▶燃料電池自動車の普及や水素ステーションの設置の広がりなどにより、水素エネルギーの利活用が拡大しています。

グリーンな経済が循環している

環境にやさしい製品やサービスが供給され、選択されています。また、環境配慮に取り組む事業者や環境保全のプロジェクトなどに投資や寄付といった資金が投入されています。資源が効率的・循環的に利用され、廃棄物の発生などの環境負荷が抑えられた、持続可能な経済・社会の仕組みになっています。

<まちの姿のイメージ>

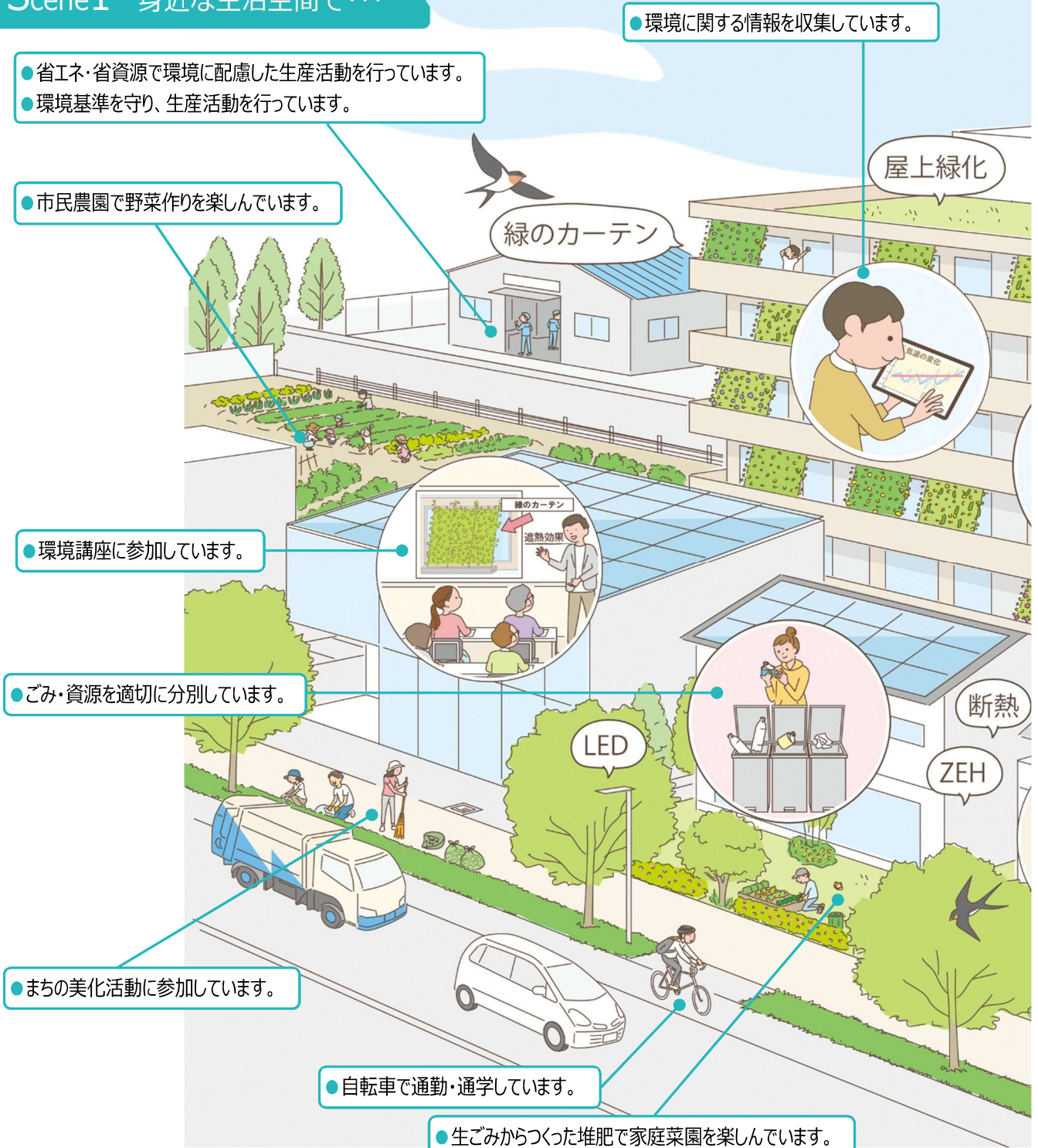
- ▶環境負荷の低い製品・サービスが多く供給され、消費者が選択しています。
- ▶環境にやさしい経済活動に投資などの資金投入がなされ、資源やエネルギーの利用を極力抑えた製品やサービスが生産、供給されています。
- ▶環境課題の解決に向けた取り組みや環境保全の活動に、寄付などの支援が広がっています。
- ▶資源の効率的・循環的な利用をはかった事業活動が広がっています。

3-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動

3-1 で示した「みんなで目指すまちの姿」の実現に向けた私たちの行動や取り組みのイメージを、身近な生活空間、商業・業務地、郊外などの3つのシーン別にイラストなどで示します。

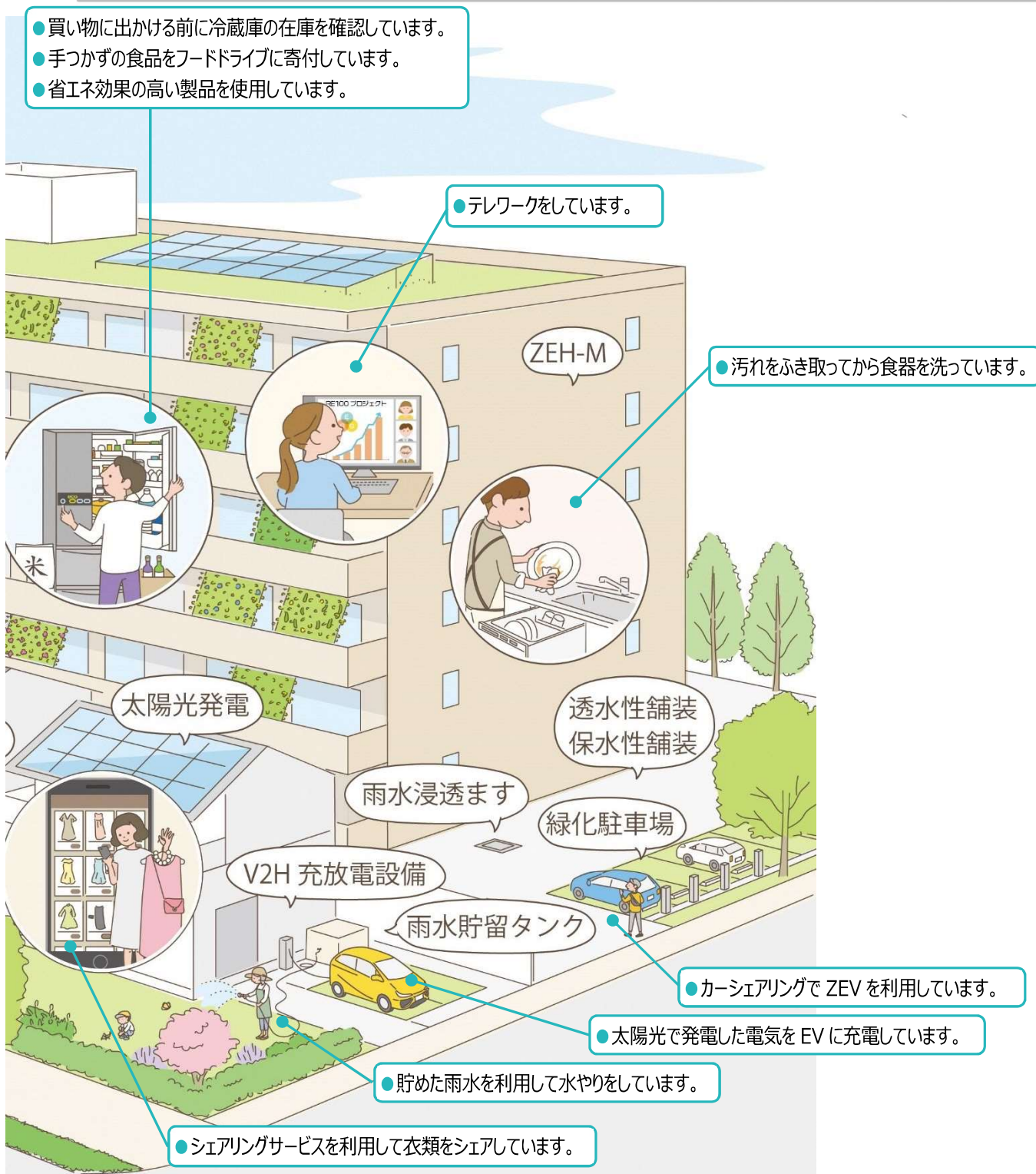
行動や取り組みには、今すぐできるものから段階的に取り組むものまであり、イラストに示したものの以外にも様々なものがあります。また、それぞれの主体の行動や取り組みは関連します。みんなで目指すまちの姿の実現に向け、日常生活や事業活動などにおいて、私たち一人ひとり、そして、パートナーシップで、何ができるのか一緒に考えていきましょう。

Scene1 身近な生活空間で…



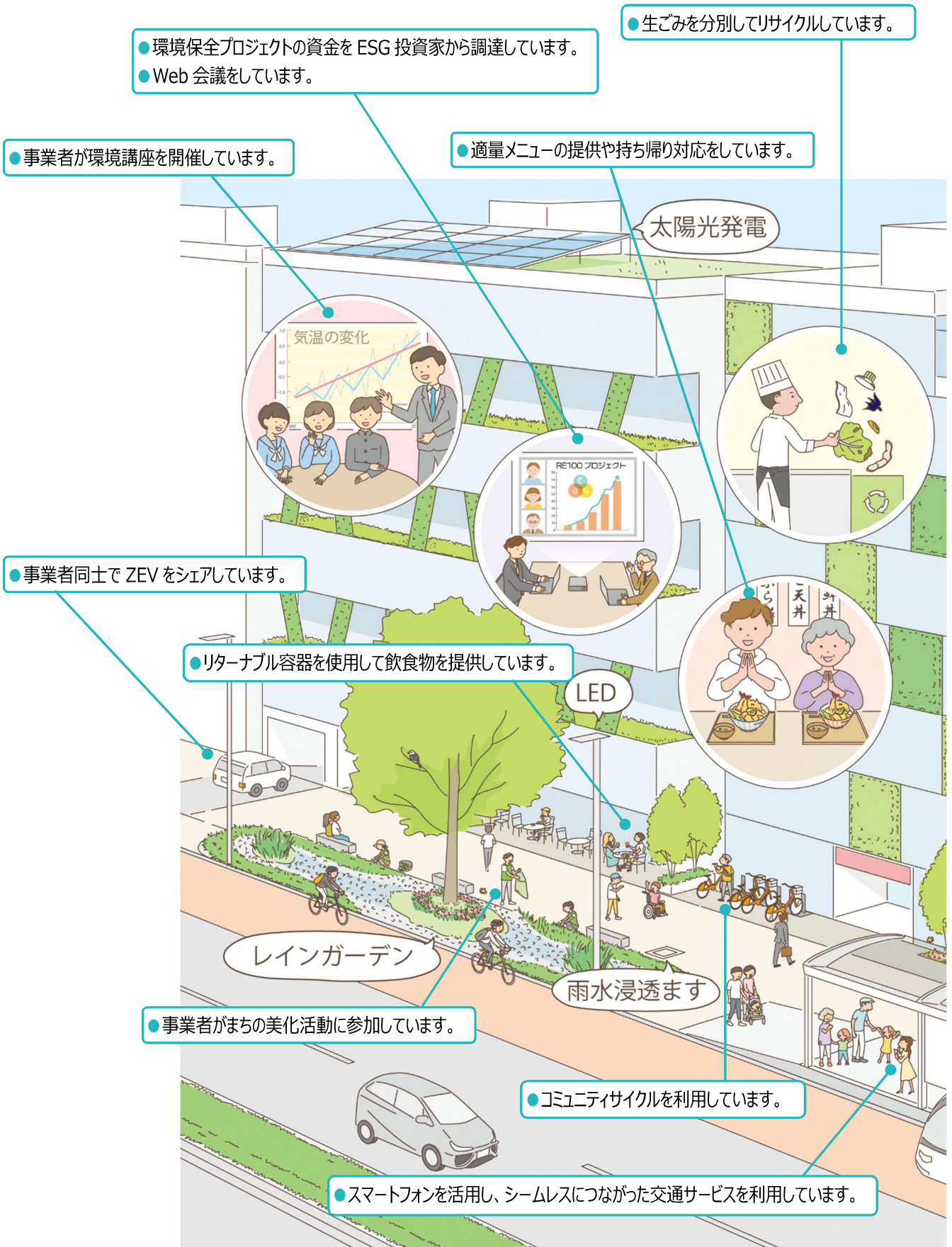
みんなで目指すまちの姿の実現に向けた「わたしの行動」

あなたにできる行動を考え、実践してみましょう！



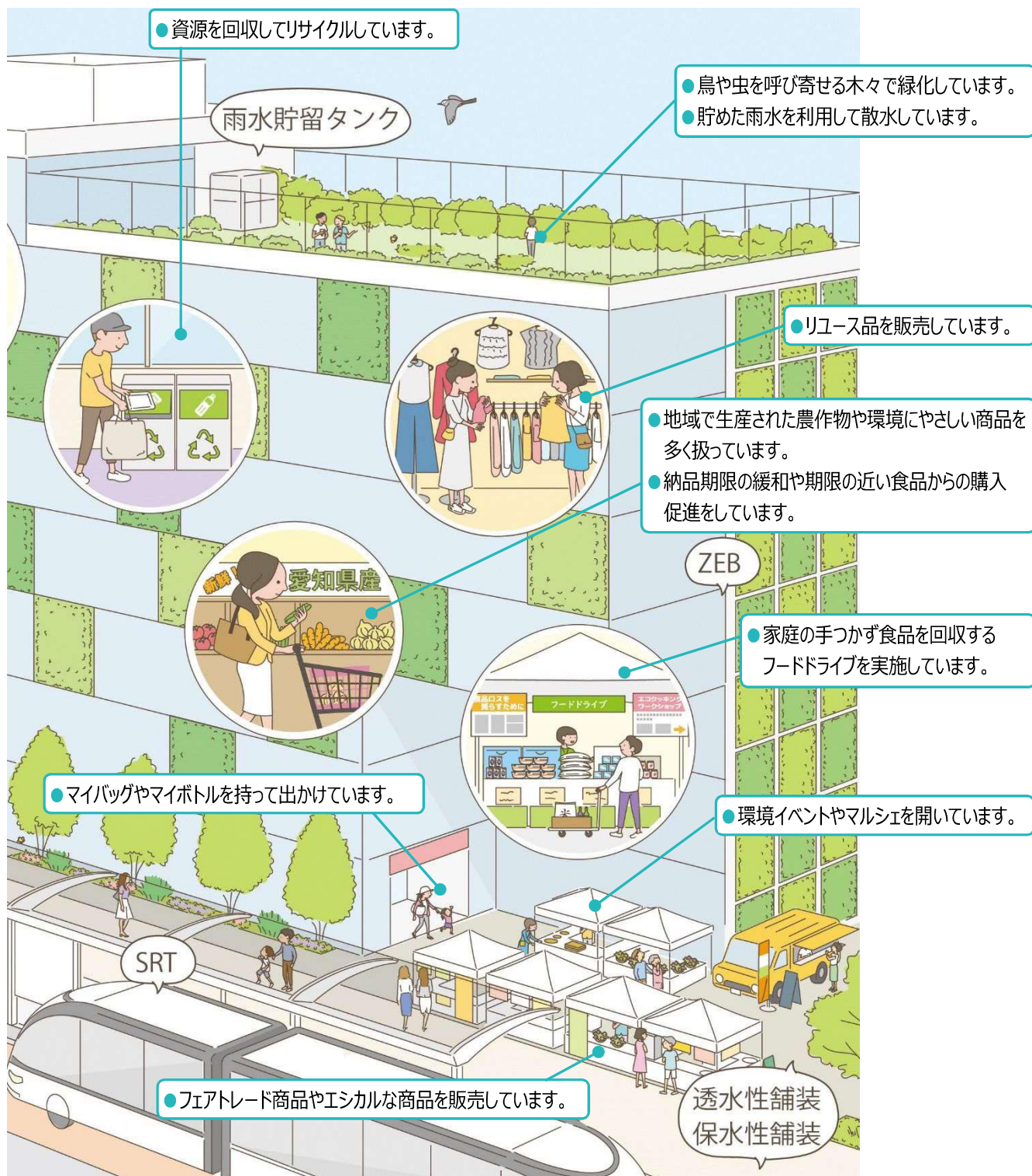
それぞれの行動や取り組みと第4章の施策との関係性は、参考資料「資-1」(P90)をご覧ください。

Scene2 商業・業務地で・・・



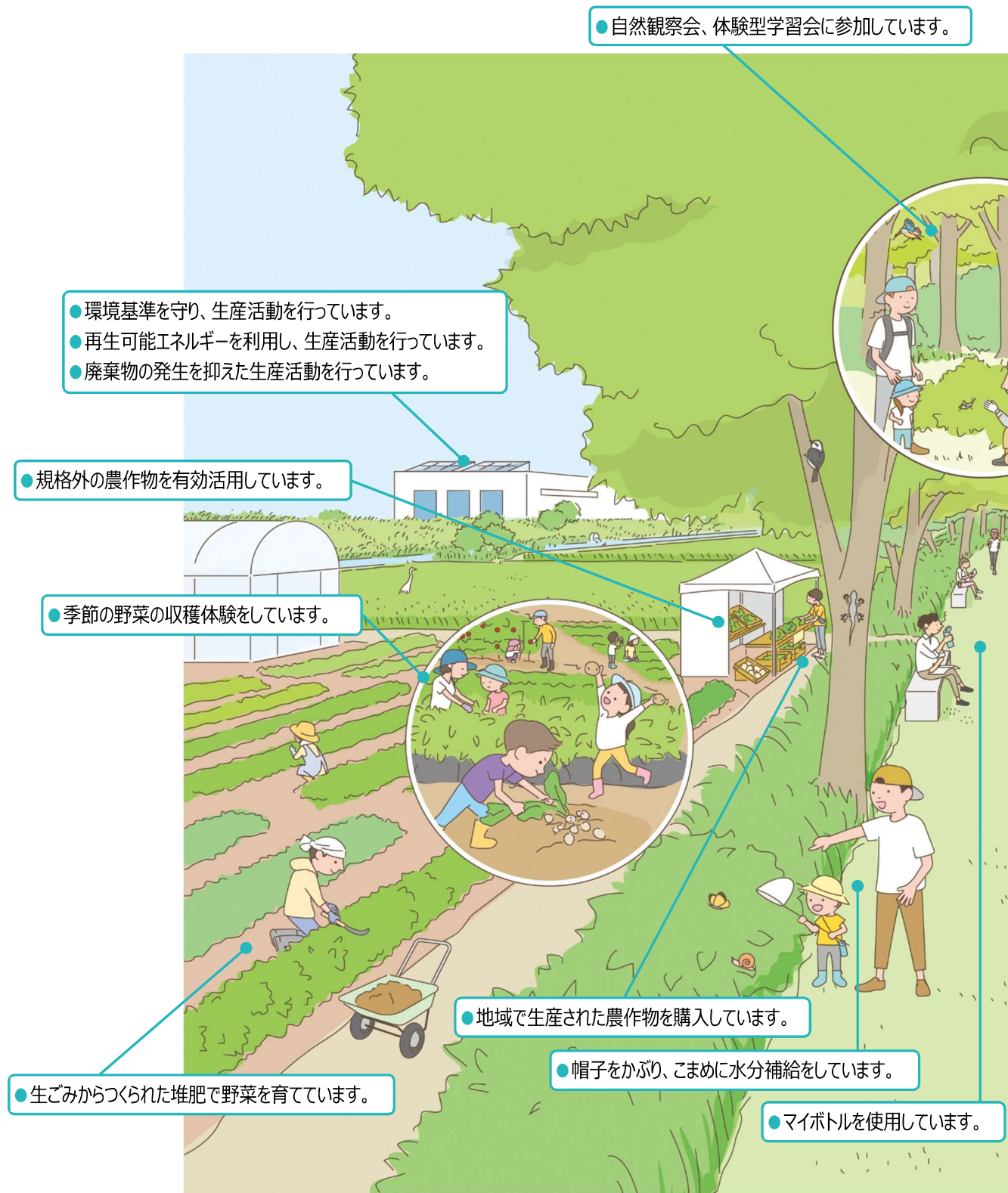
みんなで目指すまちの姿の実現に向けた「わたしの行動」

あなたにできる行動を考え、実践してみましょう！



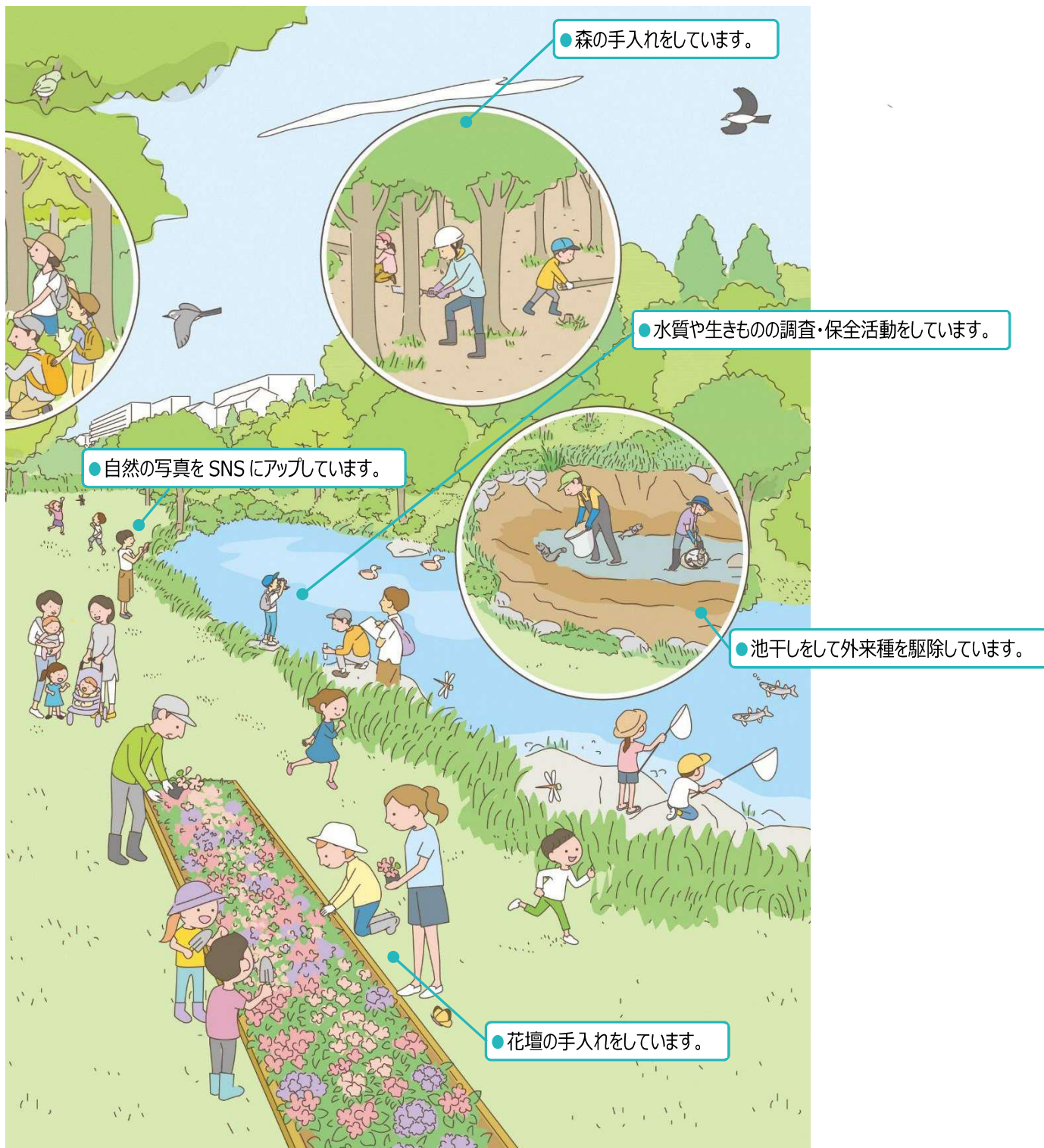
それぞれの行動や取り組みと第4章の施策との関係性は、参考資料「資-1」(P91)をご覧ください。

Scene3 郊外などで...



みんなで目指すまちの姿の実現に向けた「わたしの行動」

あなたにできる行動を考え、実践してみましょう！

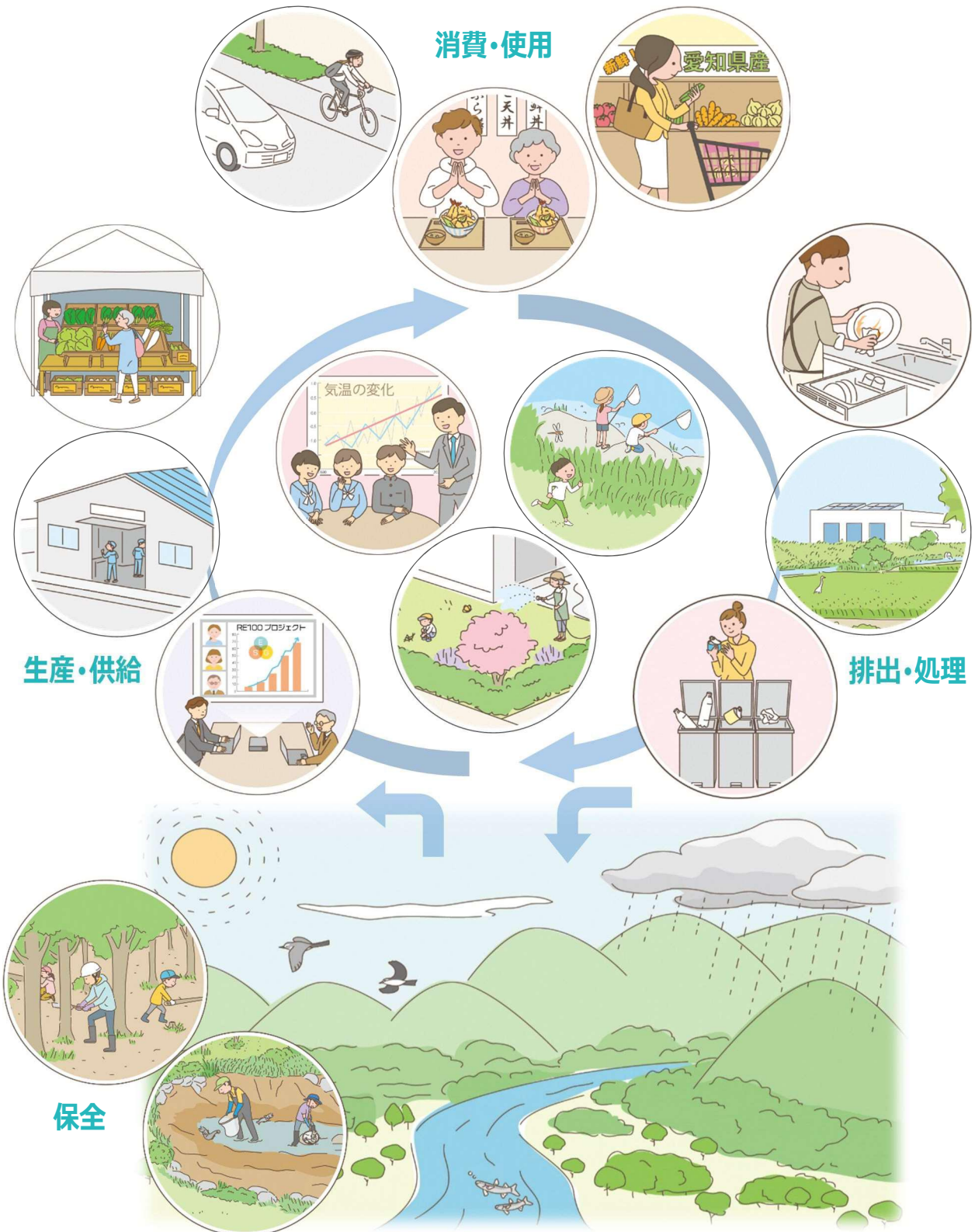


それぞれの行動や取り組みと第4章の施策との関係性は、参考資料「資-1」(P92)をご覧ください。

行動や取り組みのつながり

42 ページから 47 ページでは、みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動や取り組みのイメージを、身近な生活空間などのシーン別に描いていますが、暮らしや事業活動における私たち一人ひとりの行動や各主体の行動は関連しあっています。また、暮らしや事業活動は、食べ物や水、木材、エネルギーなど、自然からの恵みによって支えられているとともに、自然に影響を与えています。

一人ひとり、各主体が、環境にやさしい行動をとるとともに、それぞれの役割を担いながら連携することで、みんなで目指すまちの姿の実現に向けて取り組んでいきましょう。



第4章

目指すまちの姿の実現に向けた施策の展開

4-1 施策の体系

4-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み

4-3 施策の方向性

4-1 施策の体系

第3章で掲げたみんな目指すまちの姿の実現に向けた施策の体系を示します。

なお、本計画は「みんな目指す 2030 年のまちの姿」の実現を目指すとともに「2050 年の環境都市ビジョン」(P7 参照)を長期的には見据えるものであることから、施策は、2050 年の環境都市ビジョンに掲げている 4 つの環境都市像とその共通基盤の区分を基本としています。

みんな目指す 2030 年のまちの姿

パートナーシップで創る 快適な都市環境と自然が調和したまち



みんな目指すまちの姿の
実現に向けた重点取り組み

重点取り組み 1 (P52)

SDGs の多面的な考え方の浸透と、
主体的に行動する人や事業者の
ネットワークの拡大

重点取り組み 2 (P53)

環境にもやさしく災害にも強い、
快適で安心な暮らしの実現

重点取り組み 3 (P54)

自然や水を活かした、
人と生きものにやさしいまちづくり

重点取り組み 4 (P55)

環境と経済の好循環を生み出す
仕組みづくり

施策の体系

施策

施策の柱

(4つの環境都市像の共通基盤)



【施策Ⅰ】
**全ての主体の
環境に関わる学びと行動、
パートナーシップを推進する**

- 1 環境に関わる学びを推進する (P57~)
- 2 環境にやさしい行動を促進する (P59~)
- 3 パートナーシップを推進する (P60~)

(健康安全都市)



【施策Ⅱ】
**健康で安全、快適な
生活環境の保全をはかる**

- 1 大気環境の向上をはかる (P62~)
- 2 水環境の向上をはかる (P63~)
- 3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する (P64~)
- 4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する (P64~)
- 5 公害による健康被害の救済と予防を行う (P65~)

(循環型都市)



【施策Ⅲ】
**廃棄物の発生抑制や
資源の循環利用、
適正処理を推進する**

- 1 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)を推進する (P66~)
- 2 分別・リサイクル(再生利用)を推進する (P67~)
- 3 ごみの適正な処理を推進する (P68~)

(自然共生都市)



【施策Ⅳ】
**生物多様性の保全と
持続可能な利用、
水循環機能の回復をはかる**

- 1 生物多様性の主流化を推進する (P70~)
- 2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する (P71~)
- 3 風土にあった生きものを保全する (P72~)
- 4 水循環機能の回復を推進する (P73~)

(低炭素都市)



【施策Ⅴ】
**気候変動に対する緩和策と
適応策を推進する**

- 1 温室効果ガスの排出抑制を推進する (P74~)
- 2 気候変動によるリスクへの備えを推進する (P77~)

4-2 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた重点取り組み

第3章においてパートナーシップ・ライフスタイル・まちづくり・経済という総合的な視点から示したまちの姿を踏まえ、第2章で整理した本市の環境を取り巻く状況と課題に対して重点的に展開する4つの取り組みを示します。これらの重点取り組みは、環境・経済・社会の統合的な視点で、多様な主体とパートナーシップですすめていくものです。なお、各重点取り組みにおける「関連する取組方針」には、特に関連するものを掲載しています。

重点取り組み 1

SDGsの多面的な考え方の浸透と、主体的に行動する人や事業者のネットワークの拡大

環境課題の解決のため、これまで培ったパートナーシップのさらなる展開をすすめていきます。

持続可能なまちを支える次世代人材育成の推進

SDGsの視点からまちや社会の課題を自分ごととして捉え、行動する人づくりをすすめるため、環境学習センターやなごや環境大学 SDGs 未来創造クラブなどにおいて、事業者や市民団体などと連携し、次代を担う子どもたちにSDGsを楽しく学べる機会を提供することで、子どもたちのSDGsの達成に向けた意識醸成と行動の拡大を促進するとともに、家族や周囲への波及もはかります。

<関連する取組方針>

- ・次世代への豊かな環境学習の推進
- ・拠点施設における環境学習の推進

施策Ⅰ 1-(3) P57

施策Ⅰ 1-(4) P58

SDGsの達成に向けたネットワークの拡大

多様な主体の交流・連携機会の創出や取り組みの支援、先進的な取り組みや優良な取り組みの発信などにより、SDGsの達成に向けた取り組みの輪の拡大を推進します。

<関連する取組方針>

- ・環境にやさしい事業活動の促進
- ・ネットワークの形成と取り組みの推進

施策Ⅰ 2-(2) P59

施策Ⅰ 3-(1) P60

分野を超えた学び合いの推進

環境の分野を超えて専門家や市民団体などと連携し、スポーツや防災、歴史・文化など様々な観点から環境問題を捉える講座やワークショップなどをなごや環境大学において実施することで、環境問題に関心を持つ層の裾野を広げるとともに、分野を超えたネットワークを築き、環境・経済・社会の統合的な取り組みを推進します。

<関連する取組方針>

- ・多角的なアプローチによる学びの推進
- ・ネットワークの形成と取り組みの推進

施策Ⅰ 1-(2) P57

施策Ⅰ 3-(1) P60

重点取り組み
2

環境にもやさしく災害にも強い、

快適で安心な暮らしの実現

国の脱炭素社会の実現に向けた動きに対応した取り組みをすすめていきます。

名古屋版 RE100（仮称）による再生可能エネルギーの普及

市の施設で使用する電力について温室効果ガスが排出されない再生可能エネルギー100%の電力を率先導入し、クリーンなエネルギーへの転換につながる本市独自の取り組みをすすめ、電力使用の側面から再生可能エネルギーの普及を推進します。

<関連する取組方針>

・市の率先した環境にやさしい行動の推進

施策Ⅰ	2-(4)	P59
-----	-------	-----

・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

施策Ⅴ	1-(6)	P76
-----	-------	-----

水素エネルギーの利活用の推進

水素の製造・供給体制の構築と需要の拡大をはかるため、水素エネルギーの普及啓発や燃料電池自動車・バスなどの導入促進、水素ステーションの整備促進などにより、水素エネルギーの利活用をすすめます。また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

<関連する取組方針>

・環境にやさしい自動車利用の促進

施策Ⅴ	1-(3)	P75
-----	-------	-----

・水素エネルギーの利活用の推進

施策Ⅴ	1-(7)	P76
-----	-------	-----

環境負荷の低減と防災・減災の同時実現

太陽光発電設備と蓄電システムを組み合わせた自立・分散型電源や ZEV の導入促進により、環境負荷の低減と防災・減災の同時実現をはかります。

<関連する取組方針>

・環境にやさしい自動車利用の促進

施策Ⅴ	1-(3)	P75
-----	-------	-----

・住宅・建築物の低炭素化の促進

施策Ⅴ	1-(4)	P75
-----	-------	-----

・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

施策Ⅴ	1-(6)	P76
-----	-------	-----

・水素エネルギーの利活用の推進

施策Ⅴ	1-(7)	P76
-----	-------	-----

重点取り組み
3

自然や水を活かした、人と生きものにやさしいまちづくり

COP10が開催された都市にふさわしい、自然が身近に感じられ、潤いのあるまちづくりをすすめていきます。

都心における自然の活用

自然の持つ多様な機能を活用して、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、都心にぎわいの創出など、様々な課題解決につながる取り組みをすすめます。特に都心部においては、生物多様性に配慮した緑化などをすすめながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出し、自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかるとともに、様々な課題解決につなげます。

<関連する取組方針>

- ・生物多様性に配慮した行動の促進
- ・緑の保全・創出の推進

施策Ⅳ 1-(1) P70

施策Ⅳ 2-(1) P71

良好な水辺環境の形成

堀川や新堀川、中川運河において、地下水の活用や水処理センターからの高度処理水の放流を通じた水質改善などによる良好な水辺環境の形成に取り組むことで、快適な生活環境や多様な生きものの生息・生育の場の確保、都市の魅力の向上によるまちのにぎわいづくりなど、都心部における水辺空間の再生・活用をはかります。また、山崎川においても、水の環の復活に向けたモデル事業を推進するなど、良好な水辺環境の形成に取り組めます。

<関連する取組方針>

- ・水質改善の推進
- ・地域資源の質と魅力の向上
- ・保水機能の保全と向上
- ・水資源の有効利用の推進

施策Ⅱ 2-(2) P63

施策Ⅳ 2-(3) P71

施策Ⅳ 4-(1) P73

施策Ⅳ 4-(2) P73

重点取り組み
4

環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり

積極的に環境対策を行うことで、経済成長や地域の活性化につながる取り組みをすすめていきます。

グリーン・リカバリーの推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい経済状況からの回復に合わせ、公共建築物の低炭素化の取り組みをすすめることなどにより、環境対策と経済活性化の両立をはかります。

<関連する取組方針>

・環境にやさしい事業活動の促進	施策Ⅰ	2-(2)	P59
・市の率先した環境にやさしい行動の推進	施策Ⅰ	2-(4)	P59
・環境にやさしい自動車利用の促進	施策Ⅴ	1-(3)	P75
・住宅・建築物の低炭素化の促進	施策Ⅴ	1-(4)	P75
・事業者による省エネルギー対策への支援	施策Ⅴ	1-(5)	P76
・再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進	施策Ⅴ	1-(6)	P76

民間活力を活用した環境課題の解決と環境経済の活性化

ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなど民間活力を活用し、環境課題の解決と環境経済の活性化に向けた取り組みをすすめます。

<関連する取組方針>

・民間活力を活用した取り組みの推進	施策Ⅰ	3-(3)	P61
-------------------	-----	-------	-----

持続可能な資源循環の推進

プラスチックをはじめとする使い捨て製品や容器包装を極力減らし、繰り返し長く使える製品の使用を促し、大量消費型ライフスタイルからの転換をはかるとともに、分かりやすく分けやすい分別区分への見直しをはかることで、持続可能な資源循環を推進します。

<関連する取組方針>

・ライフスタイルの転換の促進	施策Ⅰ	2-(1)	P59
・使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進	施策Ⅲ	1-(1)	P66
・モノを大切にすることを意識の醸成によるリユースの促進	施策Ⅲ	1-(3)	P67
・分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討	施策Ⅲ	2-(2)	P67

地域循環共生圏の形成

木曽三川上流域との連携による、植樹・育樹活動や木材利用などを推進し、生物多様性の保全や地球温暖化への理解を深めることで、都市と山村が補完し支え合う持続可能な地域循環共生圏の形成をはかります。

<関連する取組方針>

・自然とふれあう機会の創出	施策Ⅰ	1-(1)	P57
・広域的な連携・交流の推進	施策Ⅰ	3-(2)	P61
・生物多様性に配慮した行動の促進	施策Ⅳ	1-(1)	P70
・生物多様性に関する自治体連携の推進	施策Ⅳ	1-(2)	P70

4-3 施策の方向性

4-1 で整理した施策の体系に沿って、今後の施策の方向性を示します。

■ 頁の見方

施策 I

全ての主体の環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する

<施策>

→みんなで目指すまちの姿の実現に向けて、10年間の計画期間内に推進する施策を、「2050年の環境都市ビジョン」の区分を基に整理しています。

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.2%	60%
なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数(累計)	2,434件*	3,000件
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数(累計)	461団体	500団体

※「なごやSDGsグリーンパートナーズ」の前身制度である「エコ事業所認定制度」の認定数

<指標>

→「施策」の進捗状況を把握するため、数値で測ることができる指標を設定しています。

1 環境に関わる学びを推進する

<施策の柱>

→施策を細分類して記載しています。

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

- 身近な自然の調査・保全活動
- 藤前干潟ふれあい事業の実施
- 森林体験事業の実施

事業例

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

- なごや環境大学における多種多画運営
- 地域における環境教育の推進
- 市民参加型環境調査の実施

<取組方針>

→施策の推進に向けた取り組みの方針と事業例を記載しています。

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

- 幼稚園・保育所・学校などにおける環境教育・学習の推進
- なごや環境大学における次世代向け講座の企画運営
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- 湿地提携に基づく次世代の人的交流事業の実施

事業例

なごや環境大学の推進

なごや環境大学は市民・事業者・教育機関・行政などのパートナーシップにより「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を行うため、「まちじゅうをキャンパス」として環境学習の輪を展開しています。

様々な立場の人々が経験やノウハウを持ち寄り、行動する市民・協働する市民として「共に育つ(共育)」ことを目指しています。大学に集う<エコ>ゴコロを持つすべての人と共に持続可能ななごやの街をつくり上げていきます。



■愛岐の里山たいけん隊

<取組紹介>

→施策の推進に向けた取り組み例などを紹介しています。

全ての主体の環境に関わる学びと行動、 パートナーシップを推進する



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.2%	60%
なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数（累計）	2,434件 [※]	4,300件
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	461団体	565団体

※「なごやSDGsグリーンパートナーズ」の前身制度である「エコ事業所認定制度」の認定数

1 環境に関わる学びを推進する

(1) 自然とふれあう機会の創出

環境への意識をはぐくむため、自然や生きものの魅力や大切さを体感できる、自然観察会や干潟体験、森づくりといった自然とふれあう機会の創出をはかります。

事業例

- 身近な自然の調査・保全活動
- 藤前干潟ふれあい事業の実施
- 森林体験事業の実施

(2) 多角的なアプローチによる学びの推進

環境問題を自分ごととして捉え、行動するきっかけづくりとするため、公園での生きもの調査や河川での水質調査といった身近な場所での学びや、防災・減災や食、アートといった環境以外の分野を通じた学びなど、多角的なアプローチによる学びを推進します。

事業例

- なごや環境大学における多種多様な講座の企画運営
- 地域における環境教育の推進
- 市民参加型環境調査の実施

(3) 次世代への豊かな環境学習の推進

持続可能な社会の担い手を育てるため、子どもたちの興味・関心や発達段階に応じた環境学習など、次代を担う子どもたちへの豊かな環境学習を推進します。

事業例

- 幼稚園・保育所・学校などにおける環境教育・学習の推進
- なごや環境大学における次世代向け講座の企画運営
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- 湿地提携に基づく次世代の人的交流事業の実施

なごや環境大学の推進

なごや環境大学は市民・事業者・教育機関・行政などのパートナーシップにより「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を行うため、「まちじゅうをキャンパス」として環境学習の輪を展開しています。

様々な立場の人々が経験やノウハウを持ち寄り、行動する市民・協働する市民として「共に育つ（共育）」ことを目指しています。大学に集う〈エコ・ゴコロ〉を持つすべての人と共に持続可能ななごやの街をつくり上げていきます。



なごや環境大学



■ 愛岐の里山たいけん隊



(4) 拠点施設における環境学習の推進

事業例

なごやにおける環境に関わる学びを推進するため、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムの実施、環境学習情報の提供など、環境学習センターや東山動植物園などの拠点施設における環境学習を推進します。

- 環境学習センターの運営
- 東山動植物園の運営

環境学習センター（エコパルなごや）

環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで、環境をテーマに体験学習ができる拠点施設です。

館内は「バーチャルスタジオ」「展示室」「ワークショップ」からなり、マスコットキャラクター“コパ”とともに、子どもから大人まで体験と対話を通して楽しみながら深く学べるプログラムを実施しています。

より幅広い視野で環境問題を考え、「環境にやさしい行動へのきっかけづくり」とするため、SDGsの考え方を取り入れるなど、プログラムの充実などをはかっていきます。

また、学校などにおけるICT教育の推進なども踏まえ、オンラインによる環境学習などの展開もはかっていきます。



(5) 効果的な情報の発信

事業例

より多くの人に環境のことを自分ごととして捉え、行動してもらうため、発信する内容や対象に応じ、紙媒体やSNS、イベントなどを活用した情報発信や外国語を使用した情報発信を行うなど、効果的な情報発信につとめます。

- 多様な手段を活用した普及啓発
- 環境デーなごやなどのイベント開催

2 環境にやさしい行動を促進する

(1) ライフスタイルの転換の促進

事業例

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、新型コロナウイルス感染症拡大など、経済や社会の情勢の変化も考慮しながら、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

- 低炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発
- エシカル消費の普及啓発
- グリーン購入の推進
- 地産地消の推進
- フェアトレードの普及啓発
- 環境デーなごやの開催

(2) 環境にやさしい事業活動の促進

事業例

環境負荷の少ない経済社会システムの実現をはかるため、環境保全設備の導入支援や認定・表彰制度の実施などにより、事業活動における自主的・積極的な行動を支援するなど、環境にやさしい事業活動を促進します。

また、環境課題に対応した調査や研究をすすめ、事業者への環境情報の提供や技術シーズの移転につとめます。

- 環境保全・省エネルギー設備導入支援
- なごやSDGsグリーンパートナーズの運用
- 都心における環境配慮に関する指針の推進
- 環境技術の調査・研究による中小事業者の支援

なごやSDGsグリーンパートナーズ

環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を認定する「エコ事業所認定制度」に、2021年4月からは、SDGsの視点を加え「なごやSDGsグリーンパートナーズ」とし、SDGsの実現に向け取り組む事業所を「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、支援しています。

また、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図ります。



(3) 環境影響評価制度の運用

事業例

環境影響評価制度の適切な運用を通じ、道路や鉄道の建設、大きな建物の建築など一定規模以上の事業の実施に際し、事業者自らによる適正な環境配慮を促進します。

- 環境影響評価制度の運用

(4) 市の率先した環境にやさしい行動の推進

事業例

市民・事業者の環境にやさしい行動を促進するため、市自らも一事業者として率先して取り組みます。

- 名古屋市役所環境行動計画 2030 の推進

プラスチック問題

プラスチックはその利便性により、私たちの豊かな生活を支えてきましたが、安易に使い捨ての用途で使われることにより、ごみの増加だけでなく、海洋生物をはじめとする生態系への影響や、地球温暖化など様々な環境問題につながっていることから、これらの総合的な視点のもとに対策をすすめていく必要があります。

市民・事業者がプラスチック問題に取り組む際の拠りどころとなるビジョンの策定をすすめるとともに、市民のライフスタイルの転換を促すための啓発などをすすめていきます。

■ 遠州灘の海岸に漂着したウミガメ1体の死体から出てきたレジ袋など



写真提供：サンチュアリ NPO

3 パートナーシップを推進する

(1) ネットワークの形成と取り組みの推進

幅広い視点や知見で、環境課題の解決や人づくりなどをすすめるため、立場や分野を超えたネットワークづくりをすすめるとともに、多様な主体の参画による取り組みを推進します。

事業例

- なごや環境大学の推進
- なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進
- SDGs 推進プラットフォームの設置・運営
- 様々な主体との連携によるイベントなどの開催

なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブ

2019年7月に本市がSDGs未来都市に選定されたことを受け、なごや環境大学にSDGs未来創造クラブを設置し、多様な主体とのパートナーシップをもとに、SDGsにつながる取り組みをすすめています。

地域・事業者・大学など、多様な主体が参画したワークショップでは、中区錦二丁目を舞台に、持続可能なまちの姿を見据え、SDGsにつながる多くのアイデアがうまれました。

また、地域・事業者・大学などのパートナーシップにより開催したSDGsみちにわマルシェでは、公共空間を会場として活用するとともに、燃料電池自動車が発電したクリーンな電気を使用するなど環境への配慮に加え、多様な事業者などによるブースの展開など、地域のにぎわいづくりにも貢献しました。

そのほか、子どもたちが、まちや社会の課題を自分ごととして捉え、課題解決に向けた行動に取り組めるよう、事業者・施設などとのパートナーシップにより、ICTを活用した学習プログラムを制作・展開することで、持続可能な都市を支える人づくりを推進しています。

■ 中区錦二丁目内で実施したSDGsみちにわマルシェの様子(2020年11月)



(2) 広域的な連携・交流の推進

事業例

広域的な環境課題や共通の環境課題の解決をはかるため、伊勢湾流域圏内をはじめとした国内外の自治体などの広域的な連携・交流を推進します。

- 木曾三川流域圏などにおける連携の推進
- 伊勢湾再生の推進
- 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進
- 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

(3) 民間活力を活用した取り組みの推進

事業例

環境課題の解決や環境経済の活性化をはかるため、ソーシャル・インパクト・ボンドやクラウドファンディング、ふるさと納税制度など、柔軟な手法により、民間資金や事業者の技術、ノウハウなどの民間活力を活用した取り組みを推進します。

- 民間活力を活用した環境課題の解決に向けた取り組み
- ふるさと納税制度の活用



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	37.9%	50%
大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4%	100%
水質環境目標値の達成率（BOD）	80.0%	100%
自動車騒音の環境基準の達成率（幹線道路全体）	96.9% (昼夜間)	98%

1 大気環境の向上をはかる

(1) 大気汚染の監視・規制指導の実施

大気環境の状況を把握し大気汚染を防止するため、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質について常時監視や規制指導を実施します。

事業例

- 大気汚染常時監視・規制指導

(2) 排出ガス対策の促進

大気環境の向上をはかるため、家庭・オフィスの省エネルギー化や、自動車や建設機械などによる排出ガス対策を促進します。

事業例

- 自動車環境対策の推進
- エコドライブの促進

(3) 大気汚染の防止に向けた調査研究の推進

環境基準・環境目標値を達成できていない大気汚染物質などの対策を強化するため、大気中の光化学オキシダント（Ox）の濃度低減などに向けた調査研究を推進します。

事業例

- 環境科学調査センターにおける調査研究
- 大気未規制有害物質調査

市民参加型の大気汚染調査（視程調査）

遠くの景色まで見えることにより、「空気がきれいだなあ」と感じることもあるかと思います。この「見え方」により空気のキレイさを測ることを、「視程調査」といいます。

景色の見え方を通じて大気汚染について考えるきっかけとなるよう、遠くを見渡せる場所に「視程調査」を体験できる場をつくるなど、気軽に調査を実施できるような仕組みづくりをすすめていきます。

■ 空気がキレイではない時の見え方



■ 空気がキレイな時の見え方



2 水環境の向上をはかる

(1) 水質の常時監視・規制指導の実施

水環境の状況を把握し水質汚濁を防止するため、河川や地下水などの水質について常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

事業例

- 公共用水域の水質常時監視
- 地下水常時監視・モニタリング
- 水質汚濁の規制指導

(2) 水質改善の推進

水環境の向上をはかるため、下水道整備や河川の水量の確保などにより、水質の改善を推進します。

事業例

- 下水道による水環境の向上
- 河川維持水量の確保
- 水の流動・交換の促進
- 木曾三川流域連携の推進

(3) 水環境の改善に向けた調査研究の推進

水環境の改善に向けて、より効果的な対策を実施するため、ため池の植物プランクトンなどによる水質汚濁の抑制を目指した調査研究などを推進します。

事業例

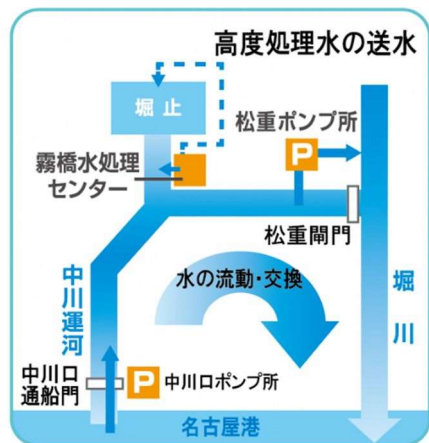
- 環境科学調査センターにおける調査研究
- 水質未規制有害物質調査

中川運河における水の流動・交換の促進

中川運河は、通船門により海と隔てられた閉鎖性水域であり、水源もないことから水が滞留しやすく、また、都市からの排水もあることから、水質が悪化しやすい環境にあります。

2017年10月より、水の流動・交換の促進による水質改善をはかるため、霧橋水処理センターから中川運河に放流される約6万t/日の高度処理水のうち、約3万t/日を堀止に送水し、中川口ポンプ所から取り入れた約7万t/日の海水と併せて、約13万t/日を松重ポンプ所から堀川へ放流しています。

さらなる水質改善をはかるため、海水取水量を増量して約18万t/日の流動・交換に対応できるよう、老朽化した松重ポンプ所の改修をすすめています。



3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する

(1) 土壌汚染の規制指導の実施

土壌汚染により健康被害などが生じることを防止するため、規制指導を実施します。

○土壌汚染の規制指導

事業例

(2) 地盤沈下の常時監視・規制指導などの実施

地盤沈下や地下水位を把握し地下水の過剰な採取による地盤沈下を防止するため、常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

○地盤沈下の常時監視
○地盤沈下の規制指導
○工業用水道の利用促進

事業例

4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する

(1) 騒音・振動の監視・規制指導の実施

騒音・振動の状況を把握し発生を防止するため、自動車や鉄道などによる騒音・振動の実態監視や規制指導を実施します。

○騒音・振動の実態監視・規制指導

事業例

■自動車騒音測定の様子



■鉄道騒音測定の様子



(2) 騒音対策の推進

自動車などによる騒音を防止するため、交通量・交通流対策や低騒音舗装の実施といった総合的な騒音対策を推進します。

○幹線道路における自動車騒音の改善
○低騒音（排水性）舗装の実施

事業例

(3) 騒音・振動対策に向けた調査研究の推進

騒音・振動に対し、より効果的な対策を実施するため、新幹線鉄道騒音の変動要因の解析などの調査研究を推進します。

○環境科学調査センターにおける調査研究

事業例

(4) 悪臭の監視・規制指導の実施

事業例

工場・事業場などからの悪臭発生を防止するため、監視や規制指導を実施します。

○悪臭対策の推進

(5) 有害化学物質対策の推進

事業例

有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中の有害化学物質の状況把握や規制指導、化学物質の適正管理の促進など、有害化学物質対策を推進します。

- ダイオキシン類の常時監視・規制指導
- アスベスト対策の推進
- 化学物質の適正管理の促進
- 大気・水質未規制有害物質調査

アスベスト対策

アスベストは熱に強く、丈夫なため、耐火などの目的で建材などに利用されてきましたが、肺がんや中皮腫などの原因となるため、1975年に吹付け作業が原則禁止されました。大気汚染防止法では、アスベストが使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、石綿飛散防止対策を義務づけています。

2020年6月には改正大気汚染防止法が公布され、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、石綿飛散防止対策が強化されることとなりました。大気中へのアスベストの飛散防止対策の順守がはかれるよう、改正内容を踏まえながら規制指導を実施します。

■石綿含有成形板（スレート屋根）



5 公害による健康被害の救済と予防を行う

(1) 公害による健康被害の救済・予防の実施

事業例

公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保をはかるため、公害認定患者に対する救済の実施など、公害による健康被害の救済と予防を実施します。

- 公害認定患者の救済
- 公害認定患者の健康回復事業などの実施
- 石綿による健康被害者の救済

■成人ぜん息教室の様子



廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、 適正処理を推進する



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
ごみ・資源の総排出量	88.1万ト	87万ト
ごみの処理量	63.2万ト	56万ト
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.8%	90%
ごみの埋立量	4.6万ト	2.0万ト

1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する

(1) 使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進

大量生産・大量消費型ライフスタイルからの転換をはか
るため、使い捨て製品・容器包装のさらなる発生抑制を促
進します。

事業例

- 使い捨てプラスチック削減に関する啓発
- レジ袋やペットボトルなどの容器包装削減に関
する啓発

(2) 食品ロス削減の推進

本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減する
ため、食べきり、使いきりなどの家庭でできる取り組みの
普及啓発やフードドライブの実施、飲食店との連携による
取り組みなどを推進します。

事業例

- 家庭でできる食品ロス削減の普及啓発
- フードドライブの実施
- 飲食店との連携による食品ロス削減の推進

食品ロス

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。国の推計によると日本では毎年約600万トンの食品ロスが発生しています。食品ロスの要因は、家庭では、「食べ残し」、「手つかず」、「過剰除去」、事業系では、「売れ残り」、「食べ残し」、「作りすぎ」などが挙げられます。

食品ロス削減はごみの減量において重要な課題であるため、本市では家庭でできる取り組みの普及啓発、フードドライブ、飲食店との連携による取り組みなどを推進していきます。

■今日からできる食べきり術ちらし



■食べ残しゼロ協力店ステッカー



(3) モノを大切にできる意識の醸成によるリユースの促進

事業例

ごみ・資源をできる限り出さないライフスタイルへの転換を促進するため、アップサイクルの普及促進やフリマアプリといった事業者の取り組みなどを活用することにより、モノを大切にできる意識の醸成をはかり、リユースを促進します。

- リユースの啓発と活動支援
- 事業者の取り組みなどを活用したリユースの促進

2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する

(1) 資源の有効活用の推進

事業例

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用をすすめるため、市民・事業者によるリサイクルの取り組みの支援・連携などにより、資源の有効活用を推進します。

- 集団資源回収の円滑な実施の確保
- 小型家電、食用油のリサイクルの推進
- 事業者による自主的な取り組みの促進・実態把握
- 家庭での生ごみ堆肥化の促進

■集団資源回収の様子



■小型家電回収ボックス



(2) 分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討

事業例

社会情勢の変化や技術の進歩などを踏まえ、さらなる資源化を推進し、適正処理をすすめるため、より分かりやすく、分けやすい分別区分への見直しを検討するとともに、ごみとして処理している品目の中から資源化の可能性を検討します。

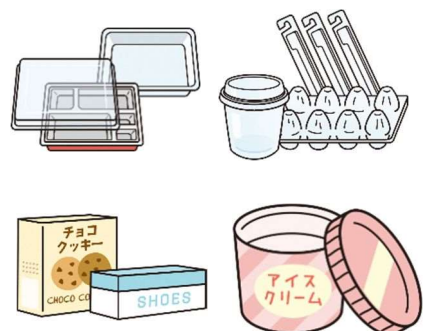
- 分かりやすく分けやすい分別区分への見直し
- 新たな品目の資源化に向けた検討

さらなる資源化のための手法検討

本市では、容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装や紙製容器包装を始めとする各種容器包装類を分別回収し、リサイクルしています。

しかし、現行の「容器包装」の区分では、素材が同一であっても対象となるもの、ならないものがあり、分別が分かりづらいといった声もあるため、プラスチック類については、素材別リサイクルが可能となる環境の整備が国においてすすめられています。

このような国の動向を注視しつつ、市民にとって「分かりやすい・分けやすい分別区分」の検討をすすめていきます。



(3) 効果的な啓発・指導の展開

事業例

分別の徹底をはかるため、多様な手段を活用した啓発や対象者を絞った集中的な啓発、不適正排出者に対する排出指導を行うなど、より効果的な啓発・指導を展開します。

- 効果的な啓発の実施
- 地域や住宅管理会社などとの連携強化による分別の促進
- 立ち入り調査や啓発・指導の実施

3 ごみの適正な処理を推進する

(1) 不法投棄などの防止と清掃活動の活性化の推進

事業例

快適で暮らしやすいきれいなまちづくりを推進するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、清掃活動への支援などにより、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止と清掃活動の活性化を推進します。

- 不法投棄・ポイ捨て対策
- 路上禁煙の推進
- 地域における清掃活動の推進
- 住居の不良堆積物対策の推進

(2) 排出利便性の向上の検討

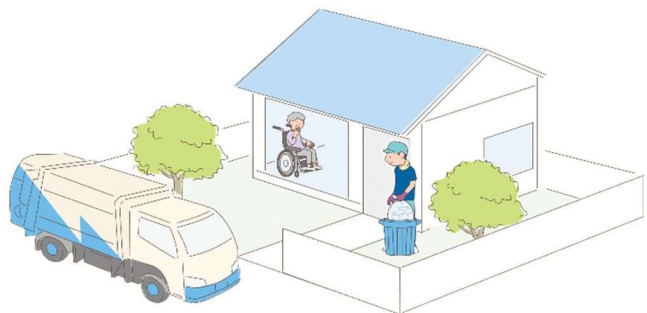
事業例

高齢化の進展などによる排出弱者の増加といった社会情勢やライフスタイルの多様化に対応するため、排出支援対象要件の緩和や自己搬入の利便性の向上といった排出利便性の向上を検討します。

- 高齢者などの排出弱者への支援
- 自己搬入の利便性向上の検討

なごやか収集

なごやか収集とは、名古屋市が収集する家庭ごみや資源を、所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に支援するもので、原則として市がご自宅の前に出されたごみや資源を直接、収集しています。以下のいずれかの要件に該当し、親族や近所の方などの協力を得ることが困難で、一人でごみや資源を持ち出すことができない方が対象です。



1. 要介護認定を受けていて、65歳以上の一人暮らしをしている方
2. 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で一人暮らしの方
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)で一人暮らしの方
知的障害者(愛護手帳所持者)で一人暮らしの方

(注) 2021年3月現在

今後も、高齢化の進展などによる、ごみ・資源の排出弱者の増加といった社会情勢に対応するため、排出支援対象要件の緩和といった排出利便性の向上について検討をすすめます。

(3) 適正処理の推進

事業例

近年増加しているごみ収集車などの火災事故や、高齢化の進展による在宅医療・介護の増加や新素材の開発などに伴う処理困難な廃棄物の発生といった新たな課題に対応するため、小型充電式電池や適正処理困難物の分別・処理方法の検討などにより、適正処理を推進します。

- 発火性危険物などの適正処理の推進
- 適正処理困難物などの分別・処理方法の検討

発火性危険物への対応

スプレー缶、使い捨てライター、リチウム一次電池（充電できないもの）などは、「発火性危険物」として収集し、適正に処理しています。一方で、モバイルバッテリーなどの小型充電式電池については、一般社団法人 JBRC の回収拠点（各区の環境事業所、電器店など）に持ち込むよう案内しています。

しかし、小型充電式電池やスプレー缶などの発火性危険物が誤った廃棄方法や区分で排出されたことによる、ごみ収集車やごみ処理施設の火災が近年増えています。

小型充電式電池などの廃棄方法についての啓発を強化するとともに、国や業界団体に対して、生産者責任について働きかけをしていきます。また、国の動向などを踏まえながら、分別・処理方法の検討をすすめます。

- 発火性危険物による
ごみ収集車の火災事故の再現実験の様子



写真提供：
独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

(4) 安定的な処理体制の確保

事業例

生活基盤としてのごみ処理業務を平常時・災害時問わず円滑に継続させるため、ごみ処理に関するノウハウの継承や、焼却工場や資源化施設、埋立処分場の計画的な整備などにより、安定的な処理体制を確保します。

- 効率的・安定的な収集体制の確保
- 長期的かつ安定的な処理・処分体制の確保
- 災害廃棄物への備え
- 資源の選別・処理工程の最適化

(5) 産業廃棄物に係る意識啓発・立入検査の実施

事業例

産業廃棄物の減量や資源化の促進及び適正処理の確保のため、排出事業者や処理業者への意識啓発や立入検査を実施します。

- 意識啓発による産業廃棄物の発生抑制・再生利用の促進
- 立入検査などによる産業廃棄物の適正処理の確保

生物多様性の保全と持続可能な利用、 水循環機能の回復をはかる



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	56.4%	60%
新たに確保された緑の面積（累計）	27ha	400ha (10か年)

1 生物多様性の主流化を推進する

(1) 生物多様性に配慮した行動の促進

事業例

生物多様性の主流化を推進するため、地産地消やグリーン購入、フェアトレード、木材利用などの推進により、生物多様性に配慮した行動を促進します。

また、都心部において生態系の回復をはかりながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出するなど、様々な手法で自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかります。

- 生物多様性に配慮した暮らしや事業活動の普及啓発
- 地産地消の推進
- グリーン購入の推進
- フェアトレードの普及啓発
- 木材利用の推進
- エシカル消費の普及啓発
- 都心の生きもの復活事業

(2) 生物多様性に関する自治体連携の推進

事業例

生物多様性の取り組みの拡大・活性化をはかるため、生物多様性に関する自治体の取り組み及び成果について共有・発信するとともに、国・民間団体・事業者などとの連携を推進します。

- 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進
- 木曾三川流域圏などにおける連携の推進
- 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

生物多様性の主流化の推進

私たちの暮らしは衣食住すべてにわたり生物多様性の恵みに支えられています。これらの恵みを受け続けるには、あらゆる人が生物多様性の大切さを認識し、暮らしや事業活動に生物多様性の配慮を組み込む「生物多様性の主流化」が必要です。

今後は、生物多様性と関係が深い地球温暖化、緑化、農業・林業などの分野とさらに連携した普及啓発をすすめていきます。

また、都心部において事業者・市民団体との連携により生物多様性に配慮した緑化などをすすめながら、生物多様性の大切さを伝える「都心の生きもの復活事業」を通して、生物多様性に配慮したまちづくりの機運を高めていきます。

■梅田新里山



出典：公益財団法人都市緑化機構 SEGES（シージェス）
ホームページ
<https://seges.jp/site/B1501.html>

2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する

(1) 緑の保全・創出の推進

事業例

緑への愛着と保全への意識の醸成、緑のネットワークの形成をはかるため、各種緑地保全制度の活用や緑化地域制度により、樹林地や湿地といった今ある緑の保全と、建築物や沿道の緑化といった新たな緑の創出を推進します。

- 身近な緑の保全・創出
- 緑のまちづくり活動の推進
- 良好な都市景観の形成
- 湿地の保全
- 公共施設の緑化

市民緑地認定制度を活用した緑地の保全・創出

良好な都市環境の形成において、民有地の緑地やオープンスペースは重要な役割を担っています。2017年度に、民間主体（NPO法人、住民団体、事業者など）が公園と同等の緑地を整備・管理する取り組みを支援・促進する「市民緑地認定制度」が創設されました。民有地内に良好なオープンスペースが確保されることで、都市景観とにぎわいの向上が期待されることから、今後も引き続き制度の活用をすすめていきます。

■ ノリタケの森



写真提供：株式会社ノリタケカンパニーリミテド

(2) 農の推進

事業例

農は、生きものの生息・生育環境の提供や生産物の供給など、生物多様性の恵みにとって重要な役割を果たすため、農にふれあう機会の確保や都市農業の振興の推進などにより、農を推進します。

- 市民農園・市民水田などの推進
- 農業公園の運営
- 都市農業の支援

(3) 地域資源の質と魅力の向上

事業例

緑や水辺空間、風景、歴史・文化など、なごやの豊かな地域資源を守り、将来世代に引き継ぐため、民間活力の導入や地域との連携による公園の整備・運営管理の推進や自然環境・生物多様性の保全に配慮した多様な水辺環境の保全・再生、良好な都市景観形成の誘導、歴史的・文化的環境の保存・活用などにより、地域資源の質と魅力の向上をはかります。

- 民間活力の導入による公園の整備・運営管理の推進
- 魅力ある都市公園への再生・整備
- 美しい街路樹づくりの推進
- 多自然川づくりの推進
- 良好な水辺環境の形成
- 良好な都市景観の形成
- 歴史的資産を活用した魅力づくり

3 風土にあった生きものを保全する

(1) 生きもの情報の収集・発信

事業例

生きものの保全には、生息・生育状況の把握が不可欠なことから、本市の生きものとその生息・生育環境の調査の実施などにより、情報や資料を収集し、発信します。

- なごや生きものライブラリーの運用
- なごや生きもの一斉調査
- レッドリスト・レッドデータブックの策定・公表
- 東山動植物園における情報収集発信

(2) 在来種の生息・生育環境の保全の推進

事業例

風土にあった生きものを保全するため、外来種の防除活動の実施などにより、在来種の生息・生育環境の保全を推進します。

- 池干しによる在来種の生息・生育環境の保全
- 外来種対策
- 鳥獣保護管理
- 生物多様性保全活動への支援
- 都心の生きもの復活事業

なごや生物多様性センター

なごや生物多様性センターでは、市民との連携による身近な自然の調査・保全活動を推進するとともに、生きものに関する情報を収集・発信しています。

これまで培ってきた保全活動団体との連携を深めるとともに、事業者や若い世代など新たな担い手となりうる層の参加を促す取り組みや交流の場の創出をすすめていきます。

また、これまで蓄積した情報を地理情報システム(GIS)としてデータベース化し、市民に役立つ形で発信するなど、積極的な情報の利活用を行うとともに、なごやの自然を学び・感じられる場として、センターの敷地内にビオトープなどを整備し、生物多様性の主流化に貢献していきます。

■小中学生を対象とした講座の様子



■なごや生きものライブラリー



4 水循環機能の回復を推進する

(1) 保水機能の保全と向上

事業例

雨水の浸透・貯留や植物などからの蒸発散を増やすため、雨水流出抑制や樹林地・湿地などの保全を推進することにより、保水機能の向上をはかります。

- 雨水流出抑制の推進
- 健全な水循環の確保
- 施策IV-2-(1)「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業
- 施策IV-2-(2)「農の推進」に掲げる事業

(2) 水資源の有効利用の推進

事業例

水循環機能の回復をはかるため、雨水や下水再生水、地下水の利用を促進するなど、水資源の有効利用を推進します。

- 雨水利用の促進
- 下水再生水の有効活用
- 河川における地下水利用
- 湧き水などを活用した水循環の啓発

■ 雨水浸透ますを設置する様子



■ 堀川における地下水利用の様子

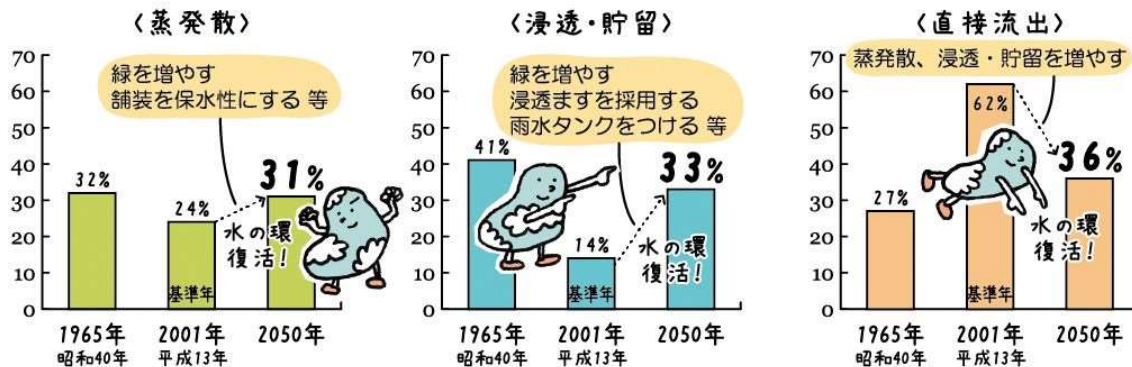


水の環復活 2050 なごや戦略

都市化によって損なわれた健全な水循環を回復し、豊かな水の環が支える「環境首都なごや」の実現を目指す「水の環復活 2050 なごや戦略」を2009年3月に策定しました。

第1期（2012年まで）、第2期（2025年まで）、第3期（2050年まで）と期間を区切り、進行管理を行っており、現在は、第2期実行計画の取り組みをすすめています。

■ 水収支目標：蒸発散 31%、浸透・貯留 33%、直接流出 36%（2050年の目標値）



※ 昭和40年は、周辺市町村の編入などにより、市域が現在とほぼ同じになった年です。この頃は、緑が今よりずっと多いなど、水循環が良い状態であったと考えられます。参考として水収支を算出しました。



指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,477万ト (2017年度)	1,172万ト
最終エネルギー消費量	160PJ (2017年度)	148PJ
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	41.7%	50%
太陽光発電設備の導入容量	234,633kW	370,000kW

※温室効果ガス排出量の目標値 1,172万トンは、2013年度値 1,599万トンから 27%削減するもの
 ※最終エネルギー消費量の目標値 148PJは、2013年度値 172PJから 14%削減するもの
 ※目標値は、国の脱炭素社会の実現に向けた動きを踏まえ、見直しを検討

1 温室効果ガスの排出抑制を推進する

(1) 低炭素まちづくりの推進

事業例

都市活動に伴うエネルギー消費を抑制するため、集約連携型都市構造の実現に向けた都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）を推進するほか、複数の施設・建物におけるエネルギーの融通といった、地域におけるエネルギーの面的利用の拡大を促進するなど、低炭素まちづくりを推進します。

- 集約連携型まちづくりの推進
- 低炭素モデル地区への支援
- 地域冷暖房の促進

■みなとアクルス（低炭素モデル地区） ■みなとアクルスエネルギーセンター



写真提供：東邦ガス株式会社

(2) 公共交通を中心に低炭素で快適に移動できるまちの形成

事業例

移動に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、自動車の都心部への集中緩和や新たな路面公共交通システム（SRT）の導入、歩行・自転車利用環境の整備などを推進するとともに、鉄道駅周辺等の空間における一体的なバリアフリー化の推進や公共交通の利便性向上などにより、公共交通を中心に低炭素で快適に移動できるまちを形成します。

また、自動運転やパーソナルモビリティ、シェアリングをはじめとした新たな移動手段や、公共交通を中心とした多様な移動手段を連携させ快適な移動を実現する MaaS等の低炭素に資する新しい技術の積極的な活用により、人がより快適・活発に移動できる最先端モビリティ都市の形成に向け取り組みを推進します。

- まちづくりと連携した総合交通体系の形成
- 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入推進
- 都心部幹線道路の歩行者空間拡大等の推進
- 自動車の都心部への集中緩和とまちづくりと連携した駐車施策の推進
- 公共交通機関の利便性の向上や機能強化による利用促進
- 安全で快適な自転車利用環境の整備と自転車の活用推進
- 公共交通機関の省エネルギー化

(3) 環境にやさしい自動車利用の促進

事業例

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及の促進や、交通流の円滑化の推進など、環境にやさしい自動車利用を促進します。

- 次世代自動車の導入促進
- エコドライブの促進
- 都市計画道路の整備と計画の見直し
- 道路と鉄道の立体交差化、橋りょうの整備推進
- 公用車への次世代自動車の導入促進

(4) 住宅・建築物の低炭素化の促進

事業例

住宅・建築物における温室効果ガスの排出を削減するため、ZEH・ZEBの普及促進、高効率な省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム(EMS)の導入促進、建築物の環境性能を評価・公表する制度(CASBEE名古屋)の運用、建築物における木材利用の促進などにより、住宅や建築物の低炭素化を促進します。

- 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上と見える化の促進
- 公共施設の省エネルギー化の推進
- 公共建築物の木質化

ZEH・ZEB

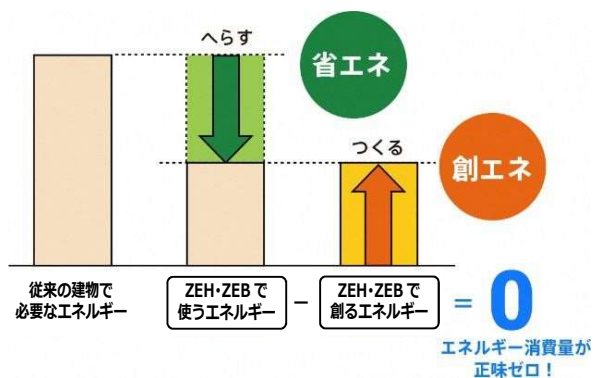
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、快適な室内環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅・建築物のことです。高断熱化や高効率設備の導入などによるエネルギーの削減と太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入などによるエネルギーの創出を組み合わせることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

地球温暖化対策の促進、防災・減災性能の向上などにつながるZEH・ZEBの導入をすすめるため、補助制度による導入促進などの取り組みをすすめています。

■ZEHのイメージ図



■ZEH・ZEBの仕組み



出典：環境省資料より名古屋市作成

(5) 事業者による省エネルギー対策への支援

事業例

事業者の事業活動における温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギー設備の導入支援や事業所の規模や業種に応じた支援の実施などにより、事業者による省エネルギー対策を支援します。

- 環境保全・省エネルギー設備導入支援
- 省エネルギー訪問相談
- 地球温暖化対策計画書制度の運用

(6) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入・利活用の促進

事業例

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化をはかるため、太陽光発電設備の設置支援や公共施設での再生可能エネルギーの使用などにより、再生可能エネルギーの導入促進をはかるとともに、市内での導入事例が少ない小水力発電などの調査をすすめ、未利用エネルギーの利活用の促進をはかります。

- 再生可能エネルギーの導入促進
- バイオマスエネルギーの利活用の推進
- 未利用エネルギーの有効活用の推進
- 自立・分散型エネルギーの導入促進
- 公共施設などへの再生可能エネルギーなどの導入

(7) 水素エネルギーの利活用の推進

事業例

温室効果ガス排出量の削減とエネルギー源の多様化・分散化によるエネルギー供給の強靱化をはかるため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進や燃料電池自動車の普及促進、水素ステーションの整備の促進などにより、水素エネルギーの利活用を推進します。

また、水素社会の実現に向けて、水素発電をはじめとした水素の産業利用や再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の導入促進
- 燃料電池自動車の普及促進
- 水素ステーションの整備促進
- 新たな水素関連技術の導入の推進

水素エネルギーの利活用

水素は利用段階で二酸化炭素を排出しないことなどから、地球温暖化対策をすすめる上で重要なエネルギーとして注目されています。また、再生可能エネルギーなどを活用し、水素を製造することで、製造から利用までの全体において二酸化炭素を発生しないエネルギーとして利用することができます。そのため、日常生活や産業分野で水素を利活用する水素社会の実現に向けて、様々な取り組みがすすめられています。

本市においても、水素エネルギーの利活用をすすめるため、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車などの普及促進などの取り組みをすすめています。

■各区役所に導入した燃料電池自動車



2 気候変動によるリスクへの備えを推進する

(1) 暑熱への影響に対する適応の推進

事業例

気候変動による気温上昇により増加が懸念される熱中症の発生や重症化を防ぐため、熱中症の予防方法・対処方法の啓発や水を活用した暑熱対策の普及啓発などにより、暑熱への影響に対する適応を推進します。

また、ヒートアイランド対策を推進するため、緑の保全・創出の推進や都市活動における人工排熱の低減、コンクリート建築物による熱放射の低減などを推進します。

このほか、気候変動について考える契機とするため、市街地において気温測定を実施し、啓発を行います。

- 熱中症予防方法などの普及啓発
- 水を活用した暑熱対策の推進
- 人工排熱低減の促進
- 施策IV-2-(1)「緑の保全・創出の推進」に掲げる事業
- 施策IV-2-(2)「農の推進」に掲げる事業
- 市街地における気温測定

■ 市役所西庁舎前における気温測定



■ 上下水道局東部営業センターに設置したドライ型ミスト



(2) 自然災害への影響に対する適応の推進

事業例

気候変動により頻発化・激甚化が懸念される水害による被害を防止・軽減するため、まちづくりと治水との整合をはかることや河川や下水道などの整備による、治水安全度の向上の推進や雨水流出抑制の推進、市民の自助・共助への支援などにより、自然災害への影響に対する適応を推進します。

また、災害による停電の影響を低減させるため、再生可能エネルギーなどを活用したエネルギー供給源の多様化及び自立・分散型エネルギーの導入を推進します。

- 大雨に強い都市基盤整備の推進
- 地域における防災対策の強化
- 防災意識向上に向けた啓発
- 水防法改正などに伴うハザードマップの見直し・作成
- 災害時の情報収集・伝達手段の充実
- 再生可能エネルギーなどによる災害時におけるエネルギーの確保の推進

気候変動を踏まえた「流域治水」対策

近年の頻発、激甚化する水害に対し、流域全体であらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」の取り組みが重要となっており、庄内川流域においては、2020年7月に、流域全体で水害を軽減させる治水対策を展開するため、流域内の本市を含む市町、県、国などで構成される土岐川・庄内川流域治水協議会が設置されました。また、その他各流域においても、順次、流域治水協議会が設置されています。

流域治水の考え方をふまえ、河川流域の関係者などと連携し、ハード、ソフト両面からの取り組みをすすめていきます。

■「流域治水」の施策イメージ



「流域治水」とは、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）にわたる流域に関わる全員で水災害対策を行う考え方です。

全員で
水害対策

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

出典：国土交通省資料

(3) 感染症への影響に対する適応の推進

事業例

関係性は明らかになっていないものの、気候変動による気温の上昇や降水量などの変化は、蚊などの節足動物の分布域を変化させ、節足動物が媒介する感染症などのリスクを増加させる可能性が懸念されているため、蚊の捕集によるウイルス保有調査や防除運動を実施するなど、感染症への影響に対する適応を推進します。

- 感染症媒介蚊対策
- 感染症発生动向調査
- 衛生研究所における調査研究

第 5 章

計画の推進に向けて

5-1 パートナーシップによる計画の推進

5-2 進捗管理の考え方

5-3 指標・状況把握項目一覧

5-1 パートナーシップによる計画の推進

みんなで目指すまちの姿の実現に向けては、その姿を各主体が共有し、各々で取り組むだけでなく各主体のパートナーシップにより取り組むことや、環境面のみならず、経済・社会面も考慮し、調和をはかりながら取り組むことにより、複雑・多様化する環境課題に対応していく必要があります。本計画を着実かつ効果的にすすめていくために期待される各主体の役割を示し、パートナーシップにより計画を推進していきます。

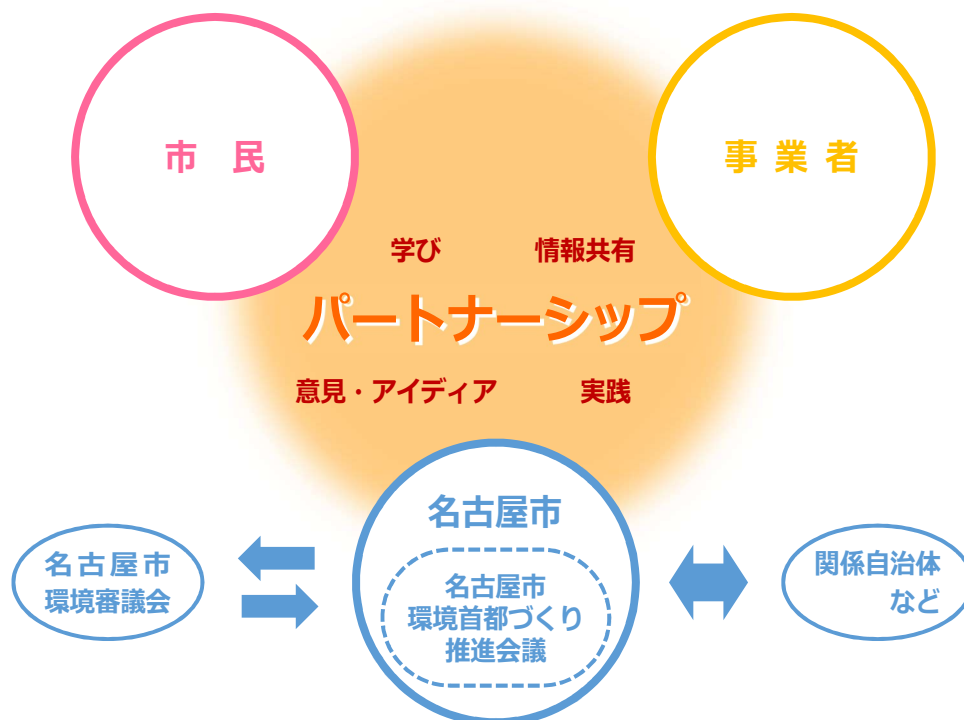
<市民・事業者の役割>

- ▶環境に関する学びの場に積極的に参加し、環境のことを自分ごととして捉え、家庭・職場・地域社会などの日常生活において自主的かつ積極的に環境にやさしい行動を実践し、持続可能なライフスタイルへ転換するとともに、地域や社会の課題解決へ貢献します。
- ▶事業活動のあらゆる段階に環境配慮を組み入れるとともに、環境保全に関する新しい技術・製品の開発やサービスなどを展開します。

<市の役割>

- ▶各主体の取り組みを促進するため、目標や方向性などを提示し、行動促進の基盤づくりを行うとともに各主体のパートナーシップを推進することで、計画を推進していきます。
- ▶市役所は行政機関であると同時に、大規模な事業者・消費者として社会に大きな影響を及ぼすことから、環境にやさしい行動を率先して行い、市民や事業者の取り組みをけん引します。
- ▶効果的に施策を推進するため、全庁的な組織である「名古屋市環境首都づくり推進会議」において連携、調整、情報の共有をはかり、計画の進捗状況の把握や最新の知見の収集及びそれらを踏まえた議論を組織横断的に行っていきます。

■パートナーシップによる計画の推進



5-2 進捗管理の考え方

本計画は、行政の施策をすすめるための計画というだけでなく、みんなで目指すまちの姿とその実現に向けた行動や取り組みを示し、各主体において何ができるかを考え、行動するきっかけとなることを目指したものです。そのため、進捗管理においても、市民・事業者との連携によりすすめていきます。

また、計画の着実な推進に向けた単年度でのPDCAサイクルと、計画期間の中間年度におけるそれまでの状況を踏まえた点検・評価といった複数年度でのPDCAサイクルを実施することにより、本計画の実行性・実効性を確保します。

1 毎年度の進捗管理

<進捗状況の把握>

みんなで目指すまちの姿の進捗状況を示す「ものさし」として、5つの施策ごとに「指標」を設定します。また、5つの施策を構成する施策の柱ごとに、施策や施策の置かれた状況などを分析するための「状況把握項目」を設定し、定期的に把握します。

なお、社会情勢の変化などを勘案して柔軟かつ迅速に対応することで、より適切な進捗管理をはかります。

<市民・事業者との対話>

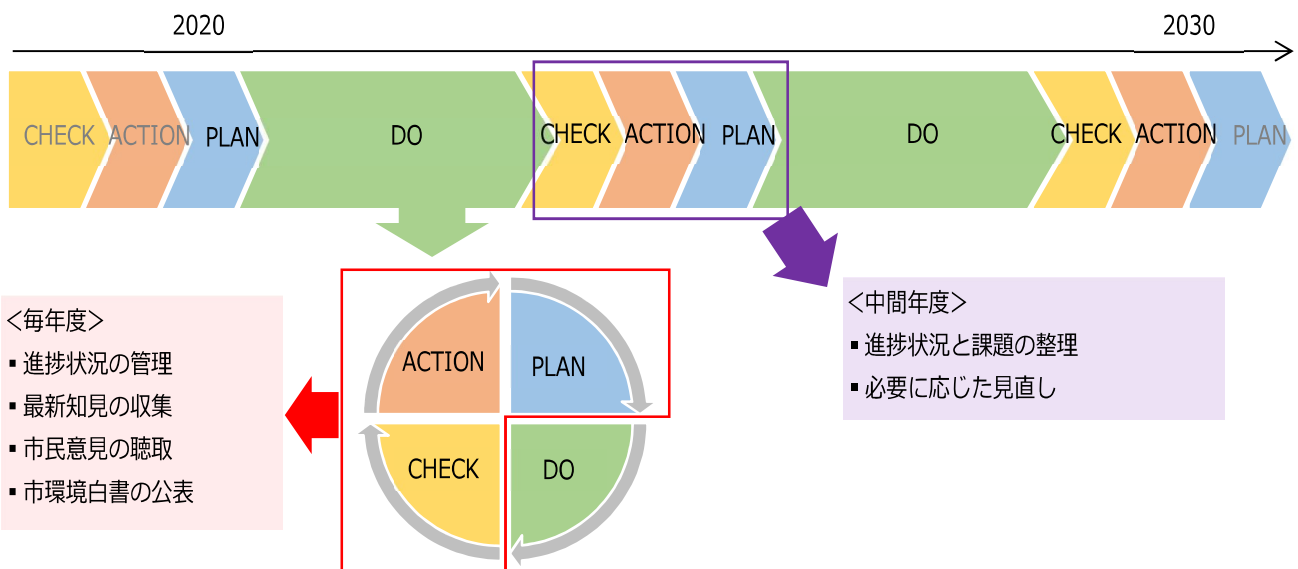
指標での進捗確認にとどまらず、市民・事業者との対話などを通じて、指標では測れない課題などを把握し、施策の今後の展開に活用します。

<進捗状況の公表>

施策の進捗状況や本市の環境の状況、事業の実施状況などについて、「名古屋市環境白書」で公表し、市民、事業者と進捗状況を共有します。

2 中間年度における進捗管理

計画期間の中間年度においては、それまでの状況を踏まえた点検・評価の実施により、進捗状況と課題をまとめ、必要に応じて見直しをはかるなど、複数年度でのPDCAサイクルを実施することにより、計画の着実な推進をはかります。



5-3 指標・状況把握項目一覧

施策	指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
施策Ⅰ 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	51.2%	60%
	なごやSDGsグリーンパートナーズ登録認定数(累計)	2,434件※	4,300件
	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数(累計)	461団体	565団体
施策Ⅱ 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	37.9%	50%
	大気環境目標値の達成率(二酸化窒素)	94.4%	100%
	水質環境目標値の達成率(BOD)	80.0%	100%
	自動車騒音の環境基準の達成率(幹線道路全体)	96.9% (昼夜間)	98%
施策Ⅲ 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	ごみ・資源の総排出量	88.1万ト	87万ト
	ごみの処理量	63.2万ト	56万ト
	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.8%	90%
	ごみの埋立量	4.6万ト	2.0万ト

※「なごやSDGsグリーンパートナーズ」の前身制度である「エコ事業所認定制度」の認定数

施策の柱	状況把握項目	現状値 (2019年度)
1 環境に関わる学びを推進する	環境学習センターの利用者数	31,735人
	環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合	4.9%
2 環境にやさしい行動を促進する	商品購入時に、環境情報（ラベルや説明文）を参考にしている市民の割合	56.1%
	フェアトレードを言葉も意味も知っている市民の割合	35.7%
	省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合	36.1% (2020年度)
3 パートナーシップを推進する	市民団体、事業者、教育機関などによる「なごや環境大学」の共有講座数	154講座
	「なごや環境大学」の活動参加者数	13,308人
1 大気環境の向上をはかる	名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合	50.2%
	大気汚染関係の苦情件数	353件
2 水環境の向上をはかる	名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	29.0%
	水質汚濁関係の苦情件数	47件
3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する	土壌汚染対策法・市環境保全条例に基づく新たな汚染の報告件数	29件
	土壌汚染対策法・市環境保全条例に基づく指定区域数	168区域
	1cm以上の地盤沈下域面積	0km ²
4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する	騒音関係の苦情件数	655件
	振動関係の苦情件数	159件
	悪臭関係の苦情件数	297件
	ダイオキシン類の環境基準達成率	100.0%
	化管法※に基づく化学物質の届出排出量の合計	1,200ト/年間 (2018年度)
5 公害による健康被害の救済と予防を行う	法律に基づく認定患者数	1,743人
	条例に基づく認定患者数	453人
1 リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）を推進する	プラスチック類の総排出量（家庭系）	7.9万ト
2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する	プラスチック製容器包装の資源分別率（家庭系）	43.8%
	紙製容器包装の資源分別率（家庭系）	20.3%
	雑がみの資源分別率（家庭系）	14.8%
	衣類・布類の資源分別率（家庭系）	13.6%
	事業用大規模建築物等への立入指導の実施件数	2,216件
3 ごみの適正な処理を推進する	なごやか収集対象世帯数	4,567件
	発火性危険物等の混入によるごみ収集車・ごみ処理施設などの火災件数	35件

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

施策	指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
施策Ⅳ 生物多様性の保全と 持続可能な利用、 水循環機能の回復をは かる	暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている 市民の割合	56.4%	60%
	新たに確保された緑の面積（累計）	27ha	400ha (10か年)

施策の柱	状況把握項目	現状値 (2019年度)
1 生物多様性の主流化を推進する	生物多様性について言葉も意味も知っている市民の割合	44.0%
	グリーンウェイブの登録団体数	59 団体
2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する	緑被率	22.0% (2015年度)
	市民1人当たりの都市公園の面積	7.0m ²
	名古屋の「みどり」が多いと思う市民の割合	66.3% (2020年度)
	名古屋の「みどり」に満足している市民の割合	65.9% (2020年度)
	親しみがある公園があると思う市民の割合	70.6%
	主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数	45,000 人
	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数	70 区画
3 風土にあった生きものを保全する	身近な自然の調査・保全活動の参加者数	1,534 人
	生物多様性に関する講座等の参加者数	5,298 人
	レッドリスト掲載種数	植物 335 種 動物 419 種
	定着または確認されたことがある特定外来生物の種数	23 種
4 水循環機能の回復を推進する	雨水の浸透・貯留率	15.5% (2012年)
	雨水の蒸発散率	23.3% (2012年)
	雨水の直接流出率	61.2% (2012年)

施策	指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
施策Ⅴ 気候変動に対する 緩和策と適応策を 推進する	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,477万ト (2017年度)	1,172万ト
	最終エネルギー消費量	160PJ (2017年度)	148PJ
	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	41.7%	50%
	太陽光発電設備の導入容量	234,633kW	370,000kW

※温室効果ガス排出量の目標値 1,172 万トンは、2013 年度値 1,599 万トンから 27%削減するもの

※最終エネルギー消費量の目標値 148PJ は、2013 年度値 172PJ から 14%削減するもの

※目標値は、国の脱炭素社会の実現に向けた動きを踏まえ、見直しを検討

施策の柱	状況把握項目	現状値 (2019年度)
1 温室効果ガスの排出抑制を推進する	二酸化炭素排出量（家庭）	311万ト (2017年度)
	二酸化炭素排出量（マイカー）	133万ト (2017年度)
	二酸化炭素排出量（業務用車）	172万ト (2017年度)
	二酸化炭素排出量（オフィス・店舗など）	384万ト (2017年度)
	二酸化炭素排出量（工場・その他）	410万ト (2017年度)
	駅そば生活圏人口比率	67% (2015年度)
	市内の鉄軌道及び市バスの1日当たり乗車人員合計	263万人 (2018年度)
	市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	136万台 (2018年度)
	公共交通が便利で利用しやすいと思う市民の割合	83.9%
	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	40.0%
	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長（累計）	101.7km
	ZEV（EV、FCV、PHV）の普及台数	7,426台
	太陽光発電設備の導入件数	33,807件
2 気候変動によるリスクへの備えを推進する	温室効果ガスの削減に取り組む市民の割合	66.7%
	生活に地球温暖化による影響が出ていると思う市民の割合	33.5%
	熱帯夜の日数	33日
	熱中症で搬送された人数（6～9月）	1,251人
	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	54.4%

参 考 資 料

資-1 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動と施策

資-2 用語解説

資-3 名古屋市環境審議会委員名簿

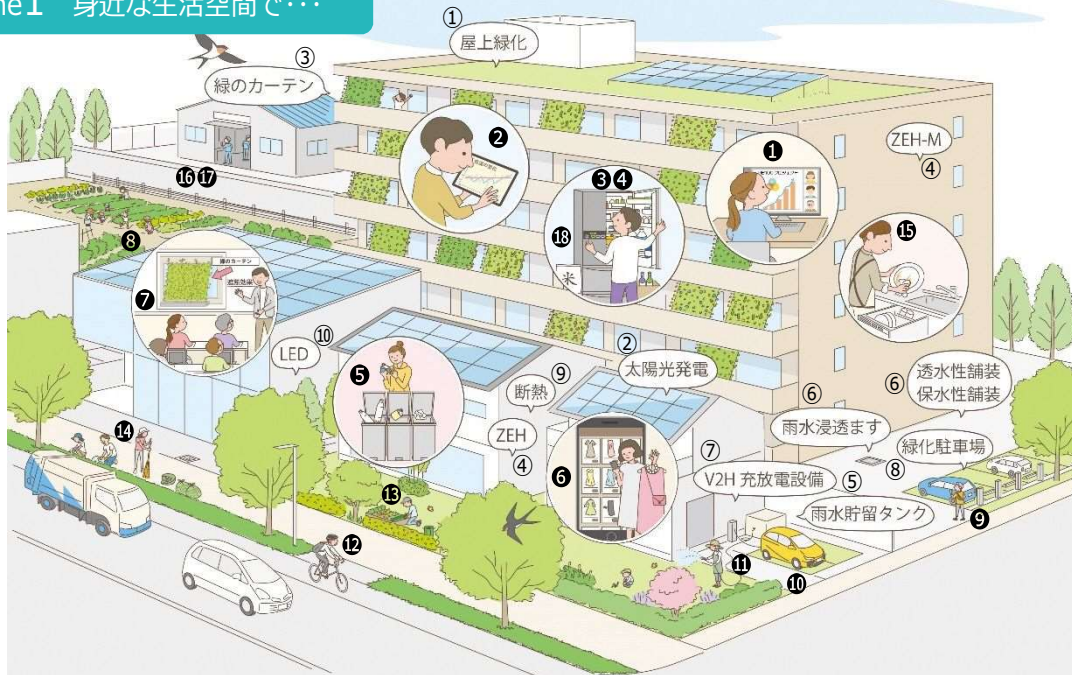
資-4 名古屋市環境審議会 第4次名古屋市環境基本計画部会委員名簿

資-5 第4次名古屋市環境基本計画の審議等経過

資-1 みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動と施策

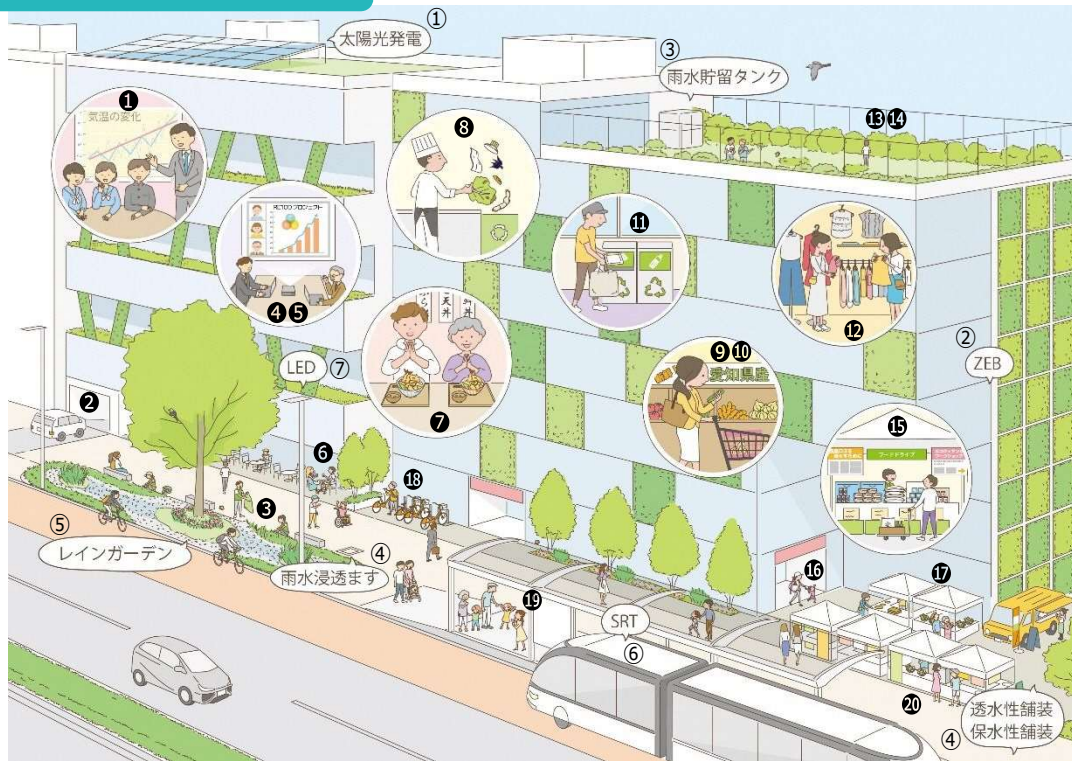
みんな目指すまちの姿の実現に向けた行動や取り組みと、それを推進する施策の関係を示します。

Scene1 身近な生活空間で・・・



	行動	施策Ⅰ	施策Ⅱ	施策Ⅲ	施策Ⅳ	施策Ⅴ	
行動	①テレワークをしています。	共 理 基 盤					
	②環境に関する情報を収集しています。						
	③買い物に出かける前に冷蔵庫の在庫を確認しています。				○		
	④手つかずの食品をフードドライブに寄付しています。				○		
	⑤ごみ・資源を適切に分別しています。				○		
	⑥シェアリングサービスを利用して衣類をシェアしています。				○		
	⑦環境講座に参加しています。						
	⑧市民農園で野菜作りを楽しんでいます。					○	
	⑨ZEVのシェアカーを利用しています。			○			○
	⑩太陽光で発電した電気をEVに充電しています。						○
	⑪貯めた雨水を利用して水やりをしています。					○	
	⑫自転車で通勤・通学しています。			○			○
	⑬生ごみからつくった堆肥で家庭菜園を楽しんでいます。				○	○	
	⑭まちの美化活動に参加しています。			○			
	⑮汚れをふき取ってから食器を洗っています。						
	⑯省エネ・省資源で環境に配慮した生産活動を行っています。				○		○
	⑰環境基準を守り、生産活動を行っています。			○		○	
	⑱省エネ効果の高い製品を使用しています。						○
	技術		①屋上緑化				○
②太陽光発電						○	
③緑のカーテン					○	○	
④ZEH、ZEH-M						○	
⑤雨水貯留タンク					○		
⑥透水性舗装・保水性舗装、雨水浸透ます					○	○	
⑦V2H 充電設備						○	
⑧緑化駐車場					○	○	
⑨断熱						○	
⑩LED						○	

Scene2 商業・業務地で…



		施策Ⅰ	施策Ⅱ	施策Ⅲ	施策Ⅳ	施策Ⅴ	
行動	①事業者が環境講座を開催しています。	共 理 基 盤					
	②事業者同士でZEVをシェアしています。		○			○	
	③事業者がまちの美化活動に参加しています。				○		
	④環境保全プロジェクトの資金をESG投資家から調達しています。						
	⑤Web会議をしています。				○		○
	⑥リターナブル容器を使用して飲食物を提供しています。				○		
	⑦適量メニューの提供や持ち帰り対応をしています。				○		
	⑧生ごみを分別してリサイクルしています。				○		
	⑨地域で生産された農作物や環境にやさしい商品を多く扱っています。				○		
	⑩納品期限の緩和や期限の近い食品からの購入促進をしています。				○		
	⑪資源を回収してリサイクルしています。				○		
	⑫リユース品を販売しています。				○		
	⑬鳥や虫を呼び寄せる木々で緑化しています。					○	
	⑭貯めた雨水を利用して散水しています。					○	
	⑮家庭の手つかず食品を回収するフードドライブを実施しています。				○		
	⑯マイバッグやマイボトルを持って出かけています。				○		
	⑰環境イベントやマルシェを開いています。						
	⑱コミュニティサイクルを利用しています。			○			○
	⑲スマートフォンを活用し、シームレスにつながった交通サービスを利用しています。						○
	⑳フェアトレード商品やエシカルな商品を販売しています。					○	○
技術	①太陽光発電					○	
	②ZEB					○	
	③雨水貯留タンク				○		
	④透水性舗装・保水性舗装、雨水浸透ます				○	○	
	⑤レインガーデン				○	○	
	⑥SRT					○	
	⑦LED					○	



	施策Ⅰ	施策Ⅱ	施策Ⅲ	施策Ⅳ	施策Ⅴ
行動					
①環境基準を守り、生産活動を行っています。		○		○	
②自然の写真を SNS にアップしています。				○	
③水質や生きものの調査・保全活動をしています。		○		○	
④自然観察会、体験型学習会に参加しています。					
⑤生ごみからつくられた堆肥で野菜を育てています。			○	○	
⑥マイボトルを使用しています。	共		○		
⑦帽子をかぶり、こまめに水分補給をしています。	通				○
⑧花壇の手入れをしています。	景			○	
⑨再生可能エネルギーを利用し、生産活動を行っています。	器				○
⑩規格外の農作物を有効活用しています。			○		
⑪地域で生産された農作物を購入しています。				○	○
⑫季節の野菜の収穫体験をしています。					
⑬池干しをして外来種を駆除しています。		○		○	
⑭森の手入れをしています				○	○
⑮廃棄物の発生を抑えた生産活動を行っています。			○		

資-2 用語解説

英数字	
スリーアール 3R	「Reduce=リデュース（発生抑制）」、「Reuse=リユース（再使用）」、「Recycle=リサイクル（再生利用）」の3つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。
エーアイ AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
ビーオーディー BOD	Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
キャスビー CASBEE	Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略で、建築環境総合性能評価システムのこと。本市では、全国版の評価システムである「CASBEE 新築」をもとに、「CASBEE 名古屋」を作成し、建築物における環境に配慮した取り組みを評価している。
シーオーディー COD	Chemical Oxygen Demand の略で、化学的酸素要求量のこと。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものの。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
クール <small>チョイス</small> COOL CHOICE	温室効果ガス排出量の削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国の取り組み。
エコディーアールアール Eco-DRR	Ecosystem-based disaster risk reduction の略で、自然災害の被害に遭いやすい土地の利用や開発をさけることにより、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、災害に強い地域をつくるという考え方。
イーエムエス EMS	Energy Management System の略で、工場・ビル・住宅などでエネルギーの「見える化」などを実施し、エネルギーを合理的に利用するための活動や仕組みのこと。
イーエスディー ESD	Education for Sustainable Development の略で、一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと。
イーエスシー ESG 投資	環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する情報を考慮した投資のこと。
イーブイ EV	Electric Vehicle の略で、電気自動車のこと。
エフシーブイ FCV	Fuel Cell Vehicle の略で、燃料電池自動車のこと。燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。
アイシーディー ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。
アイオーディー IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
マース MaaS	Mobility as a Service の略で、出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。
ピーエイチブイ PHV	Plug-in Hybrid Vehicle の略で、プラグインハイブリッド自動車のこと。外部から充電した電気のみで走行することもできるハイブリッド自動車。
ペタジュール PJ	エネルギー量の単位で、千兆（10の15乗）ジュール。1ジュール≒0.239 カロリー。
ピーエムニーテンゴ PM2.5	Particulate Matter 2.5 の略で、微小粒子状物質のこと。大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（1μm=1mmの1000分の1）以下の非常に小さな粒子のことで、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。

アールイーヒャク RE100	企業が自らの使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのこと。
エスディージーズ SDGs 未来都市	SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するもの。本市は 2019 年 7 月に選定を受けた。2020 年 7 月現在、93 都市が選定されている。
エスエヌエス SNS	Social Networking Service (Site) の略で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス (サイト) のこと。
エスピーエム SPM	Suspended Particulate Matter の略で、浮遊粒子状物質のこと。大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 10 μ m 以下の粒子のことで、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。
エスアールディー SRT	Smart Roadway Transit の略で、技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート (Smart) さを備え、路面 (Roadway) を走ることでまちの回遊性にぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段 (Transit) の呼称。
フィットウェイチ V2H 充放電設備	Vehicle to Home の略で、電気自動車などの蓄電池に蓄えた電気を住宅などに供給できる機能を持つ設備のこと。
ゼロ ZEB	Net Zero Energy Building の略で、断熱性能の高い窓や LED 照明などを導入し省エネルギー化を実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる建築物のこと。P75 参照。
ゼッチ ZEH	Net Zero Energy House の略で、断熱性能の高い窓や LED 照明などを導入し省エネルギー化を実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる住宅のこと。集合住宅における取り組みは、ZEH-M と呼ばれている。P75 参照。
ゼロ ZEV	Zero Emission Vehicle の略で、有害な排出ガスを出さない自動車のこと。一般的には電気自動車や燃料電池自動車が該当するが、プラグインハイブリッド自動車を含める場合もある。
あ行	
アスベスト	天然の繊維状の鉱物で、石綿 (いしわた、せきめん) とも呼ばれる。熱や摩擦に強く、丈夫で変化しにくいという性質を持っているため、耐火、断熱、防音などの目的で、建材などに利用されてきた。P65 参照。
アップサイクル	単なる再使用や素材の原料化ではなく、もともとの素材の特徴を活かしつつ、元の製品よりも次元・価値の高いモノを生み出すこと。
池干し	ため池の水を抜き、底にたまった泥や砂を取り除くこと。また、その際に、池に生息・生育する外来生物を駆除することもできる。
イノベーション	従来の考え方にとらわれない自由な発想で、新たな価値を生み出し、人々の生活に劇的な変化をもたらすこと。
雨水流出抑制	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。
駅そば生活圏	駅を中心とした歩いて暮らせる圏域。
エコドライブ	ふんわりスタートやアイドリング・ストップなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方。
エシカル消費	人や社会や地球環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、さまざまな課題解決につながる消費活動。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量との間の均衡が保たれること。

外来種	人間の活動などにより他の地域から持ち込まれた生物であり、特に、野生化して世代交代を繰り返すようになり、在来の生態系に定着した動植物を指す。地域の自然環境に大きな影響を与えるものや生態系への脅威となる外来生物を侵略的外来種と呼ぶ。
環境影響評価制度	道路や鉄道の建設、大きな建物の建築などの事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、その結果を公表し、市民、行政からの意見を事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていこうことを目的とした仕組み。
環境目標値	環境基本条例に基づき本市独自に設定した目標で、大気汚染や水質汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値。
環境リスク	人の活動によって加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。
技術シーズ	新技術の発展につながる可能性を秘めた発見や技術など。
クラウドファンディング	群衆（Crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、インターネットを通じて幅広く資金を集める手法のこと。
グリーン・リカバリー	新型コロナウイルス感染症の拡大による経済停滞からの復興にあたり、温室効果ガス排出抑制など環境対策への投資を増やし、環境課題の解決と経済復興とを両立させる考え方。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。
グリーンウェイブ	国連が定める「国際生物多様性の日」である5月22日の午前10時（現地時間）に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンな経済	環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済のあり方。
光化学オキシダント（Ox）	大気中の窒素酸化物などに太陽光（紫外線）が作用して生成される酸化性物質。高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
高度処理水	従来の処理方法に比べ窒素・りんなどを多く除去できる処理方法（嫌気好気法や急速ろ過法など）で下水を処理した水のこと。
コミュニティサイクル	利用・返却が同じ場所となるレンタサイクルとは異なり、専用の自転車貸出返却場所（ステーション）が複数設置され、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム。
さ行	
サーキュラーエコノミー	循環経済のことで、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる考え方。近年のシェアリングなど循環性と収益性を両立するビジネスモデルの広がりも踏まえ、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した持続可能な経済活動を指す。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短い期間で再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や熱利用時に温室効果ガスがほとんど発生しない点でも優れている。
シームレス	「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎなどの交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものにする。
シェアリングエコノミー	典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用ができるメリットがある。
次世代自動車	CO ₂ 排出量の削減効果が大い、燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車などエコカーの中でも特に排出ガス性能が優れ、環境にやさしい自動車のこと。ガソリ

	ン以外の燃料や電気を使って走るため、排出される CO ₂ や大気汚染物質が少ない（または全く出ない）ほか、燃費性能も優れている。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標のこと。SDGs（Sustainable Development Goals）。P3参照。
市民農園	市、農協、農家、企業などが開設する貸し農園。
集約連携型都市構造	駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化などの多様な都市機能が適切に配置・連携されており、さらに景観、歴史、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造。
食品ロス	本来食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品のこと。
自立・分散型エネルギー	再生可能エネルギーなどの地域に分散している比較的小規模なもので、災害による停電時などにも、地域内や住宅内でエネルギーの供給が可能なもの。
人工排熱	工場、オフィスビルの情報機器や空調に起因する建物排熱や自動車走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱などのこと。
スーパー・メガリージョン	東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏のこと。
生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く大気・水などの無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。
生態系サービス	食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる暮らしを支える恵みのこと。
生態系ネットワーク	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核とし、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。
生物多様性	地球上には数百万種ともいわれる多様な生物が存在する。このような種の多様性に加えて、種内の多様性（地域個体群など遺伝子レベルの多様性）、生態系の多様性を含む概念。
生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）	生物多様性の保全と持続可能な利用などを目的とした生物多様性条約締約国会議の10回目だが、2010年10月に本市で開催された。
ソーシャル・インパクト・ボンド	民間事業者が投資家から調達した資金を基に社会課題の解決につながるような事業を実施し、その成果に応じて行政から報酬が支払われ、投資家に還元される仕組み。
た行	
脱炭素社会	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会のこと。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。
地域冷暖房	一定域内の建物に対して、熱供給設備で発生した、冷水・温水・蒸気などを導管を通じて供給し、エリア全体でまとめて冷房・暖房・給湯を行うシステム。
地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。
地産地消	地元の農産物などを地元で消費する活動のこと。
低炭素モデル地区	市内各所での開発事業を低炭素なものへと誘導するため、低炭素なまちと暮らしの姿を市民・事業者具体的に示すモデルとして本市が認定した地区。2015年に「錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクト」及び「みなとアクルス開発事業」の2事業を認定。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
テレワーク	ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

透水性舗装	路面に降った雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装。歩道や駐車場、公園などで採用されている。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法により指定されるもの。
都市型水害	大都市に発生する都市特有の水害。都市では地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われているため、降雨が一気に側溝へ流れ込む。集中豪雨時は排水が追いつかず、地下空間などに流れ込み、浸水被害を受けることがある。
都市公園	都市公園法により次のうちいずれかに該当するものとされている。 ①都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの ②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地 ③国が設置するもので、都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園など
な行	
なごやSDGsグリーンパートナーズ	事業活動におけるSDGs及び環境に配慮した取り組みを自発的かつ積極的に実施している事業所を登録・認定し、自主的な取り組みを支援する制度であり、前身である「エコ事業所認定制度」にSDGsの視点を盛り込んだもの。P59参照。
は行	
パーソナルモビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1～2人乗り程度の車両。
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。
ハザードマップ	自然災害による被害が想定される区域や被害の程度、避難所などの情報を地図上に明示して公開しているもので、その地域の住民が安全に避難できることを主な目的としている。
バリアフリー	高齢者・障害者などが、社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁を除去するという考え方。
ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれている。
フードドライブ	家庭にある手つかず食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄付する活動。
フェアトレード	開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者や労働者の生活改善と自立を目指すもの。その理念は、環境・貧困・人権・平和・開発など地球規模の課題解決につながる。本市は2015年にフェアトレードをまちぐるみで推進する「フェアトレードタウン」に認定されている。
ふるさと納税制度	個人が生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附した場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から控除される制度。
包摂性	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながる状態のこと。
ま行	
未規制有害物質	法令などで規制対象とされていないが、環境リスクが懸念される化学物質。
水循環	地球上の水は、海や陸から蒸発して雲となり、雨や雪となって地上に降り注ぐ。地上に降った雨や雪は蒸発して再び雲となるほか、地中にしみ込み、地下水や湧き水となる。湧き水や地中にしみ込まなかった雨や雪は、地表から河川へ流れ、やがて海に注ぐ。このように水が姿を変えながら地球をめぐることを水循環という。
未利用エネルギー	工場などの排熱や、河川水・下水などの温度差エネルギーといった、今まで利用されなかったエネルギーの総称。

ら行	
リニア中央新幹線	東京都から名古屋市を經由し大阪市までを超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線。
緑被率	ある地域における緑被地の占める割合のことで、平面的なみどりの量を表す指標となる。緑被地は樹木や草で覆われた土地のことで、本市では農地や水面も緑被地としている。
緑化地域制度	市街地などにおいて効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地面積を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた割合（緑化率の最低限度）以上の緑化を義務付ける制度。
レインガーデン	降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型の植栽スペース。下水道への負荷の軽減や、水質浄化、地下水の涵養などの効果が期待される。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。

資-3 名古屋市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職など
市議会議員	山田 昌弘	市会副議長
	松井 よしのり	総務環境委員会委員長
	三輪 芳裕	安心・安全なまちづくり対策特別委員会委員長
学識経験者	伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
	○大鹿 聖公	愛知教育大学教育学部教授
	◎奥宮 正哉	名古屋大学名誉教授
	加藤 孝雄	日本労働組合総連合会愛知県連合会名古屋地域協議会副代表
	加藤 博子	愛知県弁護士会
	小林 富雄	愛知工業大学経営学部教授
	佐藤 綱洋	名古屋商工会議所理事・産業振興部部長
	曾我 幸代	名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授
	竹内 恒夫	名古屋大学名誉教授
	田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
	富永 晃宏	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
	永田 悦子	名古屋市医師会
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	野呂 雄一	三重大学教養教育院教授
	洞澤 秀雄	南山大学大学院法務研究科教授
堀江 典子	佛教大学社会学部公共政策学科准教授	
関係行政機関	岡田 守人	愛知県環境局長
	新藤 公人	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
	秀田 智彦	中部地方環境事務所長

(注) 敬称略、2021年3月25日(答申受領時)時点

◎: 会長、○副会長

参考資料

資-4 名古屋市環境審議会 第4次名古屋市環境基本計画部会委員名簿

区分	氏名	役職など
部会長	奥宮 正哉	名古屋大学名誉教授
委員	大鹿 聖公	愛知教育大学教育学部教授
	小林 富雄	愛知工業大学経営学部教授
	佐藤 綱洋	名古屋商工会議所理事・産業振興部部長
	曾我 幸代	名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授
	富永 晃宏	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
	夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授

(注) 敬称略、2021年3月25日(答申受領時)時点

資-5 第4次名古屋市環境基本計画の審議等経過

日 程		審 議 内 容
2019年 1月18日	第19回 環境審議会	・第4次名古屋市環境基本計画の策定について（諮問）
2019年 5月20日	第1回 環境基本計画部会	・第4次名古屋市環境基本計画の位置づけ等及び策定スケジュール ・第3次名古屋市環境基本計画の総括 ・第4次名古屋市環境基本計画策定の基本的方向
2019年 8月23日	第2回 環境基本計画部会	・2030年のめざす姿 ・環境施策の基本的方向
2019年 11月11日	第3回 環境基本計画部会	・2030年のめざす姿に向けた各主体の役割 ・2030年のめざす姿に向けた環境施策の取組姿勢 ・重点施策
2019年 12月18日	第20回 環境審議会	・第4次名古屋市環境基本計画の策定について（経過報告）
2020年 2月28日	第4回 環境基本計画部会	・第4次名古屋市環境基本計画の構成 ・2030年のめざす姿のイメージ ・政策・施策体系 ・指標
2020年 7月31日	第5回 環境基本計画部会	・第4次名古屋市環境基本計画（素案）
2020年 11月10日	第6回 環境基本計画部会	・第4次名古屋市環境基本計画（素案）
2021年 2月1日	第7回 環境基本計画部会	・第4次名古屋市環境基本計画（部会報告案）
2021年 3月25日	第22回 環境審議会	・第4次名古屋市環境基本計画の策定について（答申）
2021年 6月25日 ～7月26日		・市民意見の募集
2021年9月		・第4次名古屋市環境基本計画を策定

みんなで目指すまちの姿の実現に向けた「わたしの行動」

名古屋市役所は、この計画にSDGsの理念を取り入れ、みんなで目指すまちの姿の実現に向けた行動（P42~47）をイラストで表現するなど、分かりやすい計画の策定に努めました。また、冊子の印刷において、以下の環境配慮を行いました。

今後も環境のために、率先して環境配慮に取り組むとともに、市民・事業者の皆さまと「快適な都市環境と自然が調和したまち」の実現に向けパートナーシップで取り組みます！

あなたにできる行動を考え、実践してみましょう！



カーボンオフセット（中部産CO₂クレジット）

この冊子の印刷（原材料の調達、製本時のエネルギー使用量）に伴い発生するCO₂を名古屋市内で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（J-クレジット制度等）によりカーボンオフセットしています。



FSC 認証制度

この冊子に使用している紙は、「森林の管理が環境や地域社会に配慮して適切に行われているかどうか」を評価・認証された森林からの生産品を使用しています。



植物油インキ

この冊子に使用されている印刷インキは、再生可能資源の植物油を含有し、環境負荷を低減しています。



第4次名古屋市環境基本計画

名古屋市環境局環境企画部環境企画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2661
FAX 052-972-4134
電子メール a2661@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp
策定年月 2021年9月
頒布価格 750 円



第4次名古屋市環境基本計画は、
名古屋市公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

市公式ウェブサイト

第4次名古屋市環境基本計画

検索

